

特別支援教育 発展ガイド

～ 学校、地域、社会全体のネットワークで

一人一人のニーズに応じた支援を ～

京都府教育委員会

特別支援教育体制推進事業調査研究運営会議

本冊子の構成と使い方

本冊子は3部構成になっています。

第1部は、各支援地域等の状況を特別支援学校に設置した地域支援センターと教育局の連携した取組をはじめとして紹介しています。

障害のある子どもを生涯にわたって支援するために、学校と保護者そして関係機関を含む地域がネットワークを形成し、子どもを中心に今何ができるかを考える取組が府内全域で進んでいます。

御自分の地域での取組や、専門性の向上につながる研修の実施状況などを御覧になり、活用いただけることを願っています。

第2部は、主に実践例に基づく支援の工夫や留意点を紹介しています。

診断名が同じでも、年齢やそれぞれの状態によって適切な支援や配慮事項は異なってきます。

将来、社会で自立できる力の育成をめざして、集団の中でそれぞれの子どもの得意な分野は更に伸ばし、不得意分野は克服できるように支援するためには、目の前の子どもの現在の状態を的確に把握したアセスメントと、それに基づく適切な個別の指導計画が何より大切になります。

第3部は、ネットワークを形成する関係者の方々のメッセージや紹介です。

関係する専門家団体や専門家チームに参加いただいた委員からの御意見や、教員の専門性を向上し、ネットワークをさらに強く効果あるものにするための方策等を紹介しています。

◇ 発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD) その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの。〔発達障害者支援法による定義であり、知的な遅れは含まないなど医療分野での定義とは異なる部分があります。〕

◇ 支援体制の整備については、文部科学省作成の「小・中学校における LD (学習障害)、ADHD (注意欠陥/多動性障害)、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン (試案)」(平成16年1月)を参考にしてください。文部科学省のHP (http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/16/01/04013002.htm#1)

◇ 具体的な指導・支援の例や「個別の指導計画」、「個別の教育支援計画」の作成例については、京都府総合教育センターHPも参考にしてください。
(<http://www1.kyoto-be.ne.jp/ed-center/>)

◇ 次の冊子については、京都府教育庁指導部特別支援教育課のHPからダウンロードすることができます(<http://www.kyoto-be.ne.jp/tokubetsu/index.html>)

「LD、ADHD、高機能自閉症支援ガイド」(平成16年3月発行)

「特別支援教育推進ガイド」(平成17年3月発行)

「特別支援教育実践ガイド」(平成18年3月発行)

「特別支援教育充実ガイド」(平成19年3月発行)

*この冊子においては「学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、高機能自閉症等」を「発達障害」と表記しています。

目 次

はじめに	2
特別支援教育のネットワークを広げる	3
第1部 学校、地域支援センター、関係機関のネットワーク	(5)
乙訓教育局管内一向日が丘養護学校	6
山城教育局管内一桃山養護学校・南山城養護学校	10
南丹教育局管内一丹養護学校	18
中丹教育局管内一中丹養護学校・舞鶴養護学校	24
丹後教育局管内一与謝の海養護学校	32
府全域一盲学校、聾学校、盲・聾学校舞鶴分校、城陽養護学校	38
生涯を視野に入れた京都府の体制整備・職業自立に向けた取組	46
第2部 実践からみる工夫や配慮	
学生支援員の活用	47
就学前の発達支援事業としての取組	48
就学前から小学校への就学に向けて	50
通常の学級での学習上の配慮	52
通級指導教室を活用した学習上の支援	53
中学生のLDケース	54
特別でない「特別支援教育」～高等学校での取組～	56
高等学校での支援の試み～スクールカウンセラーの視点から～	60
ネットワークの鍵をにぎるのは管理職	62
第3部 頼れるネットワークを目指して	(63)
関係する機関からのメッセージ	64
専門家チーム会議に参加して	68
学生支援員の研修について	69
アセスメント・個別の指導計画作成や検討のポイント	71
特別支援教育に関する研修	76
～ためしてみよう特別支援教育理解度コーナー～	
関係連携機関等一覧	79
特別支援教育体制推進事業各種委員等名簿	80
調査研究運営会議委員・広域特別支援連携協議会委員・専門家チーム委員兼巡回相談員	
支援地域巡回相談員（各特別支援学校相談支援チーム）	
参考資料	
平成19年度京都府特別支援教育体制推進事業実施要項	87
特別支援教育の推進について（文部科学省初等中等教育局長通知）	90

第1部

乙訓

山城

南丹

中丹

丹後

全域

第2部

第3部

資料

はじめに

平成19年度から特別支援教育を法的に位置付けた改正学校教育法が施行され、同時に、「特別支援教育の推進について」（文部科学省初等中等教育局長通知）により、全校種において、学校全体で、教育上特別な支援を必要とする児童生徒等に適切な教育を行う上での基本的な考え方、留意事項も示されました。

「特別支援学校」においては在籍する児童生徒等の教育のほか、地域の特別支援教育のセンター的機能を担うことが明確に位置づけられ、幼稚園、小・中学校及び高等学校においては、発達障害を含む障害のある児童生徒等に対し、障害による学習上及び生活上の困難を克服するための教育を行う旨が明記されました。

京都府では平成19年度から府立特別支援学校（本校全10校、分校2校）に専任の地域支援コーディネーターを配置するとともに、地域支援センターを設置し、「特別支援学校・地域等連携推進事業」を実施しています。

また、府内全域を「特別支援教育体制推進事業」（平成17～19年度文部科学省委嘱事業）の推進地域に指定し、教育局と特別支援学校の連携のもとに、この2つの事業を連動させ、幼稚園、保育所を含む学校等を対象に地域単位での巡回相談などを実施し、通常の学級に学ぶ障害のある児童生徒等に対する適切な指導と必要な支援を行うためのネットワーク作りを推進してきました。

府内の公立小・中学校では、校内委員会の設置と特別支援教育コーディネーターの指名はほぼ100%、幼稚園、高等学校でも約90%となり、各学校等では、このシステムを確かな連携の動きとして機能させ、特別な支援を必要とする児童生徒やその担任等を効果的に支援していくための取組が進められています。

さらに、昨年度から中学校に主にLD、ADHD等の生徒を対象とする通級指導教室の設置により中学生にも通級による支援が継続できる体制を整備し、「特別支援教育充実事業」として小・中学校に100名の非常勤講師を配置したことにより、一人一人のニーズに応じた支援の基盤となる、全校的な支援体制の充実に向けた取組が進められております。

あわせて、府総合教育センターの講座や府特別支援教育研究協議会での研修会においては、各学校でのコーディネーターの実践などが交流され、幼稚園、高等学校においても、具体的な支援や連携のあり方に対する校（園）内研修などの実施が増えています。

生涯にわたってニーズに応じた具体的な支援をするために、文部科学省と厚生労働省が連携した施策を打ち出しています。府内でも今年度設置された発達障害者支援センター及び発達障害者圏域支援センターとの連携、職業自立に関する実践事業等を活用した就労支援に向けた動きなど、府や地域単位での連携協議会等支援体制の整備に取り組んでいます。

本年度は特別支援教育元年とも言われます。この冊子によって現在の取組状況を御確認いただき、全校種において特別支援教育を一層推進し、更に生涯にわたる支援に繋ぐ一助にいただければと願っております。

平成20年3月

京都府教育庁指導部特別支援教育課
課長 松本 公雄

特別支援教育のネットワークを広げる

平成19年度は特別支援教育元年であると同時に特別支援教育体制推進事業の最終年度でもありました。保護者の大きな期待や関係者の熱意のもと、これまでのシステムの枠組みの整備をさらに有効で活力のあるシステムに高めることを目指して、障害のある子どもたちそれぞれのニーズに応じた、教育的支援の取組が進められました。

特別支援学級や通級指導教室の設置されている小・中学校だけではなく、全校種において、学校（園）全体で、教育上特別な支援を必要とする児童生徒等に適切な教育を行うこととなり、ほぼ全校に整備されつつある校内委員会や、特別支援教育コーディネーターの状況に応じたすばやい活動が重要になってきます。

各府立特別支援学校には4月から地域支援センターが設置され、専任で配置された地域支援コーディネーターを中心に、関係機関とのネットワークを強め、幼稚園から高等学校等までを支援する特別支援教育センターとしての動きが更に進められています。

発達障害をはじめ、支援を必要としている多くの子どもたちをサポートする相談支援のセンター的機能を3つの視点から考えてみたいと思います。

一つ目は「ネットワーク」です。「特別支援教育等に関する相談・情報提供機能」の充実のためには、「福祉、医療、労働などの関係機関等との連絡・調整機能」が不可欠です。それぞれの専門性をつなぐ、強いネットワークを形成する必要があります。

二つ目は「フットワーク」です。「小・中学校の教員への支援機能」、「障害のある児童生徒への指導・支援機能」として、速やかに教育相談を行い、明日の教室で役に立つ支援プランの提示をしていける支援チームの動きづくりが重要です。

三つ目は「フィードバック」です。相談や支援プランのどの部分が有効だったか、改善・修正していく部分はどこかなど、一度の相談で終わることなく、経過を尋ねることによってさらに適切な支援を進めることが可能となります。

これら3つの視点に加えて、直接子どもたちの指導・支援を行う「小・中学校等の教員に対する研修協力機能」や「障害のある幼児児童生徒への施設設備等の提供機能」により、専門性の向上を支えることにつながります。

この冊子の前半では、平成19年度に取り組まれた5つの教育局および特別支援学校に設置された地域支援センターの協力のもとに行われた実践を中心にまとめていただきました。後半では、就学前から高等学校までの実践例をもとにした支援・配慮のヒントや実際の支援に協力いただいている関係機関の方のメッセージなどが紹介されています。

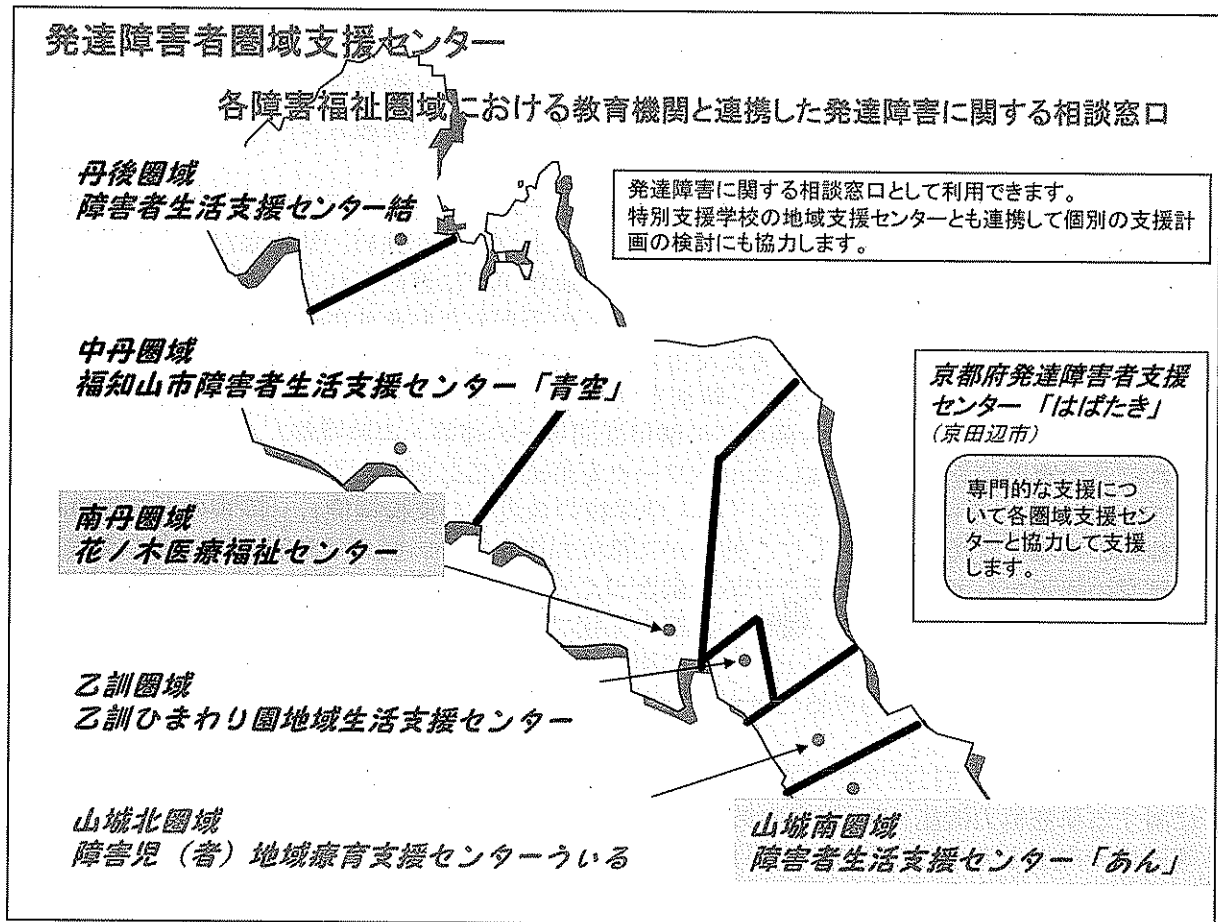
今、発達障害をはじめ人への関わりや学ぶことの不得手な子どもたちへの丁寧な関わりや学習支援は、いじめや不登校など、今日の学校が抱える様々な問題解決にもつながる要素を持っていると考えます。さらに特別な教育的支援が必要と言われる子どもたちが社会に出て生きていける力を身に付け、それを受け入れる社会をつくるためにも、教育に携わる私たちは、特別支援教育の基本的な理念を理解するように努めたいものです。

本冊子が、子ども達に直接かかわる教職員や保護者の皆様だけでなく、多くの方々にも広く読まれ、今後の特別支援教育理解の一助になれば幸いです。

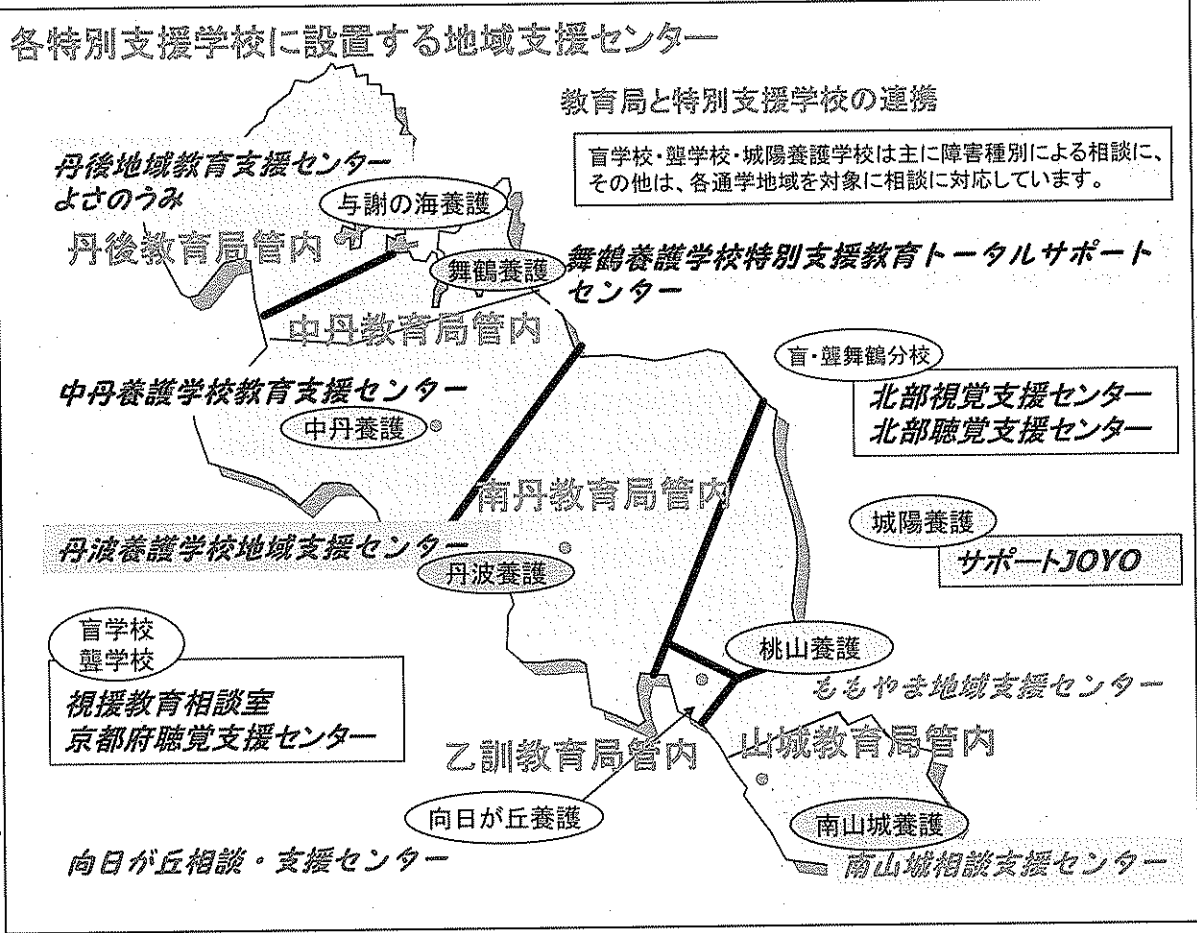
特別支援教育体制推進事業調査研究運営会議
委員長 友久久雄

第1部

学校、地域支援センター、関係機関のネットワーク

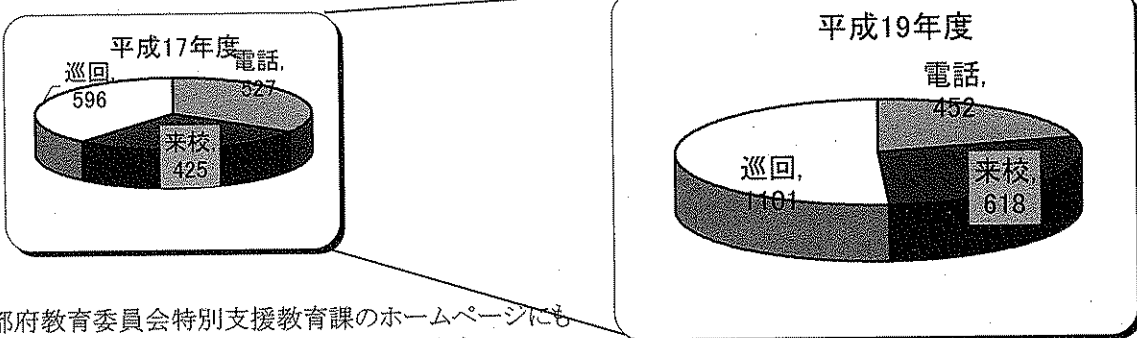


平成19年10月に京都府発達障害者支援センター「はばたき」及び6つの圏域支援センターが開設されました。
各特別支援学校の地域支援センターとも密接なネットワークを形成し、就学前から就学へのスムーズな移行や、卒業後の支援を進めます。



平成19年4月に各府立特別支援学校に地域支援センターを設置しました。
関係機関や専門性を持つ小中学校の教員を含んだ巡回相談チームを設置し、教育局と連携して、チームを学校に派遣するほか、支援地域特別支援連携協議会の運営、公開講座の開催や研修支援など、地域の特別支援教育のセンターとしての動きを教育局と強く連携しながら進めています。

教育相談の状況



京都府教育委員会特別支援教育課のホームページにも
その他の支援状況等を含めて掲載しております。
<http://www.kyoto-be.ne.jp/kyoto-be/tokubetsu/> * 19年度の件数は2月末現在

乙訓教育局管内 向日が丘相談・支援センター

乙訓特別支援連携協議会・・・乙訓教育局と向日が丘養護学校と地域との連携

乙訓教育局と向日が丘養護学校では、「乙訓特別支援連携協議会」を設置し、乙訓地域の就学前機関、小学校、中学校、高等学校と連携して発達障害の子ども達への支援に取り組んでいる。

今年度は向日が丘養護学校内に「向日が丘相談・支援センター」を設置し、向日が丘養護学校の教員を中心とする相談チームが地域の学校等に在籍している幼児、児童への相談活動、検査の実施、個別の指導計画作成の支援などを行ったが、今後は、本人、家族を支援するために福祉事業所等多様な機関との連携も必要となる。

向日市・長岡京市・大山崎町の2市1町は、合同で「乙訓圏域障害者自立支援協議会」を設置し、「サービス利用調整部会」「就労支援部会」「地域生活支援部会」の3部会を立ち上げ、相談支援センター、福祉事業所、医療、教育、雇用、企業、障害者団体、行政が参加し、各部会は月1回程度開催している。

福祉事業所は、障害者の生涯にわたる支援を行うための「個別の支援計画」を、行政は障害者福祉基本計画を策定し、地域で生活するために必要な支援が受けられるよう取り組んでいる。

発達障害者支援法の施行に伴い、「京都府発達障害者支援センター」及び府内の6つの福祉圏域に「発達障害者圏域支援センター」が設置された。乙訓圏域では、「乙訓ひまわり園」と「コラボねっと」が指定を受け、乙訓圏域内の発達障害者への支援のための「乙訓圏域発達障害者支援ネットワーク」の準備会が設置された。

「乙訓特別支援連携協議会」「乙訓圏域障害者自立支援協議会」「乙訓圏域発達障害者支援ネットワーク」はそれぞれ違う立場から、地域で生活をする発達障害者とその人を取り巻く人々（保護者、学校の教職員、福祉施設の職員など）を支援していくことを目標に、次年度以降、互いに連携し、調整をして行く取組を作り出したい。

<今年度の重点的な取組>

- 相談事業の充実・・・通級指導教室との連携
- 就学前からの取組の充実・・・
- 研修の場の充実・・・公開研修会やスキルアップ講座の多角的な利用

通級指導教室との連携・・・巡回相談の充実に向けて

<通級指導教室との連絡会>

向日が丘養護学校では、様々な取組の中で、LD・ADHD・高機能自閉症等の幼児児童生徒を含め、障害のある幼児児童生徒に対する支援体制の整備を促進するため、教育、医療、保健、福祉、労働等の関係部局との連携を推進、及び支援地域管内の通級指導教室と本校相談支援チームとの密接な連携をめざしている。この趣旨にそって、連絡会を設けた。

1 取組の様子

- 定期的に月例とし、毎月1回の担当者連絡会を開催する。
- 相互の相談事業についての意見交換や実務的な相談を実施する。
- 相互に授業参観や事例を検討し、研修に努める。

2 今後に向けて

- 今年度途中からの取組のため、具体的な成果を出す段階ではないが、巡回相談の進め方、相談チームの編成の仕方など今年度から次年度へ活かす方策が検討できてきた。
- 本校の相談支援チームが、2市1町のそれぞれの地域での通級指導教室を中心とする取組の様子を理解できたことにより、今後の取組に活かしていけると感じた。

- 相談事例についてのフォローアップの方策が期待できる取組。
- 地域内での多様な相談リソースの確保が期待できる取組。

就学指導委員会への参加・・・

<乙訓2市1町の就学指導委員会参加をとおして>

1 経過と様子

- 2市1町のうち、1市については従前から、就学指導委員会に参加。
- 今年度から、地域支援相談部から担当者を派遣。
- 今年度から、2市1町すべての就学指導委員会に参加。(正式参加・オブザーバー参加)

2 内容

- いずれの地域も、就学前幼児の部会と小中在学児生の部会の構成
- 総会審議・部会審議・保育授業等参観・保護者との懇談など

3 成果と課題

- それぞれの地域で、どのような取組の中で就学先が決定されていくのが良く理解できた。そのことにより、今後の相談活動にも活かしていけると感じた。
- 本校への相談事例だけでなく、保育・授業の参観ができたことにより、地域の実情がつかめるようになってきた。
- 継続的な取組が図られることにより、早期からの対応の道筋ができると感じられた。
- 懇談や審議の場面で、特別支援学校の様子などを話題提供することができ、就学にあたっての情報を提供することができた。
- より密度の高い取組のためには、地域支援相談部及び就修学相談部も含めた参加体制を構築する必要があると考える。
- 就学指導委員会が、『就学先の見解』をまとめるだけでなく、それぞれの子どもの課題や手だて工夫などの引き継ぎの役割も担っている場合もある。相談支援チームの役割と重なる部分でもあり、ともに連携を図ることにより、スムーズな移行支援へとつながると思われる。

- 部会審議や保育・授業の参観等から、地域の実情がつかめる。
- 継続的な取組を重ね、早期から継続した対応が図れる。

地域の小・中・高校や就学前施設との連携に向けて

<京都府立向日が丘養護学校 夏季 公開研修会>

1 研修会概要

- 日時 平成19年8月28日(火) 午後1時～ 午後4時
- 内容 講演『気になる子どもの理解と支援のために・・・高機能自閉症・アスペルガー症候群を中心に』 門 眞一郎氏 (京都市児童福祉センター 児童精神科医)

2 まとめとして

- 当日、地域の就学前施設・小学校を中心に約270名の参加者があった。また、今年度は中学校や高校からも参加者があり、支援地域内での特別支援教育への関心の強さが見受けられた。
- 昨年度のまとめから、ニーズの高い、自閉症スペクトラムの中の『アスペルガー・高機能自閉症』についての講演をテーマにしたことにより、参加者がより増加した。

- 一昨年度より、向日が丘養護学校の地域支援にかかわる継続的な取組として実施してきている。
- 乙訓管内の教育、療育関係者、施設職員等対象として実施している。
- 今年度から、校内研修の一環として参加する小学校が増えてきている。

乙訓教育局企画研修講座の実施内容と成果・今後の展開

<乙訓特別支援教育コーディネータースキルアップ講座>について

1. ねらい

管内の小・中学校の特別支援教育コーディネーターが研修を通じて校内外の関係者や機関と連携し、協働による支援を推進するための資質や能力の向上を図る。

2. 対象

- 管内小中学校特別支援教育コーディネーター等
- 乙訓特別支援連携協議会相談チーム相談員
- 京都府総合教育センター特別支援教育部
- その他（傍聴者）：2市1町保健師、乙訓保健所保健師（計43名）

3. 内容

- 公開授業 長岡京市立長岡第八小学校 第1学年2組担任 教諭 森 紀好
第6学年3組担任 教諭 岩前 敬子
- 実践発表 長岡京市立長岡第八小学校 特別支援教育コーディネーター
教諭 吉住 ゆかり
- 研究協議（グループ協議）
- 講 話 「担任とコーディネーターの協働で進める手立てと支援」
花園大学 准教授 渡邊 実 氏
- 指導・助言 京都府総合教育センター特別支援教育部長 青山 芳文 氏

4. 講座実施に至るまでの経緯

- 特別支援教育の充実期となった今、改めて各学校の特別支援教育コーディネーターの役割がますます重要となってくる。特に特別な支援の必要な児童生徒の課題の分析や具体的な指導・支援の内容、実践と評価・検証、さらにより質の高い指導・支援の内容と実践といったPDCAサイクルによる担任と協働した取組は、特別支援教育コーディネーターの最も重要な役割と考えた。
- そこで、特別支援教育コーディネーターと担任が協働した具体的な実践事例を通じ、担任がどのように児童生徒を支援すればよいのか、またコーディネーターがどう担任を支援すればよいのかを学ぶ機会を設定することとした。
- また、管内の小中学校特別支援教育コーディネーターの実践交流の場としてとらえ、今後の校種間連携推進の視点から研究協議は校種を混ぜて設定した。
- さらに、就学前の保育・教育との連携は取組が進んできてはいるが、就学前機関の関係者にも傍聴を呼びかけ、就学後の取組状況を具体的に知ってもらうことで就学前から就学後へのスムーズな指導・支援の連携につなげることにした。

5 成果と今後の展開

【実践発表について】

- 月1回の特別支援校内委員会では、支援の必要な児童に対してニーズに合った支援の方法を検討し学期毎に評価・検証を行っている。また、担任を中心として特別支援教育コーディネーター（2学期から2名体制）、特別支援加配や心の教室相談員、外部専門機関との連携などチームでの指導・支援体制を重視している実践は、各学校が特別支援教育を推進する上で大変参考となった。
- さらに、個別の指導計画及びアセスメント票をチームでの指導・支援を基に担任が作成することを重視していることは、担任の力量の向上のため有効であり、多くの学校で学ぶべき点である。

【公開授業について】

- 学習指導案に備考の項目を設け対象児童への具体的な指導・支援の内容を記述する手法は、指導者が1時間の授業で何をどのように指導・支援するのかを明確にする必要があり、他校の参考となった。具体的には、「予想される行動と手立て」、「事前指導の内容」、「活動場面での指導・支援の内容」、「本人への評価の場面と内容」などである。

【講話について】

- 講師の先生も授業を参観していただいたことにより、発達的な視点から対象児童の様子や何よりも指導者の指導・支援の内容、今後の方向性について具体的にお話しいただき、参加者の今後の実践に直結する内容であった。

(参加者の感想)

内容の濃い研修会で意義あるものとなりました。

授業参観では、実際の子どもの姿を目の前にして、私だったらどういった支援をするだろうか、学習環境をどのように整えるだろうか、でも難しいなど自分の指導支援と重ねながら考え参観させてもらいました。

実践発表では、長岡第八小学校のコーディネーターの先生を中心に1つずつ積み上げられている日々の実践を報告していただき、コーディネーターとしての役割や先生同士のつなぎ役、保護者相談などについて様々な困難をかかえながらもつなぎ役としてどのように支援していたらいいのかなど学ばせていただきました。

講話では、発達の視点から授業参観での子どもの様子や指導法をも交えながら、子どもの発達をどのように見ていけばいいのか学ばせていただきました。

本校においてもまだまだ課題は大きいですが、まずはできることから子どもや保護者の思いや願いを受け止め、進めていきたいと思えます。

- ◇ 今後は、特別支援教育コーディネーターのスキルアップとともに学級担任の力量を向上させることが急務であると考えます。例えば、就学前機関と小学校をつなぐ取組や効果的な指導・支援の在り方を保健・福祉分野の担当者との連携を基に進めていく必要がある。そのための教育局の果たす役割が少し見えてきたように思い、さらに充実した事業を展開していく。

山城教育局管内

ももやま地域支援センター 南山城相談支援センター

山城教育局では、京都府立桃山養護学校、京都府立南山城養護学校と連携し、管内の特別支援教育を推進している。

山城教育局で実施した研修講座と、各地域支援センターを中心とした取組を紹介する。

研修講座

(1) 幼稚園における特別支援教育講座

平成19年4月1日、学校教育法等の一部改正により、幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校、すべての校種において特別支援教育を推進することが、法のもとに明示されたことを受け、幼稚園教諭を対象とした研修講座を開講した。

【ねらい】発達障害を含む様々な障害の基本的事項の理解、特別な教育的支援を要する幼児の実態把握から指導・支援のプロセス、管内の支援体制の活用、関係機関との連携などを学び、幼稚園における特別支援教育の発展に資する。

【内 容】講 義①：発達の遅れや発達障害のある幼児への支援

京都府総合教育センター 特別支援教育部長 青山芳文

講 義②：特別支援学校の教育相談－幼稚園との連携－

ももやま地域支援センター 地域支援コーディネーター 玉村総枝

研究協議：発達の遅れや発達障害のある幼児の理解と支援

(2) 特別支援教育コーディネータースキルアップ講座

講座を支援地域ごとに開催し、各地域支援センターと小・中学校とが連携・協働した支援を推進していくことをねらって開催した。

小・中学校が同時に研修に参加することで、小中連携の視点から自校の取組を見直したり、高校支援の現状を学ぶことで、学習支援の視点に社会的自立の視点を加えて支援を進めることの大切さを学び合った。

【内 容】公開講座・実践発表

各会場校における取組発表

研究協議：通常の学級のLD、ADHD等の児童生徒への指導・支援方法及び連携協力・協働促進の在り方

実践発表：特別支援学校の支援体制と管内の相談支援体制

各地域支援センター 地域支援コーディネーター

【会 場】山城北部支援地域：宇治市立西宇治中学校

山城南部支援地域：木津川市立泉川中学校

*乳幼児期から青年・成人期まで、一人一人の子どもに即して乳幼児期から学校卒業後までを見通した支援を進めていくことが大切である。

*各地域支援センターと連携・協働し、全校種において、学校（園）全体で、教育上特別な支援を必要とする幼児児童生徒に適切な教育を今後も推進していきたい。

山城北部地域

ももやま地域支援センター（京都府立桃山養護学校）

桃山養護学校では従来の巡回相談や、ももやま土曜講座を発展させるねらいで、今年は高校生への支援も進め、「ティーチャートレーニング」「ジョブチャレンジセミナー」を実施しました。

高校生への支援

高等学校においては、養護教諭や保健主事の理解が進み始めてはいるが、明らかな問題行動には緊急対応が必要となっている。また、進級は大きな問題の一つであり、この視点で学年団や教科担当者が結集される率が高い。

進学校でも困難校でも発達障害は顕在化しており私立学校からの要請もある

高等学校における支援の利点と課題

利点	課題
現場での有効な工夫や手立て ・ 出席日数や単位の枠組みを崩さずに行う支援 ⇒PDDの生徒の力を引き出すことにつながる。 ・ 補習やテスト対策につながる支援 ⇒頑張りどころを具体的に示せる。	現場の工夫で何とか進級できても「自立」の問題が先送りされるケースがある。 中学校進路指導の段階からどこがふさわしいか、という現場の迷いがある。 生きる方向性を視野に入れたコース選択が不足している。 高校の教育課程に「コミュニケーション指導」と「就労体験」の必要性がある。
高校生の教育相談の難しさ ・ 「発達障害」に加えて、「統合失調症」など、精神疾患の初発期であること。 ・ 人格障害、行為障害など、複雑な問題に進行している場合があること。 ・ 巻き込み型のケースなどは、受容的対応をすればするほど、症状が悪くなるケースがあること。	



求められる支援策

- ・ 精神科医に教育相談チームの中にしっかり位置付けてもらうこと。
- ・ これまでのスクールカウンセリングの実績とクロスオーバーすること。
- ・ 自分の強みと弱みや支援の受け方を知るための自己認知への支援が必要であること。
- ・ 本人が自己課題を意識するためにも、成人期の姿やゴールを示すこと。

高校時代からのコミュニケーション指導の必要性

無事卒業し、4年生大学に進学する生徒も多いが、自立への課題が解決したわけではなく、大学の4年間に先送りしただけ本人は、進学を希望するが、進学が自立につながるか？



「ひきこもり」につながることもある。

知的に高く、大学から就労へと順調に進んでも、対人関係の問題での離職することも多い。

↓
就労体験をとおして自立、就労の継続に必要な不可欠な力を育むことが必要。
ジョブチャレンジセミナーの企画

ジョブチャレンジセミナー

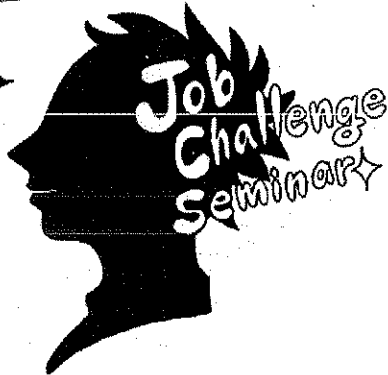
☆☆☆

ジョブチャレンジセミナー

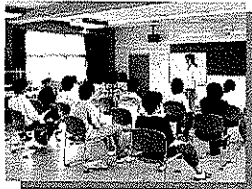
ももやま地域支援センター
山城北部支援地域

明日へのとびらをひらこう!

8月2日(木) 3日(金)
9:00~15:00
場所: 桃山養護学校
対象: 府内の高校生と保護者・教師
定員: 15名



8月2日・3日の2日間、府内の発達障害の高校生、保護者、教師を対象に実施しました。高校生11名、保護者5名、教師6名が参加。



8月2日 <セミナー>
「だれでもカンタンに上達できる!」
コミュニケーションワーク
講師 安藤ゆかり氏
(京都ジョブパーク)



8月3日 <セミナー>
「働くときにも困らない」
メモと報告のワーク
講師 安藤ゆかり氏
(京都ジョブパーク)



8月2日 <ワーク>
木材を切ったり、削ったりして、
人形や小さな椅子などを作る作業
を体験しました。
講師 杉岡 孝更氏
(本校主任実習助手)



8月3日 <ワーク>
前日作った木材製品の仕上げを
行いました。2日目で手慣れた
作業ぶりでした。
講師 杉岡 孝更氏
(本校主任実習助手)

参加者の感想

コケシの方は、なかなか難しかったです。でもやってみると楽しくて、なんでもやってみるものだなあと思いました。木工ってあまりやったことがなかったから、しんせんで楽しかったです。

他校の人とコミュニケーション、ちゃんとできたと思うし、あんどう先生の話を聞いて、コミュニケーションのとりかたやじこしようかいを教えてもらい、人となら自分のことをしようかいですのがちょっとたのしくなったと思ったので、またあったらやってみようかなと思った。

おもしろかった。これからは、ボールをドンドン投げ合いなどをし、話しながら友だちになれるようなコミュニケーションをしようかなと思いました。ボールの投げ方も、いろいろ工夫して、うまくできたらいいなと思いました。

ティーチャートレーニング

なぜティーチャートレーニング2007 (PDD版)を実施したか

ティーチャートレーニング 2007

1. 行動分析アプローチ
2. 自閉症の障害特性に特化
3. ピアカウンセリング

- 教育相談をする中で、基本的な子どもの行動理解の方法に関する学習の重要性を感じたこと。

例) 目標として「お友達のじゃまをしない」よりも
「放課後は、プレイエリアで好きなことをする」が適切。

- 相談する、されるの関係だけでなく、お互いの悩みが出し合えるピアカウンセリングの機能があること。
- ADHD版のティーチャートレーニングを、そのままPDDの子どもの適用すると失敗しやすいこと。

ピアカウンセリング効果

教える人、教えられる人の関係だけでなく、共通の悩みを持ち、取り組んでいるメンバーとの共感が大切。(6~8名程度が取り組みやすい)

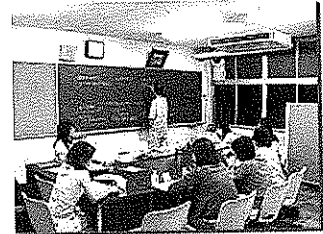
指導がうまくいかないことへの共感、子どもが変わってくれた時の嬉しさへの共感が大切。

「こうしたら、うまくいったよ。」と、時には教える立場になることで、参加者の自己肯定感をあげることができる。

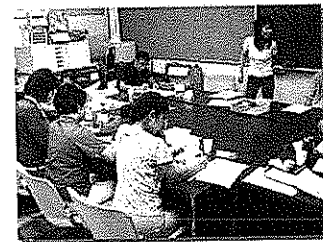
全7回の概要

- 1 オリエンテーション
- 2 子どもの行動観察と理解
- 3 子どもの行動への良い注目の仕方
- 4 上手なこどものほめ方、上手な注目のはずし方
- 5 トークンを使って望ましい行動を増やす
- 6 ストレスマネジメント・感覚の問題
- 7 総まとめ (広汎性発達障害の復習)

ある日の研修風景 1



ある日の研修風景 2



大まかな流れ

- 1 ウォーミングアップ (いいところ探し)
- 2 プリント学習
- 3 一場面検討 (応用行動分析の考え方で検討)
- 4 ホームワークの確認 (次回の事例検討につながる宿題)

プリント学習から一場面検討へ

今日のテーマに沿った子どもの行動分析をする。

→子どもの行動をどうとらえればよいか、学習内容が、
即、具体化できる。

テーマに沿わない事例も出てくるが、それも大切に。
次回以降のテーマの学習のヒントになることも多い。

ある日の研修風景 3



PDD版とADHD版との違いとは

PDD版	ADHD版
障害の把握と理解の後、子どもの行動を分析し、事前の手立てを検討	障害の把握と理解の後、ロールプレイを実施
<ul style="list-style-type: none"> ・ どういう手立てをとれば、子どもの良い行動を引き出せるか？ ・ 予告など事前の対応を重視する。 ・ ABC分析で、子どもの行動を分析し、大人が事前に具体的な手立てをとる力をつける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの行動の良い面に着目し、大人が巻き込まれず落ち着いた対応をすることが大切になる。 ・ ロールプレイで、大人が身につけていく。

* PDD版 奈良教育大学の岩坂Dr. のティーチャートレーニングを元に、一場面分析を重視し、先生方が困っていることをタイムリーに検討できるよう書き換えた。

成 果

○ 参加者の達成感

- ・ ねらいはPDDの子どもの理解と具体的な手立てを学習してもらうことにより、教師自身の自己肯定感を上げて、子どもに適切な対応ができること。参加者へのアンケート（事前、事後）を分析し、自己肯定感の変化についても検証した。
- ・ その日の獲得目標をはっきりさせるため、達成感がある。テーマに沿って、子どもの話を進めるので、よもやま話に終わらない。
- ・ その結果、主催者も受講者も、楽しく、いつのまにかお互いの子どもを名前呼び合い、心配しあい、喜び合える関係が成立。

○ 相談スタッフの専門性向上

- ・ ティーチャートレーニングに参加しているスタッフの学習効果が高い。
- ・ 事例検討の内容やノウハウは、即、教育相談場面に生かせる。
- ・ 地域の先生方が、どんなところで困っているのか、知る機会にもなる。
- ・ オブザーバー参加の院生に現場を知ってもらう良い機会となった。

今後の「ももやま地域支援センター」の方向性・取組

- (1) 教育相談では、外部の専門家とチームを組み、より多面的に相談支援を行う。
- (2) 「ティーチャートレーニング」の実施
 - ・ 参加者を増やし、担任やコーディネーターのスキルアップ支援を行う。
 - ・ 今年度の参加者からの自校でのTT実施希望に講師として対応する。
 - ・ ティーチャートレーニングの学習プリントのテキスト化を行う。
- (3) 「ジョブチャレンジセミナー」の実施
 - ・ 地域の高等学校を会場に共同開催する。
 - ・ ライフスキルや就労を意識した高校生支援の内容で実施する。
 - ・ 地域の高校のコーディネーターとの交流を図る。
- (4) 「ももやま土曜講座」の開催
 - ・ 平成22年度に八幡市、平成23年度に宇治市に開設される特別支援学校を視野に入れて、地域のニーズを把握し地域毎に講座を開催する。
- (5) 研修支援の実施 保幼小中高等学校（私立学校も含む）の研修会に講師派遣をする。

山城南部地域

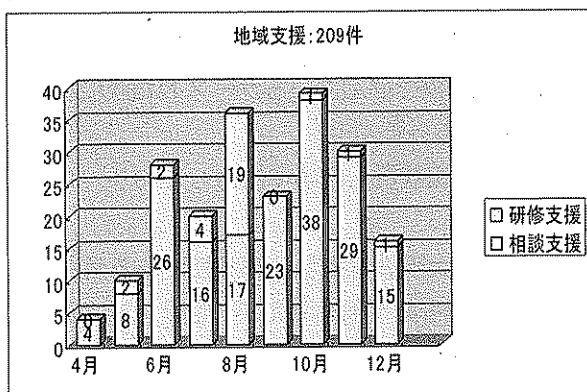
南山城相談支援センター(京都府立南山城養護学校)

南山城養護学校では、地域支援センターとして「南山城相談支援センター」を設置し、特別支援教育のセンター的な役割を果たすために、地域の子どもたちの教育的ニーズに対する支援を一緒に考えています。

1 地域支援状況(4~12月)

(1) 月別支援延べ件数(図1)

相談支援176件 研修支援33件 総数209件

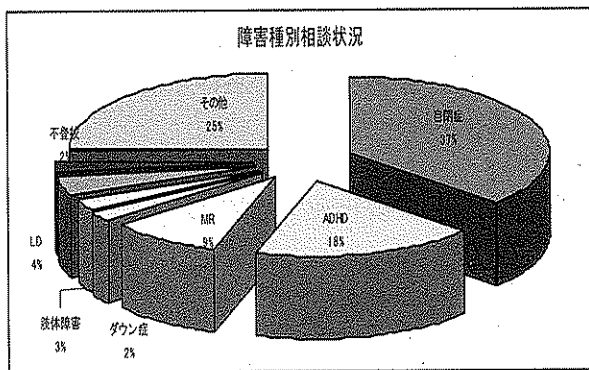


地域からの相談ニーズは年々高まる傾向にあり、相談支援の内訳は、

- ・ 巡回相談：128件
- ・ 外来相談：38件
- ・ 電話相談：10件

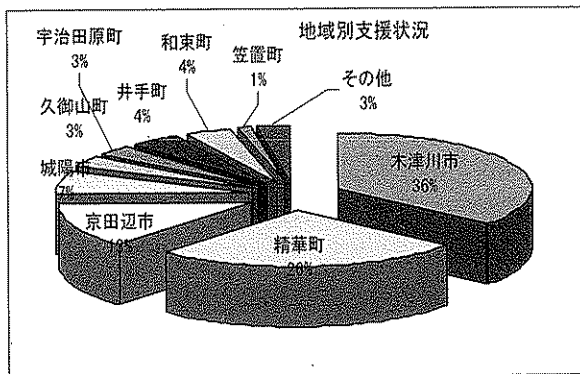
となっていて、巡回相談(発達検査、事前調整会議を含む)の依頼の割合が7割を占めている。

(2) 障害・地域・校種別支援状況(図2)



相談の障害別の状況については、自閉症・ADHDを合わせると全体の半数を超えていて、診断までには至らないが、その傾向を持つと考えられるケース(「その他」の中に含まれる)を含めると、その割合はさらに増えると考えられる。

(3) 地域別支援状況(図3)



本校は校区が広く、11市町村にまたがっている。その中で地域別の支援状況を見ると、近隣である木津川市、精華町からの相談依頼が多く過半数を占めていて、継続した相談や、複数の相談ケースに至るなどセンターとの結びつきが深い学校が増えてきている。

(4) 研修支援（校内研等への講師派遣）

33件（図1参照）

派遣先：小学校10件、中学校8件、その他15件（幼稚園、保育園、療育教室など）

研修支援（講師依頼）の時期

・5月～6月	10件
・7月～8月	18件
・9月～12月	5件

研修支援（講師依頼）の時期は、8月に集中していた（15件）。これは、従来から行われている各校の校内研修を特別支援教育の内容にし、講師を本校に依頼するというケースが昨年度から増えてきたからだと思われる。研修内容については、昨年度多かった『発達障害についての概要』から発展した形で『具体的な支援方法や事例研究』の要望がほとんどであった。地域での発達障害についての理解が進み、実際にどのような支援ができるのか知りたい、成功事例から学びたいという積極的な姿勢が窺える。また、研修の中で、学校で悩んでいるケースの相談になることもあり、そこから巡回相談につながるケースも何例かあった。

講師としては、本校教員だけでなく地域支援チームの相談員も含めて派遣しており、7月終わりに、講師陣で事前の打ち合わせを行っている。

さらに、今年度で3回目となる公開講座については、大阪教育大学名誉教授である竹田契一先生に「発達障害の子どもたちへの関わり方」について話をしてもらったが、定員を越える参加希望があり、当日も大盛況であった。「来年度もぜひ開催してほしい」という感想が多かった。

(5) これまでの地域支援の取組より

<巡回相談のパターン>

- ①アセスメント（事前調整会議）→発達検査→検査返し→巡回教育相談（支援の具体化と共有）
- ②アセスメント（事前調整会議）→支援の具体化（担任支援）
- ③保護者相談（電話、来校）→調整会議→①or②
- ④専門家チームからの継続相談→個別の指導計画、個別の支援計画の作成支援

(6) 巡回相談での事例

相談の始まりは「検査や学校での具体的支援の検討を地域の巡回相談にお願いしてみても」というアドバイスを、対象児の主治医から保護者が受けたことにより、所属の学校を通して本チームに依頼があったものである。

その後、保護者を介してドクターと連絡をとり、連携して支援していくことを確認した。支援チームでの、検査結果・巡回相談の助言については、主治医と相談をしながら、同じ方向で支援が進むように行った。

相談の中で、対象児の固有受容覚の感じにくさなど、感覚的な問題も見られたため、作業療法士会のOTチームに依頼し、対象児の具体的な感覚面の評価と、支援方法を一緒に考えていただいた。

このケースは、保護者もとても熱心に家庭での取組を進めており専門的な視点からの具体的な話は、効果的だった。このように、教育（教師）・医療（医師、作業療法士）それぞれの専門分野の知識を生かし、連携して支援をしていくことはとても有効であったと感じている。

(7) 成果・課題

① 小・中学校の意識の変化と浸透（学校の温度差）

ここ数年間の巡回相談等の取組により、少しずつ地域の学校から特別支援学校に寄せられる相談の数も増え、特に小・中学校に関わって特別支援教育のセンターとしての役割が浸透してきた側面がある。しかし、学校によって特別支援教育に対する理解の温度差を感じる面があったり、就学前や高校からの相談ケースについては数が少なかったりする点については、今後の課題として捉えている。

② チームによる支援から地域支援ネットワークの整備へ

・ 南山城相談支援チームの稼働率：（ ）内は相談回数〔4～12月〕

医師：1名（8）、専門家チーム：2名（17）、地域のコーディネーター：6名（97）
地域支援コーディネーター：3名（199）、校内コーディネーター：17名（111）
計 29名（432）

地域からの相談にあたっては、地域支援コーディネーターがコーディネートして、南山城相談支援チームのメンバーである医師や専門家、地域の小・中学校の先生方と連携・協力をしながらチームを組んで支援にあたるように計画を立てて実施した。

（相談チームの構成）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 医師（または専門家チームメンバー） ・ 地域の小・中学校の教員 ・ 南山城養護学校の教員（自立活動専任者、特別支援部員） ・ 地域支援コーディネーター |
|--|

巡回相談を行うにあたっては、相談のニーズに合わせながら毎回チームを組むが、その中でも医療的な視点からケースをとらえる医師の役割は大きい。また、地域の小・中学校の教員がそれぞれの地域のケースの相談に入ることも役割として大きく、地域支援のネットワークという点でも今後さらに連携を進めていきたいと考えている。

③ 発達検査結果の返却について

相談を行う中で、ケース児童生徒の実態把握のために検査（主に WISC-III、新版 K 式 2001）を実施する場合があるが、すべての検査において、直接保護者に結果を説明する中で実態の共通理解を図るように報告を行ってきた。そして、同時に家庭での様子や保護者の悩みなどを聞きながら、子どものとらえ方や具体的な支援についての相談を進めるようにしてきたが、事前に学校と保護者の間で検査の必要性や目的について十分に話し合われていることが、更に有効な事後の支援に結び付くと感じられる。

2 連携組織

- | | |
|------------------------|--|
| ①障害者自立支援協議会 | 山城南圏域障害者自立支援協議会
木津川市自立支援協議会
精華町自立支援協議会 |
| ②発達障害者支援会議 | 山城北圏域発達障害者支援地域連絡会議 |
| ③山城南部特別支援連携推進会議（本校が開催） | |

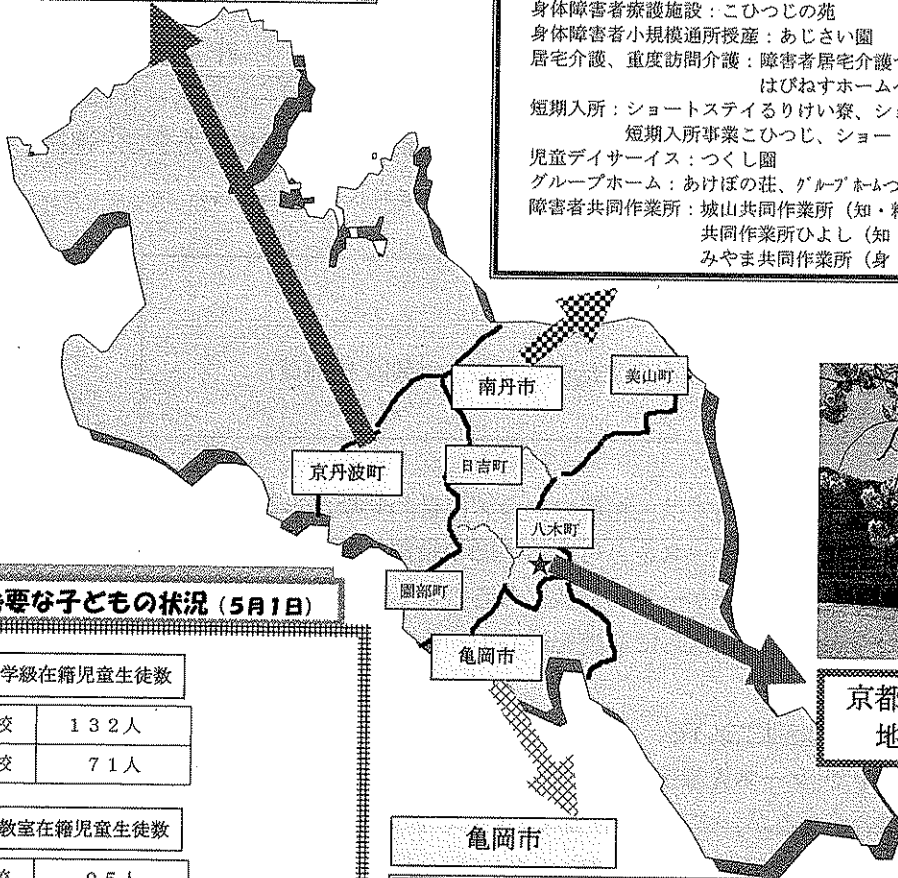
南丹圏域 教育・医療・福祉等の状況

京丹波町

相談機関：障害者生活支援センター こひつじ
 主な事業所
 知的障害者入所更生：丹波桜梅園
 居宅介護、重度訪問介護：京丹波町社会福祉協議会
 短期入所：丹波桜梅園
 障害者共同作業所：丹波共同作業所
 瑞穂共同作業所いきいき
 和知共同作業所ともども

南丹市

教育機関：京都府立丹波養護学校
 通級指導教室（園部小学校、富島小学校、園部中学校）
 相談機関：総合相談支援センター結丹（ゆに）
 障害者生活支援センター こひつじ
 職業安定所：ハローワーク園部
 主な事業所
 知的障害者通所授産：あしたーる工房、あけぼの学園りけい寮
 知的障害者入所更生：あけぼの学園りけい寮・八木寮、美山育成苑
 身体障害者入所授産：京都太陽の園
 身体障害者療護施設：こひつじの苑
 身体障害者小規模通所授産：あじさい園
 居宅介護、重度訪問介護：障害者居宅介護センターこひつじ
 はびねすホームヘルプセンター
 短期入所：ショートステイりけい寮、ショートステイあしたーる
 短期入所事業こひつじ、ショートステイ八木寮、美山育成苑
 児童デイサービス：つくし園
 グループホーム：あけぼの荘、グループホームつぼみ、グループホームすいせん
 障害者共同作業所：城山共同作業所（知・精）、園部共同作業所（精）
 共同作業所ひよし（知・精）
 みやま共同作業所（身・知・精）



京都府立丹波養護学校
 地域支援センター

支援の必要な子どもの状況（5月1日）

特別支援学級在籍児童生徒数

小学校	132人
中学校	71人

通級指導教室在籍児童生徒数

小学校	95人
中学校	12人

支援を必要とする子どもが通常の学級に在籍する可能性

小学校	8,534人 × 0.06	512人
中学校	4,196人 × 0.06	252人

障害者手帳交付者数（成人を含む）

療育手帳	1,063人
身体障害	7,961人
精神障害	409人

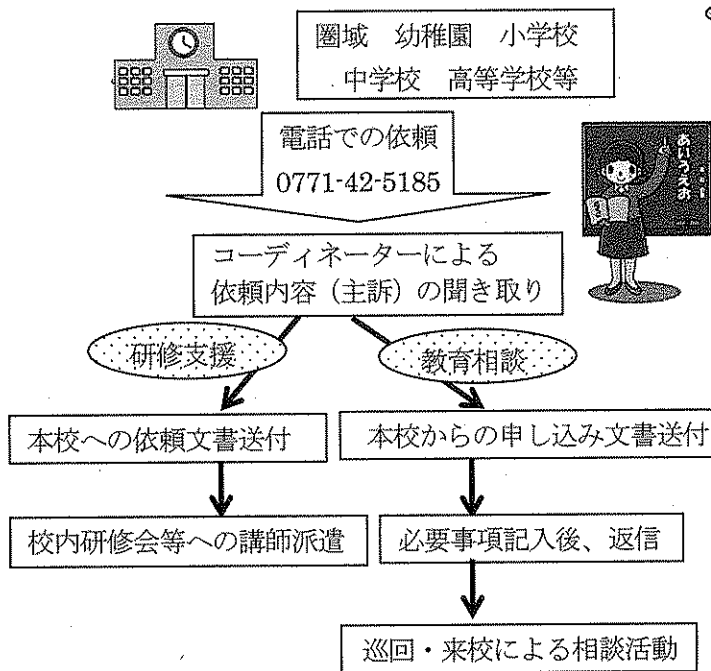
亀岡市

教育機関：京都府立丹波養護学校亀岡分校
 通級指導教室（亀岡小学校、千代川小学校、東輝中学校）
 医療機関：花ノ木医療福祉センター
 相談機関：花ノ木医療福祉センター、亀岡市障害者生活支援センター
 主な事業所
 知的障害者通所授産：かめおか作業所、第二かめおか作業所、
 第三かめおか作業所、ワークスおーい
 知的障害者入所更生：みずのき、かしのき
 居宅介護、重度訪問介護：ホームヘルプセンターゆめネット、
 松花苑ホームヘルプセンター、ハーモニーケア
 亀岡市社会福祉協議会ホームヘルプセンター
 ホームヘルプセンターすまいる
 短期入所：第二かめおか作業所ショートステイ、第三かめおか作業所ショートステイ
 かしのきショートステイ、みずのきショートステイ
 グループホーム：亀岡福祉会 あゆみ荘、つばさ荘、ホームすみれ、ホームたんぽぽ
 松花苑 マイライフ松花苑ウエスト、マイライフ松花苑イースト
 精神障害者小規模授産：圭の家
 重症心身障害児施設：花ノ木医療福祉センター
 障害者共同作業所：太陽共同作業所（知・精）、第二圭の家（精）

丹波養護学校地域支援センターの機能 1 相談支援機能

丹波養護学校地域支援センターは、亀岡市、南丹市、京丹波町に在籍する障害による学習や生活上の様々な困難がある子どもたちを対象として、幼稚園、小学校、中学校、高等学校への相談支援を行っています。

1 相談申し込みの流れ



19年度相談支援チーム

医療・心理の専門家
 花ノ木医療福祉センター 津川・前林 (医師)
 皇學館大学 小谷 (医師) 兵庫教育大学 高野 (医師)
 花ノ木医療福祉センター 浅野・泉田 (心理判定員)
 花ノ木医療福祉センター 灘・板垣 (作業療法士)
 洛西愛育園 高木 (臨床発達心理士 自閉症スペクトラム支援士)
 京都文教短期大学 今野 (臨床心理士)
 西村 (前府立養護学校長)

保健・福祉の専門家
 南丹圏域障害者総合相談支援センター結丹 沼津 (GM)
 花ノ木医療福祉センター 荒樋 (コーディネーター)
 つくし園 小崎 (施設長)
 南丹保健所保健室 木村・丹治

教育の専門家
 亀岡市通級指導教室担当 山川・尾関・田端・森田・吉田
 南丹市通級指導教室担当 森・堀・菅生・関
 丹波養護学校療育担当 矢澤・林・岡田・小磯・岩西・岡
 丹波養護学校言語担当 野際・蔭山・馬場
 丹波養護学校機能くんれん 川崎・高橋け・高橋よ・永田
 丹波養護学校コーディネーター 高野・藤田・矢澤・西村
 丹波養護学校亀岡分校 小泉 (副校長) 石倉 (養護)
 丹波養護学校地域支援センター長 平岡

相談支援は、右上の「相談支援チーム」を組織し、チームで動く専門的なコンサルテーションを通して、支援者相互の専門的な力量を高めるとともに、各学校・各地域の支援力を高めることをねらいにしています。

2 平成19年度の相談状況 (19年度は12月末現在)

(1) 相談件数と内訳

○ 総件数の推移

	延べ件数	新規件数	巡回相談	研修支援
16年度	59	35	16	13
17年度	168	66	31	23
18年度	210	70	33	17
19年度	296	102	95	26



○ 19年度新規件数学校種別

就学前	16
小学校	47
中学校	14
高等学校	13
その他	12

○ 19年度新規件数 相談ニーズ別

発達・障害等	29
学習内容	18
地域生活	0
就学・進学	11
就労等	7
その他	37

*複合的なニーズは、その他に分類しています

(2) 相談内容から見る今年度の特徴

19年度、丹波養護学校地域支援センターに相談があったケースから、特徴的な観点をまとめてみました。

就学前から就学期へ

南丹保健所保健室による就学前幼児を対象とした事業、圏域における療育教室における支援等を就学期にどのようにつないでいくかが課題になっています。特に自閉症周辺領域の子どもを持つ保護者の「我が子に必要な支援がどこで受けられるのか」、「就学前に受けていた支援を適切に継続してもらえるのか」といった課題意識は非常に高いものがあると感じました。そうした観点から、本校と地域を吟味される就学に関する相談も増加傾向でした。また、その中には、就学前から「卒業後の就労」をも視野に入れた相談もありました。こうした子どもたちが、地域で就学してからの相談も増えてきており、支援の継続を組織的に行うことが課題になっています。

高等学校におけるニーズ

今年度から特別支援教育が制度的に始まった高等学校からは、様々な相談が寄せられました。実際に学習や生活、就労に向けた取組の中で困っている生徒への支援を次のようなことを大切にしながら進めてきました。

- ・ 校内の特別支援教育体制への支援
相談活動を通してコーディネーターや担任の“気付き”を全校のものにつなげていき、特別支援の観点が広まるような支援を行ってきました。
- ・ 一人ひとりの正確なアセスメント
相談支援チームの医療や作業療法士と連携し、教育的観点だけではない正確なアセスメントを進め、“その子の支援の必要性”について、具体的に明らかにするようにしました。
- ・ 就労への支援
支援を必要とする生徒の就労に向けた相談や研修の依頼も見られました。特別支援学校における障害のある子どもたちへの進路支援のノウハウも活用しながら相談を進めました。

学校種変わりでの再相談

今年度は、以前相談依頼があった保護者から、学校種が変わっての再相談がいくつか見られました。保護者の願いは適切な支援の継続であり、学校が変わることへの不安もあったのでしょうか。こうした保護者の思いを伝えながら、一人ひとりのニーズとライフステージに応じた支援が進められるような相談を大切にしました。

個別の教育支援計画

特別支援学級の子どもたちには少しずつ作られてきていますが、通常の学級の子どもたちに関してはまだまだというのが実情です。そんななか、今年度は、「個別の教育支援計画について教えて欲しい。」といった相談や研修の依頼が寄せられました。支援の必要な子ども、一人ひとりのネットワークが「支援計画」によって描かれ、その支援が適切に継続されていくことが非常に大切になってきています。



3 ニーズに基づいたコーディネーション

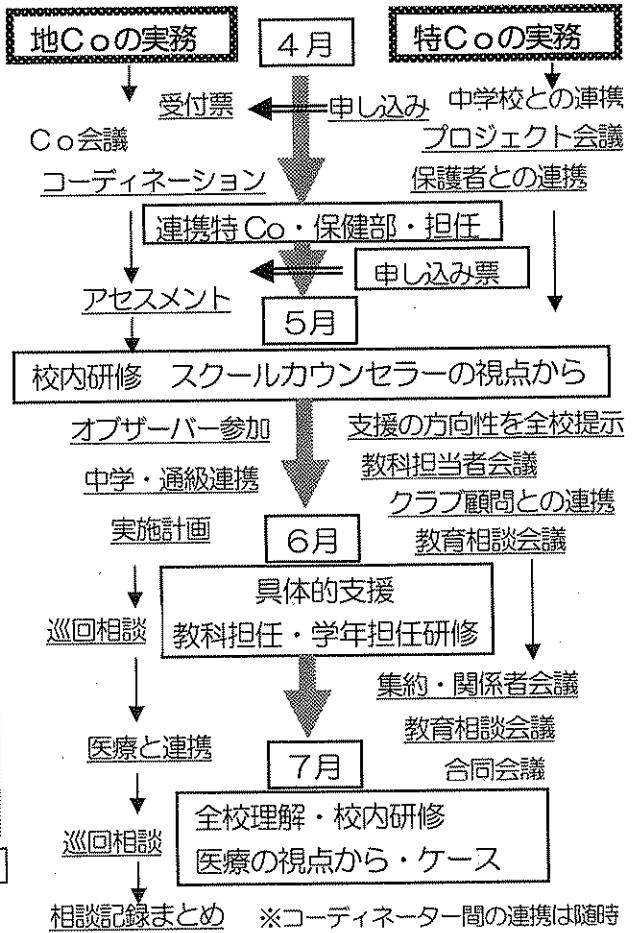
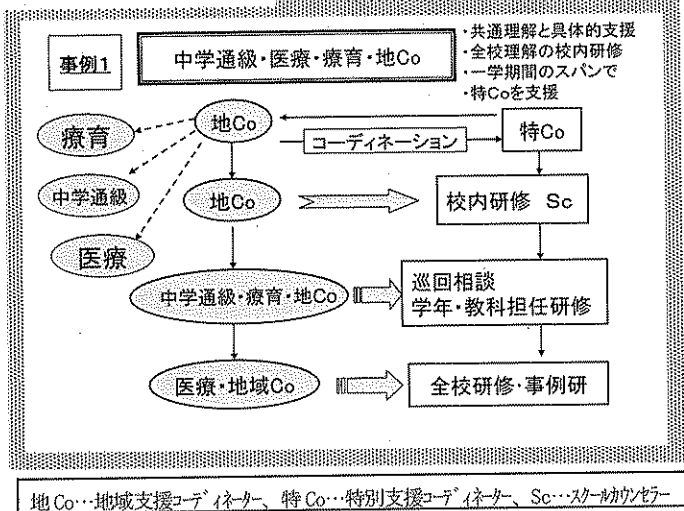
丹波養護学校地域支援センターでは、丹波養護学校の専門性と地域の専門性をコーディネートして相談を進めることから、それぞれの専門性を高めるとともに、それぞれの子どもがニーズに応じた一人ひとりのネットワークを形成し、一人ひとりの生活エリアで将来の自立に向けた支援の継続を目指しています。

事例1

発達障害の理解と具体的支援
 全校理解を進める支援
 特別支援教育Coのコーディネーション支援

～1学期のスパんで流れをつくる～
 早期の相談・早期の実態把握
 年度初めに支援の方向性を全校提示

支援チームの動き

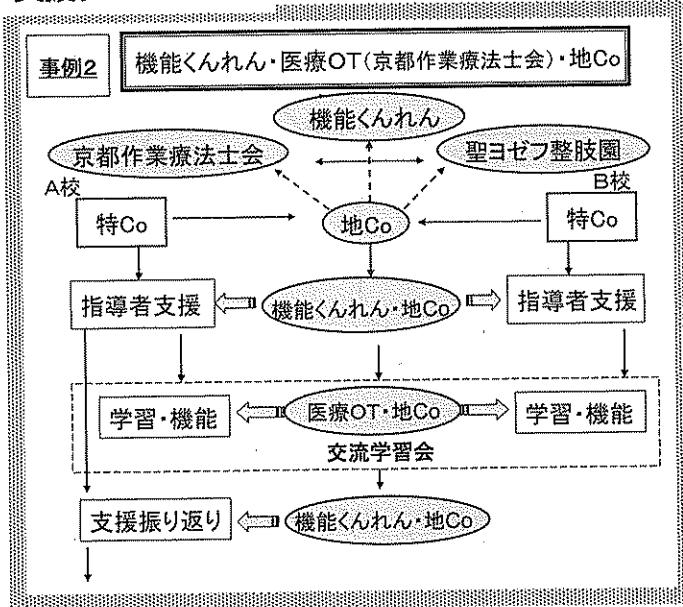


事例2

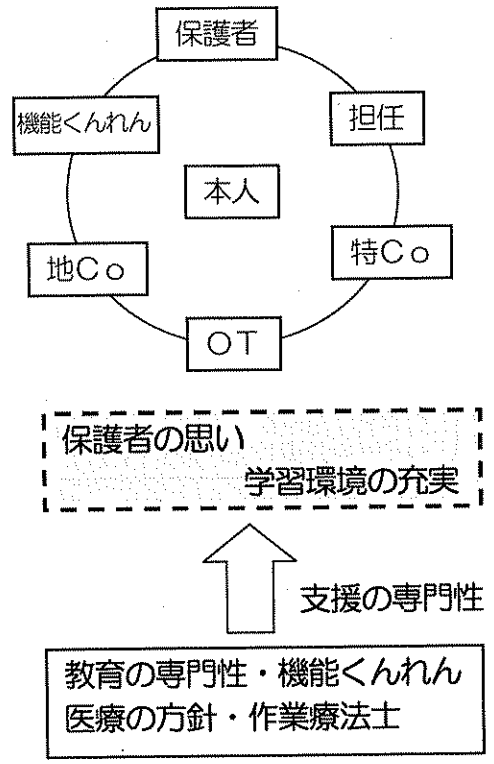
学習場面・活動場面における支援
 指導者のスキルアップ支援（肢体機能障害）

～将来に繋がるネットワーク～
 肢体機能障害支援の視点と連携

支援チームの動き



個別の教育支援計画の作成 ～支援の継続～



丹波養護学校地域支援センターの機能 2 ネットワーク機能

近年、教育の世界だけでなく、保健福祉分野を中心に、発達障害など様々な障害のある人たちへの相談支援機関や相談支援ネットワークが生まれてきています。こうした流れは、支援を必要とする当事者にとっては、大変喜ばしいことではあります。しかし、こうした相談機関の相互連携がないと、支援が一面的になったり、その時だけの支援になったりすることがあります。障害のある人への支援の究極の目的は、「成人期における自立」であり、そのためには、ライフステージに応じた多面的な支援と、その継続が必要であると私たちは考えています。

丹波養護学校地域支援センターは、教育だけではなく、発達障害者圏域支援センターを初め、南丹圏域の様々な支援機関と手を結び、特別支援教育が、福祉を中核としたネットワークに位置付くことから地域生活に結びつく相談支援を進め、ノーマライゼーション理念を具体化する地域づくりを進めたいと考えています。

1 南丹教育局・各市町教育委員会との連携

特別支援連携協議会の開催

教育を中心に、福祉、行政、労働、保健福祉、保護者の代表により、年間2回、センターの活動や支援のあり方についての意見交換を行っています。

亀岡市特別支援教育巡回相談委員会との連携

亀岡市小・中学校の通常学級への支援を行う「亀岡市特別支援教育巡回相談委員会」と、相談支援チームメンバーを相互に派遣し、ニーズに応じて連携した支援を行っています。

3 南丹保健所との連携

発達障害児相談支援事業との連携

就学前幼児への「早期発見・早期対応」を目的とし、保護者・関係者への相談支援、「モデル5歳児検診」を行っています。丹波養護学校地域支援センター相談支援チームメンバーを相互派遣するとともに、連携のための「発達支援担当者会議」に参画しています。

4 南丹圏域総合支援ネットワーク ほっとネットの活動

南丹圏域における相談支援機関や「特別支援連携協議会」、「発達支援担当者会議」といったネットワーク会議を包括し、これらの機関や会議をつなぐ広域的相談支援ネットワークとして、今年度から「ほっとネット」が発足しました。多様なニーズに対応して、連携した支援ができる地域づくりを目指しています

ほっとネット運営会議

月1回の運営会議では、各専門部会の活動状況を共有するとともに、圏域全体の課題の洗い出しを行い、必要な事業展開等を検討しています。

管内コーディネーター研修会の開催

幼稚園から高等学校までのコーディネーター全員を対象とした研修会を実施しました。今年度は、各市町エリアごとの分散会を持ち、地域での支援の継続を図るためのコーディネーター連携を進めました。

2 通級指導教室との連携

圏域の4つの小学校、2つの中学校に設置された通級指導教室は、そのエリアにおける相談支援の要です。巡回相談では、通級指導教室担当者とのニーズに応じた専門家が一緒に動くことから、ともに学び合い、エリアの支援力向上や支援の継続を目指してきました。今年度は、通級指導教室担当者会議も開催しました。



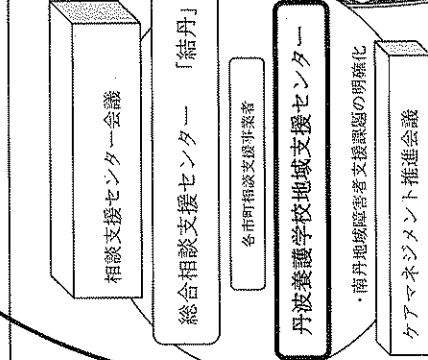
南丹圏域障害者就労支援連絡会

障害のある人たちの就労へのニーズは、近年大きく高まってきています。圏域での就労を目指して、就労支援員を配置し、丹波養護学校の進路指導とも連動した実習・就労先の開拓、企業アンケートの実施、ジョブサポーターの養成等に取り組んでいます。

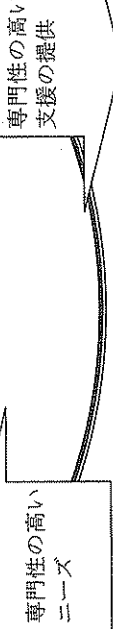
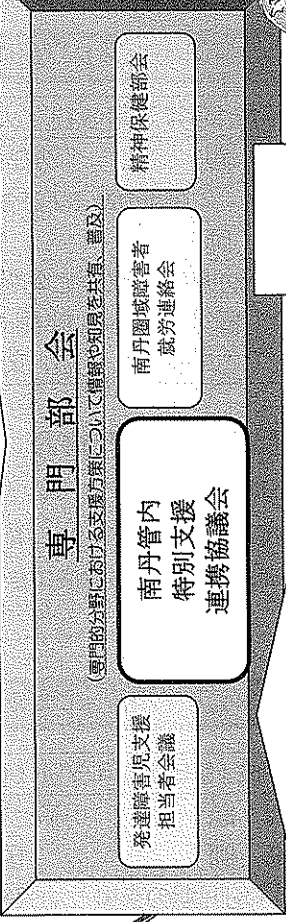
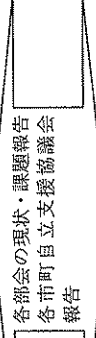
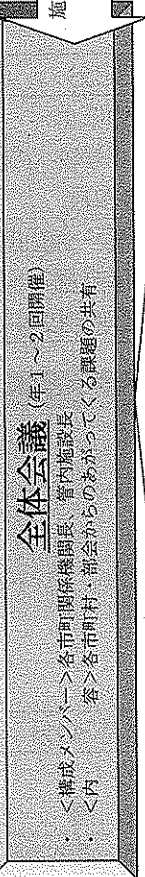
南丹圏域障害児者総合支援ネットワーク ～ほっとネット～

～多様な障害者ニーズに応じたネットワークの構築～

個別支援の充実

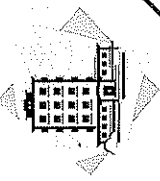
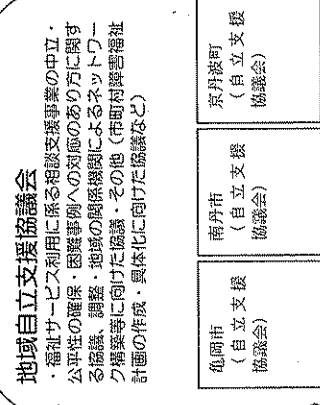


相談支援部門



利用者 家族

具体的施策展開



1 特別支援教育スキルアップ研修会の概要

京都府総合教育センターの出前講座を活用し「特別支援教育スキルアップ研修会」(年間3回)を実施した。中丹地域特別支援連携協議会、中丹地方小学校・中学校・高等学校等連携会議の後援により、幼稚園、保育所、小・中学校、府立学校等の特別支援教育コーディネーターら延べ366名が受講した。

特別支援教育スキルアップ研修会Ⅰ

日時	平成19年7月3日(火) 午後1時30分～午後4時30分	
内容	講演	演題 「幼から小へ、真の連携を進めるために」 障害のある子どもと保護者への支援を切り口とした小学校への円滑な連携
	講師	大阪府立大学 准教授 里見 恵子
分給	①「幼児期の支援と幼保小連携」	②「特別支援学級・通級指導教室での指導」
	③「個別の指導計画の作成」	④「個別の教育支援計画の作成」
	⑤「ソーシャルスキル」	⑥「中学校・高等学校等での支援」

連続性のある研修会

研修会ⅠからⅢのテーマをそれぞれ「幼稚園・保育所・小学校の連携」「授業づくり」「管内の実践の普及」とし、研修したことが実践に結びつくような構成とした。

感想

ADHD、ADD、LD等支援の必要な幼児の支援の手がかりが得られました。幼児へのかかわり方を具体的に話していただいたので、園で話し合い、支援のヒントにし実践したいです。

特別支援教育スキルアップ研修会Ⅱ

日時	平成19年10月5日(金) 午後1時30分～午後4時30分	
内容	講演	演題 「子どもの意欲を引き出す授業づくり」
	講師	国立大学法人筑波大学 教授 藤原 義博
分給	①「幼児期の支援と幼保小連携Ⅱ」	②「特別支援学級・通級指導教室での指導Ⅱ」
	③「個別の指導計画の作成Ⅱ」	④「個別の教育支援計画の作成Ⅱ」
	⑤「気になる行動への指導」	⑥「中学校・高等学校等での支援Ⅱ」

受講者のニーズに応じた分科会

受講者が研修課題を選択できるように6つの分科会を設定した。受講者から「分科会、講演の内容は大変参考になった。」「校内研究会で生かしたい。」などの感想が聞かれた。

感想

教師が手出し、口出しをする代わりに視覚情報や道具を準備する等の工夫をすれば、PDDの子どもちゃんとできることが分かり、目からウロコでした。子どもの可能性を信じたいです。

特別支援教育スキルアップ研修会Ⅲ

日時	平成19年12月3日(月) 午後1時30分～午後4時30分	
内容	講義	「自閉症等の児童生徒の認知や行動の特性に応じた指導」 京都府総合教育センター 特別支援教育部長 青山 芳文
	実践	「発達障害早期総合支援モデル事業について」 福知山市教育委員会学校教育課 主任 中島 美香
内容	パネル	「就学前・小学校・中学校における支援と今後の課題」
	ディスカッション	コーディネーター 中丹地方小学校・中学校・高等学校等連携会議特別支援教育部長 京都府立中丹養護学校長 矢原 守

各市・各校・特別支援学校の先進的な取組に学ぶ

幼児期からの早期発見・支援を充実させるためのシステム、学校全体で取り組む「学びにくい子」に視点をあてた配慮・支援、中学校通級指導教室の実践、特別支援学校の巡回相談の取組等の発表を行った。

「役に立った。」「連携が大切。」との声があった。

感想

まだまだ勉強しスキルアップしなければと痛感しました。子どもたちが分かりやすい環境、過ごしやすい環境でいることができるよう特性を理解し、それに合った手だてができるよう職員共通理解の上、支援していきたいと思えます。

2 特別支援教育スキルアップ研修会を終えて

■ 幼稚園、保育所、小・中学校、府立学校の教職員等が課題を共有

小・中学校はもとより、幼稚園、保育所、府立学校等からも多くの受講希望があった。お互いの実践を知る機会であるとともに、研修で学んだことを指導に生かしたり、校(園)内研修で復講したりするなど、研修成果の普及においても大きな成果があった。

■ 特別支援学校との連携強化

特別支援学校の地域支援コーディネーターが、分科会の講師やパネルディスカッションのパネリストを努め、専門性を生かした講義や報告を行った。特別支援教育におけるリーダーシップを発揮するとともに管内の関係機関との連携を一層深めた。

■ 最新の指導方法・情報の提供

講師の先生方の御協力により、特別支援教育について最新の指導方法等の提供ができた。

3 次年度に向けて

- 校内体制の機能化
- 個別の指導計画による指導の充実
- 個別の教育支援計画の策定
- 関係機関や支援のシステムの活用
- 校種間連携と支援の継続



中丹養護学校教育支援センター

1 教育支援センターと地域との具体的な連携のあり方

教育支援センターは、障害のある子どもたちが自立と社会参加をめざし、地域において豊かに生活ができるように教育相談や研修支援などの地域支援を行っています。

今年度、子どもの障害や教育相談内容が多様化する中で、そのニーズに応じていけるよう教育相談のあり方や体制を見直してきており、次の流れで教育相談を実施しています。

- ①相談票の確認→②巡回・外来相談(行動観察、発達検査、面談・相談)→③ケース会議
④検査結果の報告、プランニング→⑤指導の実施→⑥評価・改善(追跡調査・継続相談)

今年度は、地域の学校等の実態やニーズを把握して連携や支援のあり方を検討し、さらに地域支援を推進・充実させるために小・中学校へのアンケートを実施しました。

(1) アンケートの実施時期及び実施方法

- 9月下旬から10月初旬にかけて管内市教育委員会及び各小・中学校(53校)を訪問し、趣旨を説明し、調査協力を依頼した。その結果、全校から協力いただいた。

(2) 実施結果

ア 通常学級における支援が必要な子どもに対する支援の状況

- アンケートによると、通常の学級で支援が必要な子どもは404名(全体の4%)であった。ほとんどの子どもがクラスの担任や学年担任等の配慮、TTや放課後の頑張り学習等の校内支援を受けている。また、通級指導教室を利用している子どもも140名と多い。その他、2市の相談支援チームで11名、中丹養護学校教育支援センターで6名が支援を受けており、病院での治療や支援を受けている子どもは44名であった。

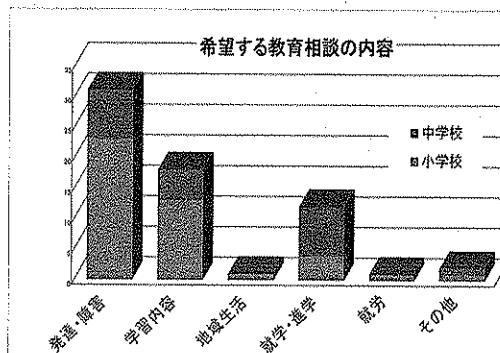
支援が必要な子どもは、校内や他の機関で何らかの支援を受けていることがわかった。

- 聞き取りからは、すでにクラスの中で実態に応じた適切な指導や配慮がされているため特に問題なく学習や生活ができており特に改めての支援が必要でない子どもや、生徒指導上の課題と捉えられている子どもの中に、特別支援教育の観点から支援を行う必要のある児童生徒が含まれていることが推測された。

イ 中丹養護学校教育支援センターへの希望

(表やグラフの中の数字は、学校数)

支援希望	小学校	中学校	計
教育相談	33	13	46
諸検査	27	8	35
研修会講師	35	13	48
教材教具貸出	12	8	20
情報提供	18	8	26



- 支援希望は、教育相談や諸検査、研修支援が多いが、他に肢体不自由に関する継続的な自立活動支援、市と連携した就学相談、個別の指導計画の作成と検討等の希望もある。

- ・ 教育相談の内容としては、「発達や障害についての理解や指導」「学習内容」が多い。中学校においては「就学・進学」が多く、その他には、「発達障害等の児童への支援」「保護者の理解」が含まれる。
- ・ 研修支援の内容としては、「発達障害のある子どもへの理解と指導」、「保護者への理解啓発」となっている。

ウ その他、成果や課題

「気になる子どもの検査や指導・支援の方法についての相談はありがたい。」「地域のセンター校としてシステム化が図られているので、大変心強い。」等の声がある一方、随時様々な相談や検査ができる支援体制の確立、教育相談での連携、各機関との連携による個別の教育支援計画の策定、全教育活動の基盤となるような特別支援教育の位置づけ等が課題としてあげられた。

(3) アンケート結果等から見てきた地域との連携・支援のあり方

ア ニーズに応じた教育相談活動の実施

- ・ 巡回相談でのプランニングやPDCAサイクルによる継続相談
 - ・ 通級指導教室の担当との連携や、相談支援チームの活用
- チームでの巡回相談により、適切に支援できたケースや、生徒への支援をとおして高等学校の体制づくりにつながったケースがある。今後も、ニーズに応じた教育相談を検討する必要がある。

イ 特別支援教育の理解・啓発、専門性の向上

- ・ 「教育支援センターだより」の発行等で、特別支援教育に関わる情報を提供
 - ・ 研修支援や地域連携研究会実施により、地域の学校の特別支援教育の専門性を高める
- 各学校を訪問し、教育支援センター啓発のパンフレットやアンケートを配布したことが、連携のきっかけにもなり、各学校での必要な支援の実施や関係機関との連携ができてきた。

ウ 関係機関との具体的な連携の仕方についての検討・実施

- ・ 就学前施設、園との連携・支援（スクリーニングとその後の支援等）
 - ・ 小・中・高等学校との連携・支援（校内委員会の機能発揮・充実）
 - ・ 通級指導教室（幼稚部、小・中学部）担当との連携（ケース会議の実施等）
- 市の相談支援チーム「福知山市特別支援連携チーム」や「あやべ子どもサポートチーム」、及び通級指導教室や病院等と連携して、子どもたちへの支援をさらに充実させる必要がある。

次年度に向けての課題

- ・ 特別支援教育を進めるために、子どもに一番近い支援者である保護者の理解を深め、幼児への早期対応と、小学校への支援の引き継ぎにおいて、連携を図ることが重要となる。
 - ・ 地域の学校において、早期に適切な対応ができるよう、学校全体で自閉症児等に対して認知特性等に配慮し、自己肯定感を持たせられる指導の推進を働きかけるほか、入学後の継続支援も含め、さらに担任の気付きを大切にされた校内支援体制の充実に向けた支援が必要。
 - ・ 高等学校生徒に対する継続支援の中で、指導計画を作成に加え、卒業後の生活も見通した「個別の移行支援計画」の作成支援が一層求められる。
- これらの課題に向けて次年度検討を重ねていきたいと考えています。

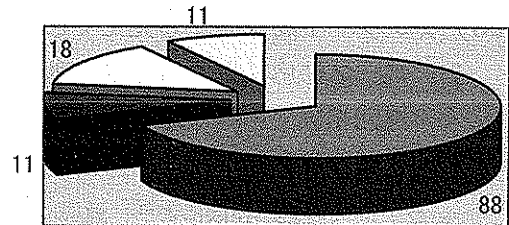
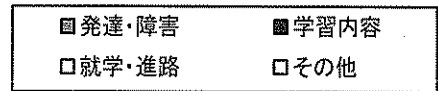
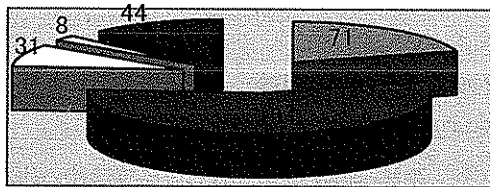
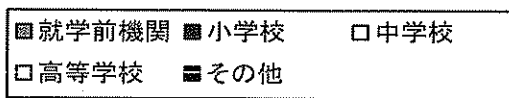
京都府立舞鶴養護学校特別支援教育トータルサポートセンター

相談支援の状況

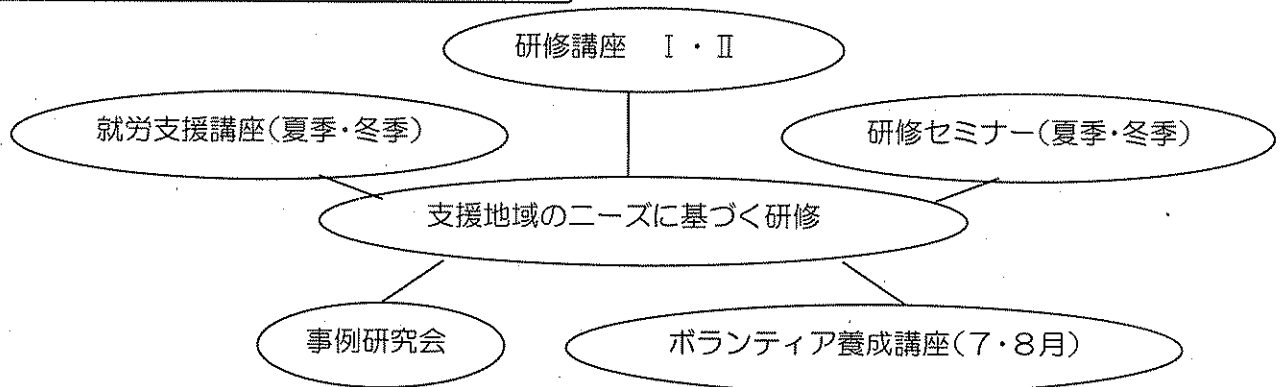
今年度より「地域支援コーディネーター」が3名専任配置されたことより、地域のニーズに基づく相談支援がスムーズかつタイムリーに実施できました。京都府立舞鶴養護学校では、巡回教育相談や研修講座やセミナーの開催とともに地域の研修会への講師派遣等「10の相談・支援」を行っています。

◇ 学校種別支援件数：12月末現在延 348 件
 ＊ 電話 5 件、来校 170 件、巡回 173 件
 （平成 18 年度 12 月末支援延件数 254 件）

◇ 支援内容 新規 130 件



地域のニーズに基づく研修支援



研修講座 I 「現職教員小学部自閉症体験」

◇ 講義 本校の教育の概要
 自閉症について
 自閉症児への支援
 個別の教育支援計画
 個別の指導計画

◇ 実習 授業での支援や指導の実際
 給食指導及び自由時間の支援・指導
 下校指導

◇ 受講者の感想
 言葉では分かっていたつもりが、実際に見せていただいて、ここまで支援するのだと具体的に分かったこともありました。実際に支援の仕方をやって見せてくださったり、手短に必要なことを説明してくださったりして、やるべきことがよく分かりました。
 情緒障害を担任している自分の行動や指導を見直す大きなきっかけになりました。

◇ 本校小学部担任の感想

外部の人に養護学校の体験をしてもらうことで自分たちの実践を見直すことができた。実際に体験してもらうことは「百聞は一見にしかず」でいちばんよく分かり、就学指導の面でも保護者に説明できるのではないかな。

「特別な配慮や支援を必要とする児童等の」事例研究会

舞鶴養護学校トータルサポートセンター相談支援チームの医師、言語聴覚士、臨床心理士、特別支援教育士、相談経験豊富な関係職員等の相談支援スタッフが助言します。6月～2月に実施。

気軽に事例を出して、相談してください

困っているケース

学習障害、ADHD、自閉症 …

- ☆ 集中して、学習ができない
- ☆ 漢字が読めない
- ☆ 計算をわすれる
- ☆ 片付けができない



悩んでいるケース

高機能自閉症、アスペルガー症候群 …

- ☆ 友達と遊ばない
- ☆ 一方的に話をする
- ☆ こだわりがある
- ☆トラブルが多い



研究協議

- * 子どもの障害や特性等の理解
- * 個別の教育支援計画
- * 判断仮説や指導仮説
- * 個別の指導計画等
- * 具体的な配慮や支援

ケースの概要	講師
<ul style="list-style-type: none"> ◇ 対人関係のトラブルがある生徒 ◇ 非定型自閉症の児童 ◇ 広汎性発達障害・解離性障害等がある生徒 ◇ アスペルガー症候群の児童 	京都府言語聴覚士会会長 言語聴覚士・臨床心理士 三田村 啓子
<ul style="list-style-type: none"> ◇ ADHDが疑われる児童 ◇ 人によって態度が変わり、行動面で課題がある児童 ◇ ADHDの生徒 	京都府総合教育センター 研究主事・臨床心理士 村瀬 敏則
<ul style="list-style-type: none"> ◇ 研究授業・公開授業 ◇ 授業研究会 個別の指導目標・指導内容・指導方法等 	皇學館大学社会福祉学部 教授 太田 正己
<ul style="list-style-type: none"> ◇ アスペルガー症候群の生徒 ◇ 自閉症圏障害等重複障害のある生徒 	京都府立こども療育センター 小児科部長 四方 あかね

◇ 参加者の感想

- ・ 広汎性発達障害、解離性障害、知的障害、神経症とそれぞれの行動がどの障害によるものかを整理してもらうことによって指導のポイントが理解できた。本人の特性を理解し、配慮しながらも学校の中や社会的に許されることなど基準をもって指導にあたっていきたい。

- ・ 自分のクラスの児童について、一緒に考えようとしてくださる先生方の気持ちがパワーを与えてくれました。自分がしている声かけや関わり方が心地よいものか伝える手立てはこれで良いのかと考えていたことを受け止めてくださり、新しい視点で接し方を教えていただき、次への実践につながっていきます。百面相で伝えていきます。
- ・ 教育現場で家の視点ではない広がりのある捉え方ができてよかった。この事例研究会から、教育の課題はいかに医療との連携を強めることができるか。家庭を支える地域のネットワーク（医療・福祉・行政等相談機関の入ったケース会議）を構築するかということにつきる。担任の取組はそれを着実に近づける強さを持っている。

◇ その後の取組

- ・ ソーシャルスキルの力を高める指導法を実践してみました。児童と教師2人でやっていた時と違って、児童2人と教師2人の4人ではいろいろな反応や言葉のやりとりがあってすごく良い機会となっています。今まで児童同士は近づきにくい雰囲気があったのですが、やりわりとした会話をしていることがありびっくりです。

研修講座Ⅱ「WISC-Ⅲ知能検査法」

講 義 ・ 演 習	講 師
<ul style="list-style-type: none"> ・ 心理検査の種類及び理解と活用における留意点 ・ WISC-Ⅲ知能検査法の概要 ・ WISC-Ⅲ知能検査法の実施方法 ・ 検査結果の整理と解釈、支援及び指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 明倫小学校通級指導教室 教諭 村上 恵子(TSC相談支援チーム) ・ TSCスタッフ 地域支援コーディネーター

◇ 感想

- ・ 実際に検査をしたり、プロフィール表を書いたりすることで、主訴や学習上の問題がどういうふうになるか結果として表れてくるのかが分かった。
- ・ 事例をもとにした分析や手立ての立案などその子どもの特性を知る上で、検査を用いるのはたいへん有効だと感じました。

「特別支援教育」研修セミナー（夏季・冬季）

	講座の内容	講 師
夏季	発達障害のある子どもへの学校と家庭における支援～発達障害の種別や程度に限定されず、行動分析的なアプローチで関わることの効果について～	兵庫教育大学大学院 臨床健康教育系 教授 藤田 継道
冬季	発達障害児に対するソーシャルスキルトレーニングの有効性	皇學館大学社会福祉学部 教授 小谷 裕実 —小児科医師— (京都府特別支援教育体制推進 事業専門家チーム委員)

◇ 受講者の感想

- ・ 自閉症の指導について、個別の対応だけではなく将来を見通して対人関係や社会

性の指導についても話を聞くことができてよかった。

- ・ 地域の一住民として受講させていただきました。行動とは、信頼+愛+心=行動（優しいステップで誉める）考えさせられ、教えられました。
- ・ 問題行動を起こしていない時こそが大切、普段から誉めて声をかけることの大切さが印象に残りました。また、問題行動が起こったとき、普通はそれを止めさせる対処法を考えてしまいますが、まずアセスメントをすることによってその行動が起こる前にこちらから働きかけることが効果的だと分かりました。
- ・ 私はこれから教師になる身です。今日の話はとても実践的でこれから出会う子どもたち一人一人にあった支援や指導をしていけるように努めたいと思いました。

就労支援講座（夏季・冬季）

	講座の内容	講師
夏季	「舞鶴市障害者計画・障害福祉計画について」 ～ 計画の概要と諸支援について ～	舞鶴市児童・障害福祉課 課長 瀬野 淳郎 (TSC 特別支援連携推進会議委員)
冬季	就労に関わる課題と支援のあり方について	福知山児童相談所 所長 早樫 一男

舞鶴市障害児者地域生活サポートボランティア養成講座（7月・8月）

	講座の内容	講師
◇	ボランティア活動とサークル等について	舞鶴市社会福祉協議会職員 (共催) 舞鶴養護学校教員 TSCスタッフ
◇	特別支援教育・自閉症等障害について	
◇	車椅子介助について	
◇	余暇の利用について	

成果および今後の展開

- ・ 京都府中丹教育局管内を中心に京都北部の地域から高校生、現職の教員や保育士、保護者、一般市民等、延べ550人以上の参加がありました。今年度は、より専門性を高める研修や日々の実践に結びつく研修支援を実施することができました。
- ・ 事例研究会では、相談支援チームの専門的なアドバイスを得て、アセスメント・指導内容・方法等について、具体的な実践に結びつく研究を継続して実施できました。
- ・ 特別支援学校でしかできない自閉症学級での体験研修では、個別の具体的な配慮及び支援等について現職教員のニーズに応じた専門性を高める研修が実施できました。
- ・ 昨年度に引き続き、WISC-III知能検査法の研修会を実施し、結果の解釈や支援の方法について極め細かな研修を行って、地域の人材育成を図る取組ができました。
- ・ 今後も、地域のニーズに基づきより実践的で具体的な研修支援を積極的に行います。
- ・ 京都府東保健所や障害者地域支援センター等とさらに関係機関と連携した相談支援を行います。

丹後教育局管内 丹後地域教育支援センターよさのうみ

1 管内相談チームによる巡回相談

(1) 本年度の巡回相談の状況

4月より与謝の海養護学校に「丹後地域教育支援センターよさのうみ」が開設した。従来から取り組んできた養護学校のセンター的機能をさらに充実・発展させるためセンター長や地域支援コーディネーターを配置して丹後教育局との連携を強化し、フットワークよくニーズに応える地域支援を進めてきた。今年度は特別支援教育の浸透や「教育支援センターよさのうみ」の周知と共に相談依頼が急増した。内容としては、研修会の講師派遣や来校しての相談、巡回教育相談であった。

研修依頼で特徴的なことは研修内容が障害理解からより具体的な支援方法に変わったことである。例えば、丹後保健所からの『障害児を持つ親の集い』に係る障害理解の講師依頼では、講演だけで終わるのではなく、現実の子育てでの戸惑いや悩みを一緒に考え、具体的な対応について相談したこともあった。また、保育所からは発達障害の研修会の後、気になる子どもにどう対応したらいいのかと巡回教育相談に繋がったケースもあった。

巡回教育相談の特徴として以下の6点があげられる。

ア 保育所からの相談依頼の急増

丹後保健所との連携が進み、保健師が検診で気になる子どものフォローをする中で保育所と連携をし、巡回教育相談に繋がってきた。「今までにない変わった子」「手に負えない子」であったのが、具体的な支援方法をアドバイスし子どもが落ち着いてくる中で保育士の中に発達障害の視点での子ども理解が広がってきた。

イ 保護者からの就学についての相談

就学を前にして保護者が今困っていることや不安について具体的な対応をアドバイスした。そのことで、子どもにとって必要な支援が整理でき、就学指導委員会での具体的な就学相談につながった。

ウ 保健師が同席の教育相談

乳幼児検診等で継続して関わっているのは保健師で、就学前の教育相談のキーパーソンになる。今年度、保健師が同席しての巡回教育相談ができたことは乳幼児期から継続した相談支援を行う大きな一歩になった。

エ 小・中学校からの継続した相談

丹後教育局管内では特別支援学校の相談員と通級指導教室の相談員が共同しチームを組んで巡回教育相談を行っている。それぞれが持っている専門性を発揮して、相談者のニーズに応じたより具体的な手だてや支援をアドバイスできるようにしている。新規の相談だけではなく、継続相談が増えてきた。

オ 医師と一緒に巡回教育相談

今年度は支援地域巡回相談員である医師との巡回教育相談を2回実施した。教育の視点だけでなく医療の視点からの指導やアドバイスは巡回相談員にとっても有益な機会となった。

カ 高等学校からの相談

担任や養護教諭、保護者からの電話や来校相談があった。本人了解の難しさもあり巡回教育相談には至らなかったが、高等学校から研修会の講師依頼から具体的な相談支援に変化してきたことは前進である。今後は高校生の相談の在り方についても工夫が必要である。

(2) 継続した支援のための方策

ア 各校種への様々な場面での巡回相談の活用啓発リーフレットの配付

- (ア) 管内校園長会議での資料として配付
- (イ) 特別支援教育に係る各種研修会の資料として配付

イ 巡回相談の内容面での充実

- (ア) 相談回数を重ねることで、学校(園)の状況等を踏まえた支援のための具体的な助言が可能になったこと

- (イ) 相談員の相談継続への意識の高揚
- (ウ) 年間3回の巡回相談員研修会での情報交換と具体的な事例による研修

ウ ドクターも加えた管内巡回相談の実施

エ 専門家チーム会議直後の個別の指導計画作成を含めた会議の設定と実施

オ 特別支援学級担任の指導の充実のための資料冊子の作成と市町教委担当指導主事への啓発

(3) 巡回相談を通して見えてきた成果・課題(通級指導教室担当の巡回相談員の感想)

ア 成果

- (ア) 就学も含めた保育園等から小学校への連携が、巡回相談を通して強くなってきている。保育士等と担当の相談員との関わりも増え、子どもの見方が広がってきている。
- (イ) 巡回相談を契機に、子どもの見方が保育園等に広がりやすくなっている。
- (ウ) 巡回相談を受けるに当たって、資料の整理やその後の支援の方策などへの意識が高まり、校内体制が活性化するきっかけになった。
- (エ) 巡回相談により、情報が集約され整理された形で、保育園・幼稚園⇒小学校、小学校⇒中学校の連携に使われ始めている。
- (オ) 巡回相談が広がりを見せることで、その状況が多くの他の学校(園)にも情報として入り、支援の方策を見いだす上で、巡回相談が十分活用できるということが各校で認識され始めた。
- (カ) 通級指導教室担当者だけでなく、より自閉症等に関する専門性を持った特別支援学校の教員も一緒にチームに入り、その視点で具体的な手立てを提示することで学校の支援につながっている。

イ 課題

- (ア) 継続した相談をより進めることで、各校の支援が評価を踏まえた改善のサイクルに乗るようになる。いかに巡回相談を活用した定期的な支援の検証を意識付けるかが今後も課題である。
- (イ) 今後の国の特別支援教育体制推進事業の終了も見越して、各市町レベルでも巡回相談が今後も機能するよう、巡回相談員の増員等についても検討する必要がある。
- (ウ) 就学前の幼児の巡回相談については、昨年度の後半から可能な限り保健師もオブザーバーとして相談に加わってもらっているが、今後とも福祉サイドのもつ情報との共有を図りながらより強い連携をしていく必要がある。

こんな時に、特別支援教育の「巡回教育相談」が、役立ちます!!

1 特別な支援が必要な子どもへの配慮や指導をもっと充実させたい!!

- ★ アセスメント票や個別の指導計画を作成して支援をしている。けれども、なかなか思うようにいかない。もっとよい手立てはないだろうか。
⇒具体的な手立てについて相談員と一緒に検討したい。
- ★ 実態はチェックリストなどを使って把握できた。後は具体的な支援の検討だ。
⇒個別の指導計画の作成も含めて、相談員と一緒に検討したい。

2 特別支援教育の校内体制をもっと充実させたい!!

- ★ 特別支援教育の視点での実態把握を進めたい。
⇒実態把握の進め方も含め、相談員と一緒に検討したい。
- ★ 校内委員会の動きを活性化させたい。
⇒校内委員会の動きも含め、相談員と一緒に検討したい。
- ★ 教職員の特別支援教育への理解や発達障害についての理解を深めたい。
⇒校内研修の要素も含め、相談員と一緒に検討したい。

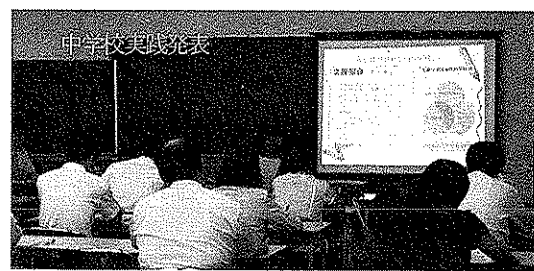
専門性の高い考え方や違った角度からの考え方が入ると校内での支援が活性化する場合があります。学校を訪問し相談を行います。ぜひ一度活用してみましょう!!

【具体的な活用例を示したリーフレット】

2 管内の特別支援教育に係る研修

(1) 管内特別支援教育コーディネーター・巡回相談員合同研修会（コーディネータースキルアップ講座）

主催	京都府丹後教育局、京都府立与謝の海養護学校
日時	平成19年9月6日（木）13:30～17:15
対象	小・中学校の特別支援教育コーディネーター、管内特別支援教育巡回相談員
内容	
(ア) 概要説明	「丹後教育局管内における特別支援教育体制の推進状況」 丹後教育局指導主事
(イ) 講義	「今求められる特別支援教育コーディネーターの役割について」 京都府総合教育センター特別支援教育部長
(ウ) 実践発表 (小・中学校別)	「校内支援体制の活動と特別支援コーディネーターの役割」 京丹後市立豊栄小学校 特別支援教育コーディネーター 「本校の校内支援体制と特別支援教育コーディネーターとしての動き」 宮津市立宮津中学校 特別支援教育コーディネーター
(エ) 地域別研究協議 (小・中学校別)	「特別な支援を要する児童生徒への校内での支援状況と課題」
(オ) 指導助言	京都府総合教育センター研究主事兼指導主事



主な感想等

- ・講義を聞いて、改めてコーディネーターとしてすべきことが見えてきたように思う。また、保護者と担任をつなぐ、担任、保護者、教職員をつなぐ役割の重要性も感じた。
- ・資料「共通支援シート」の考え方は大変参考になった。個別の指導計画は、ともすれば担任のものとなりがちその子への対応の仕方や課題のとらえ方を校内で一致させていくのにとっても役立つものと思った。子どもの状況に応じて具体化したいと思う。
- ・同じブロックの中で、コーディネーター同士の交流ができてよかった。今後も特別支援教育コーディネーターの交流できる場があるとよいと思う。
- ・校内委員会で話されたことを「児童の見方」「児童の指導の具体的な方法」という形でもっと全体に広げていき、実際の指導に役立てていくことが重要であると感じた。

(2) 管内巡回相談員研修会

主催	京都府丹後教育局、京都府立与謝の海養護学校
日時	[第1回] 平成19年 6月29日（金）13:45～17:00 [第2回] 平成19年 12月10日（月）13:30～17:00 [第3回] 平成20年 3月予定
対象	小・中学校の特別支援教育コーディネーター、管内特別支援教育巡回相談員

	第1回	第2回	第3回
概要説明	「本年度の府の特別支援教育体制 推進事業等について」	「本年度の巡回相談の 状況について」	「来年度の管内の巡回相談等の方向 性について」
事例検討	校内特別支援教育コーディネータ ーからの事例	地域支援コーディネ ーターからの事例	保健所も係わる保育園等の事例
研究協議	「巡回相談の積極的な活用による 特別支援教育の充実について」	「今後の巡回相談の充 実について」	「関係機関との連携を強めた巡回相 談等の充実について」

(3) 管内幼稚園等特別支援教育研修会 (幼稚園における特別支援教育講座)

主 催	京都府丹後教育局、京都府立与謝の海養護学校、京都府丹後保健所
日 時	平成20年1月28日(月) 13:45~17:00
対 象	・管内幼稚園特別支援教育コーディネーターまたは担当者 ・管内保育所(園) 特別支援教育担当者等及び乳児院担当者等 ・管内各市町教育委員会特別支援教育担当者 ・管内各市町保健師、障害児通園施設担当者、障害者支援センター担当者 (参加者69名)
内 容	(7) 講義 「幼児期の発達及び発達の遅れ、発達障害の理解と支援」 京都府総合教育センター特別支援教育部長 (4) 地域別研究協議 「特別な支援を要する園児への園内での支援状況と課題」 (9) 指導助言「管内の支援状況と今後の課題について」 京都府丹後教育局指導主事

主な感想等

- ・ 対象が、保育所・幼稚園関係職員に絞ってあり、講義内容も具体的でわかりやすくよかった。講義資料もとても勉強になった。
- ・ 特別な支援を要する子、保護者に対してどのように対処していけばよいか分かり参考になった。日々の保育の積み重ねや発達段階に応じた遊びを十分にしていけば「この先の方になっていく」という自信が持てた。
- ・ 保育所、幼稚園、保健師等の情報交換や意見交換の場がとても大切だと改めて感じた。やはり、地域のつながりは子どもを支援する上で欠かすことができない課題である。
- ・ 青山先生の話、実践内容がとてもよく分かった。毎日一緒にいる発達障害の子どもへのつらさが分かり、少しでも理解できればと思う。
- ・ 発達障害という言葉が独り歩きして「その子自身」が見えなくなっているところがあるかと思う。一人一人の様子や困ったことに視点を当ててみていくことが大切だと思う。
- ・ 今回の研修で、保健師が支援にどのような役割を担っていくかが課題と感じた。初めて教育部門の方と研修ができたことはとてもよいことだと思う。(保健師)



(4) 地域開放講座

主 催 京都府丹後教育局、京都府立与謝の海養護学校

日 時 8月17日(金) 13:45~16:30

対 象 管内の保育・教育関係者、福祉関係者、保護者(参加者139名)

内 容

- (ア) 報告「丹後教育局管内の特別支援教育の現状」 京都府丹後教育局指導主事
「丹後地域教育支援センターよさのうみの開設と活動状況」 丹後地域教育支援センター
- (イ) 講演「発達障害へのアプローチ～幼児からの一貫した支援～」 臨床心理士 平田みすず

主な感想等

- ・特別支援(教育)について改めて丁寧な見直しの必要性を感じた。
- ・報告、講演共に大変勉強になった。就学へ向けての幼稚園での支援に大切なことが改めて認識できた。
- ・発達障害の子どもに対するアプローチの方法や周囲の子ども集団を育て、親をケアするなど方向性や方法などが分かってきたように思う。
- ・京都府北部地域がこのように現場に状況を説明したり、発達障害や地域との連携の講演が行われることにびっくりしている。保幼小の連携についてハード面、ソフト面の両方から聞けてとてもよかった(他県の特別支援学級担任)
- ・特別支援教育の重要性を改めて痛感した。一人一人の子どもの姿を捉えて、気になる子どもとしてだけ考えるのではなく、諸機関が行動を起こしていくことが大きな一歩である。もっと自己研鑽を積みたい。
- ・保健センター、保育所、学校との連携の大切さがわかった。

※ 講演会形式での研修会は昨年度に続き2回目となり、特別支援教育への理解、一貫した支援の大切さとそれを支える地域ネットワークの役割の大きさへの理解が広がる機会になった。

(5) 特別支援教育の視点での保幼小連携研修会

主 催 京都府丹後教育局

日 時 平成19年8月3日(金) 14:00~16:30

対 象 管内公立幼稚園教職員及び保育所(園)保育士、管内小学校教員及び特別支援学校教員、保健所等関係機関担当者、各市町(組合)教育委員会関係者、各市町関係者

内 容

- (ア) 課題提起「保幼小連携の課題について」 丹後教育局指導主事
- (イ) 課題提起実践報告「特別支援教育の視点に立った保幼小の連携」
京丹後市立佐濃小学校特別支援教育コーディネーター(管内巡回相談員)
- (ウ) 研究協議(4分散会)
- ・テーマ「特別支援教育の視点を中心とした保幼小の連携について」

(6) 特別支援教育の視点も入れた学力向上対策会議研修会

主催 丹後学力向上対策会議

日時 平成19年7月31日(火) 13:45~16:45

対象 丹後学力向上対策会議委員

(丹後教育局管内各小・中学校教務主任(研究主任)、少人数指導加配教員等)

内容

(7) 課題提起 「学力の充実・向上に向けた方策について」 京都府丹後教育局指導主事

(4) 講演 ・第1部会 「配慮を要する児童生徒への手立てを講じた授業づくりについて」

京都府教育庁指導部特別支援教育課指導主事

・第2部会 「国語力の向上をめざした授業づくりについて」 京都教育大学 植山俊宏教授

(7) 協議

3 来年度に向けた方向性

(1) 今後の課題

教育関係機関を中心に特別支援教育が進展し、丹後教育局管内の就学期における支援体制は大きく進んできた。今後は、就学前から就学期・就労期まで継続した支援が行えるよう丹後教育局管内の地域支援ネットワークの構築を進めることが課題となる。また、関係機関が連携をしながらライフステージに応じた支援を具体化していくことも必要となる。

◇就学前：保健福祉部局(保健師、保育士)との連携を強化し支援の充実を図る

◇就学期：丹後教育局、市町教育委員会、養護学校との連携を強化し支援の充実を進める

◇就労期：保健所、職業安定所、福祉事業所との連携を強化し就労支援の充実を図る

今年度になり、市町の福祉部局では「地域自立支援センター」の立ち上げにより関係機関の連携と支援ネットワーク作りの動きが始まってきたことから、教育関係機関が中心に進めてきた「特別支援連携協議会」の在り方を再検討していくことも必要になってきた。

(2) 来年度に向けての具体的な方向性

ア 保健師と共同した巡回教育相談による就学前の支援の充実

イ 就学期の継続した支援の充実

与謝の海養護学校と小・中学校の通級指導教室の共同した巡回教育相談を充実・発展させる

◇ 丹後地域教育支援センターよさのうみ

・管内の特別支援教育の総合支援センター

・医療等他機関との連携が必要なケースの継続相談

◇ 通級指導教室

・地域の身近な相談、支援センター

・日常的、具体的な継続した支援

ウ 市町教育委員会の教育相談機能の充実

エ 高等学校との連携による高校生への支援の在り方の検討

視援教育相談室（府立盲学校）

ニーズに対応した体制づくり

1 はじめに

本校における教育相談活動は平成6年から開始し、平成13年度からは、地域の視覚障害のある子どもに対する支援や関係機関に対する啓発などを積極的に推進し、視覚障害教育のセンター的役割を構築するため視援教育相談室を立ち上げた。

平成18年度からは、独立した校内分掌組織になり、さらに今年度から地域支援センターとして、より教育相談活動が充実してきているところである。

2 教育相談実施状況

(1) 相談状況

(平成19年12月現在)

本校へ来校しての教育相談	延べ133回
地域で学ぶ視覚障害のある子どもに対する巡回教育相談	延べ65回（巡回先:小・中・高等学校、大学）

(2) 相談内容

幼児	視覚活用の指導（視力検査、幼児にあった視対象の把握等、目と手の協応動作指導等）、触察指導（全体と部分の大まかなさわり方、線たどり等）、探索活動の指導（音源へ向かっての手による探索、音源への移動等）、全身運動の取組、光遊び等
児童生徒	点字指導、歩行指導、弱視レンズの指導、パソコン指導、視力検査、教科の視覚的な補足を要する内容（運動、理科の実験、製作、地図、書き方等）等
保護者教師等	視覚の状態（弱視・全盲）の基本的な理解と様々な場面での対応の仕方等のアドバイス *各相談者や保護者の心理的フォローも可能な範囲で行い、指導内容だけにとどまらず、日頃学校等での緊張した生活から開放される「場」としての役割を持たせている。

(3) 相談体制

センター長と視援教育相談室室員（7名）で、校内及び校外への支援実施を行っている。

3 交流活動

教育相談該当の子どもたちと本校の子どもたちとの交流を深めることを目的に、スポーツ等を楽しむ日（月1回土曜日）やサマースクール、春のつどいを行っている。

視援教育相談室が中心となって計画し、全校教職員の協力を得て実施している。

4 今後に向けて

まだ、盲学校の外と連携した支援体制が不十分な中での取組であり、巡回相談員は全て本校職員で構成した。今後福祉や医療的機関との連携を深め、これらの機関からも巡回相談員に加わっていただき支援できる体制を検討している。

視覚障害地域支援センターとしての役割が十分に果たせる校内組織の編成、南部地域における支援体制の検討も進め、視覚障害のある子ども及び保護者等のニーズに、よりきめ細かな対応を行っていききたい。

京都府北部視覚支援センター（盲学校舞鶴分校内）

教育相談を中心とした支援活動

1 教育相談活動センターとしての活動

教育相談活動（新規・定期）

相談者の依頼を受け、視力測定・視野測定を行い、対象児の見え方についての理解・担任支援・保護者支援を行っている。

新規教育相談において、継続した指導を必要とし、保護者の希望がある乳幼児・児童に週1回来校してもらい、教育相談活動を行っている。

担任には授業参観・訪問支援などをおして、環境整備、各教科・自立活動・教材教具の工夫、教材教具の貸出し及び情報提供など、児童の状況に応じた支援の助言を行っている。

関係機関との連携成果

対象児の様子や指導の様子を参観し、互いに交流し合う中で、総合的に本児を把握することができ、就学に向けた課題を含め、指導目標・指導内容を検討することができた。

【連携によるケース検討事例】

対象児：保育所に通いながら、本校で週1回、定期教育相談を受けている。
歩行訓練や摂食のリハビリ・集団活動のために、病院・療育センター・リハビリテーションなどの施設にも定期的に通っている。

検討内容：就学に向けて学期に1回、様々な立場から考えを出し合うことができ、対象児の成長や課題についても明らかにしてきた。

関係機関の方に、レンズを使って対象児の見え方を実際に体験し、理解してもらうとともに、見る力を育てる支援を行った。

対象児は複数の施設を利用しているため、関係者が一同に会してのケース会議は、非常に大切であった。

全域

2 支援センターとしての活動

関係機関との連携

小・中学校へ通う盲児・保護者に「盲学校の集い」を呼びかけたり、「弱視サポートブック」を作成し、弱視児の通う学校へ配布したりするなどネットワークを構築に努めています。

啓発活動

昨年に引き続きパンフレットを作成し、京都府北部の小学校・幼稚園・保育所・保育園・保健所・保健センター・市町の福祉課・眼科を訪問し、広報・啓発活動を行いました。

眼科の視能訓練士による「視機能検査」についての研修会を開き、京都府北部の保健所・保健センター・市町の福祉課に参加を呼びかけ、早期教育の大切さを伝えています。



京都府聴覚支援センター (府立聾学校)

はじめに

京都府聴覚支援センターは、京都市及び京都府南部地域に対して医療・福祉・労働・教育等関係諸機関と連携しながら障害の発見から成人に至る継続した相談(指導)支援ネットワークの構築を目指しています。

本センターには下記の各分野を相談(指導)支援する特別支援コーディネータを配置しています。

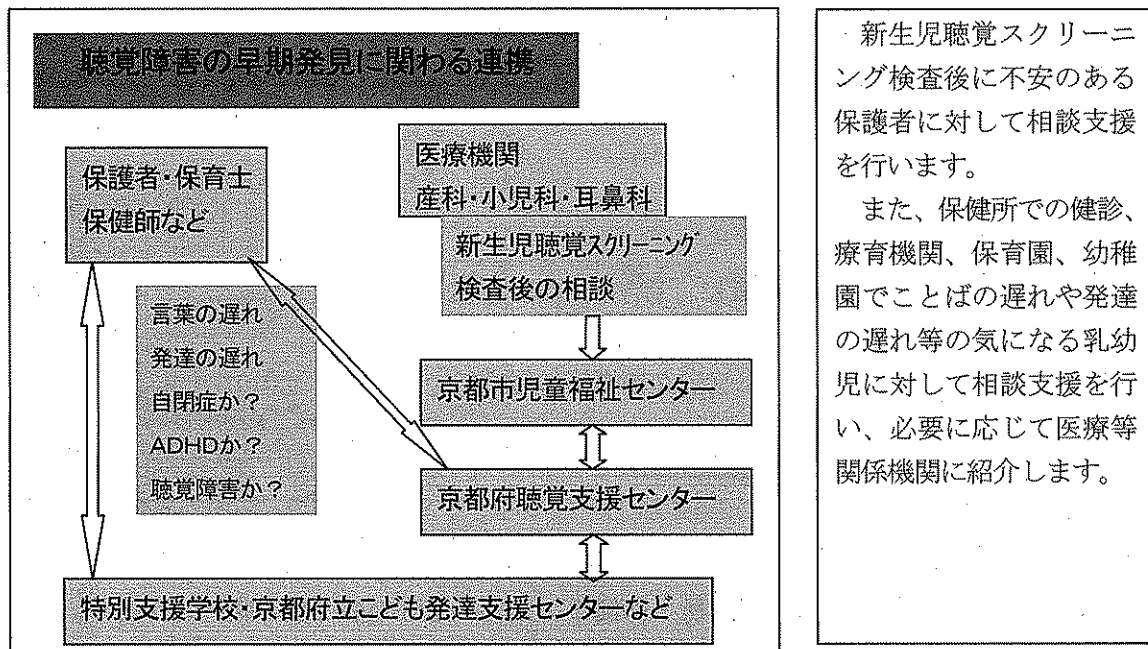
- (1) 早期教育相談
- (2) 幼稚園保育園等幼児教育相談
- (3) 小学校・中学校・高等学校児童生徒教育相談
- (4) 障害理解啓発・コミュニケーション関わる教育相談
- (5) 聴覚活用、聴能に関わる教育相談
- (6) 通級指導に関わる教育相談
- (7) 福祉、情報提供、生活支援、進路に関する相談

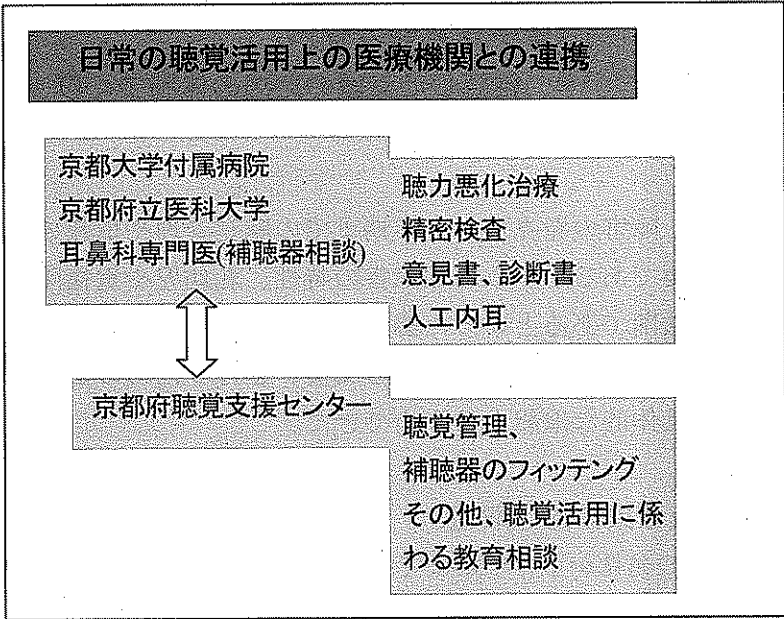
相談(支援)は聴覚支援センターへ来訪していただくこともありますが、遠方の児童等へは在籍する保育園、幼稚園や小学校、中学校の協力を得て巡回による教育相談や通級指導支援を行っています。また、小学校等の障害の理解・啓発、人権学習指導の支援講師、校内研修会の講師派遣を行っています。

今後は新生児聴覚スクリーニング検査後の0歳児からの早期教育相談、保育園や小学校等への巡回による教育相談をさらに充実させていきます。

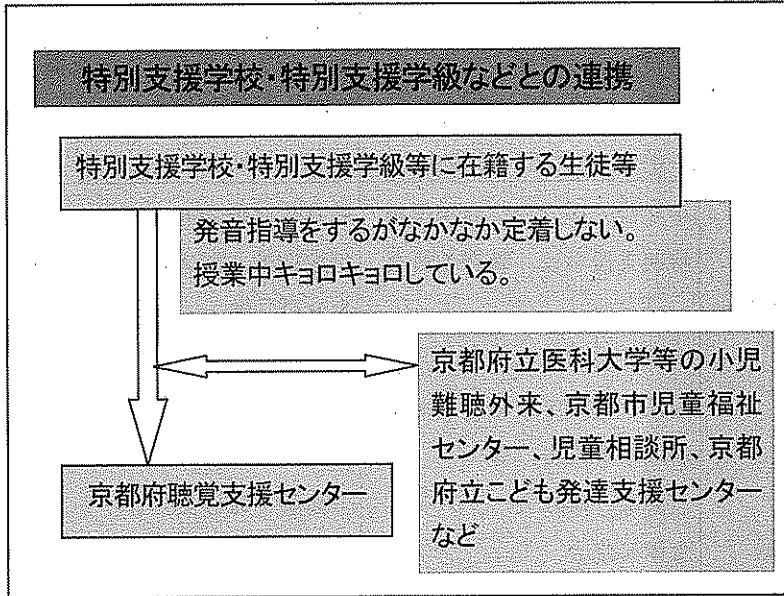
関係機関との連携による支援

主な連携機関：京都市児童福祉センター、京都市聴覚言語障害センター、医療機関、保健関係施設、福祉事務所、京都府立こども発達支援センター、特別支援学校、特別支援学級など

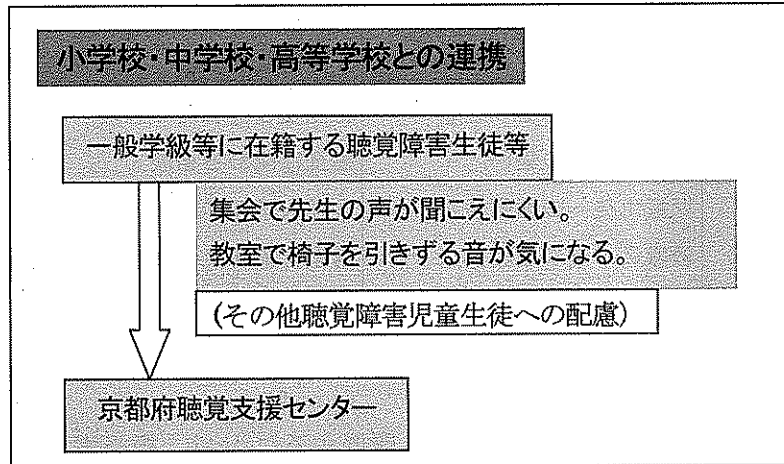




聴覚支援センターには聾学校に籍のない聴覚障害児が多く訪れています。聴力測定を行うことにより、児童生徒の聴覚管理や補聴器のフィッティングなど聴覚活用と係わる指導支援をしています。日常的に医療との連携を図っています。



「授業中集中できない。聞く、書くが苦手。ことばの発達がやや遅れている。指示通り動けない。こだわりが多い。ことばの使い方に問題がある。」などといった症状があると難聴が疑われる場合もあります。必要に応じて聴覚障害がある生徒等への相談支援を医療や教育等関係機関と連携して行います。



FM補聴器など補聴援助システムの活用や教室の音環境の整備や授業での話し方等の配慮してほしいことへの支援、定期的な聴力測定や補聴器計測の支援、また教材の工夫と活用や障害の認識などの指導方法について研修支援を行います。

京都府北部聴覚支援センター (聾学校舞鶴分校内)

継続した支援のための体制づくり

1 はじめに

京都府北部聴覚支援センターでは、障害の発見から青年期までの聴覚管理や情報の保障、障害の学習といった幅広い支援が必要であるという聴覚障害の特性、乳幼児や重複障害児の聴力測定ができる北部で唯一の教育機関であるといった聾学校舞鶴分校の特徴を踏まえ、府北部に在住する全ての聴覚障害児を対象にした「地域による支援」を行うためのシステムとして3つのネットワークをつくり、具体的な取組をすすめてきた。

2 3つのネットワークの組織と運営及び具体的な取組

3つのネットワークによって、障害の発見から青年期までを見通しながら、障害、発達、生活に応じた支援を行う。

	すこやかネットワーク	スクールネットワーク	ソーシャルネットワーク
目的	障害の早期発見と早期支援 関係機関への理解啓発	学習支援と集団の確保 学校や保護者への理解啓発	聴覚障害児・者の生活支援 地域への理解啓発
対象	新生児から就学までの幼児	小学生・中学生・高校生	高校生・大学生・社会人
関係機関	医療機関 保健所、保健センター 保育園、幼稚園、療育機関	小学校、中学校、高等学校、 特別支援学校、教育委員会	聴覚言語障害者支援センター 行政機関、障害者団体 NPO 等
ネットワーク 連携推進会議	〈メンバー〉 府及び市町の保健師 母子医療担当医師 〈会議・研修会〉 全体会（研修、情報交換） 2学期 市町や地域ごとの連携 1学期・3学期	〈メンバー〉 担任、コーディネーター 通級指導担当 等 〈会議・研修会〉 全体研修会 夏季休業中 各校連携会議・事例検討 必要に応じて	〈メンバー〉 聴覚言語障害者支援センターの 担当（北部5カ所） 〈会議・研修会〉 全体会議・研修会 学期1回 地域ごとの連絡会 必要に応じて
具体的な 取組	きこえの教育相談（発見） 聴覚及び補聴器の管理 保護者・家族への支援 幼稚園・保育園との連携 就学に向けての相談	聴覚及び補聴器の管理 聴覚障害児の集い 児童生徒への理解学習 教職員への研修支援 保護者への支援	聴覚及び補聴器の管理 福祉に関わる相談 大学入学や就職後のケア 講座・講演会への講師派遣 社会生活に関わる情報提供

3 今年度の成果

今年度は、それぞれのネットワーク推進会議を定期的で開催することで、担当者の研修や情報交換だけでなく、関係機関との日常的な連携がもてるようになり、特に補聴器を装用しない軽度難聴の幼児、特別支援学校に在籍する児童生徒、高等学校に在籍する生徒に対して、個々の課題に応じた継続的な支援ができるようになった。

京都府立城陽養護学校 地域支援部「サポートJOYO」

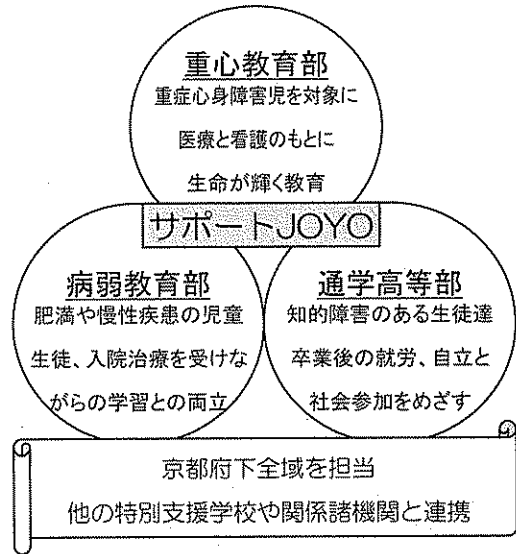
1 「サポートJOYO」の開設

「サポートJOYO」とは

京都府立城陽養護学校では、平成19年4月より、地域支援センターとして地域支援部「サポートJOYO」を開設しました。

本校には特徴ある3つの教育部がおかれています。国立病院機構南京都病院に隣接し、医療と日常的に深い関わりを持ちながら、一方で、山城地域を中心に、府下全域や他府県にも及ぶ広い地域とのつながりを持った教育を行っています。

「サポートJOYO」では、こういった本校の特徴や、医療・地域とのつながりを生かした地域支援・地域連携を目指して、教育相談や研修支援などの活動を本格的に開始しました。



教育相談・地域支援の実施状況

～平成19年度（前期） 活動実績から～

4月の開設以来、「サポートJOYO」には、地域の皆さんから子どもの教育や障害にかかわる相談が、多数寄せられました。

12月末までの相談件数は、184件、うち新規相談は67件でした。

新規相談の内訳は、発達障害に関わる相談が最も多く、不登校事例が半数以上含まれていました。次いで就学・進学相談、その他は、病気、医療に関すること等でした。

医療的ケア、病院医療との連携に関わる相談も多く、地域のニーズと感じられました。

2 相談・支援の具体的事例

他機関との連携

医療との連携を生かした地域支援 —地域の研修会への本校教員の派遣—

- 1 日時 平成19年8月30日（木）
 - 2 場所 京都府立舞鶴養護学校北吸分校（府立舞鶴こども療育センターに隣接）
 - 3 内容 「医療との連携と重心教育部の実践について」
 重心教育部児童生徒の日常の様子や授業作りで大切にしていること、医療との連携について実践報告を行った。
- 今後の支援
- ・ 重度心身障害のある乳幼児や児童生徒（地域在住及び南京都病院しらうめ病棟に入院）を対象として —主に医療的ケアや医療との連携などをはじめとした支援—
 - ・ 障害者への理解を深める資料として —重心教育部児童生徒の学校生活の様子をまとめた映像資料を地域に提供—

相談支援

ADHD/PDD で、身辺自立ができない生徒の事例

対象児童生徒	中学2年生	
主訴	学校	ADHD/PDD 生徒の指導について。身辺自立を促す指導方策について。
	保護者	子供に基本的な生活習慣、社会のルールが身についていないこと。将来に対する不安を大きく感じていること。
実態	部屋の掃除、整頓ができない。排便の処理がうまくできず、入浴もしない。盗癖・火遊びをするようになった。好き嫌いが多く、手作りの物は食べない。一晩外で過ごしても平気である。本人の困り感はない。	
支援の経過	教育委員会・学校から依頼があり保護者が来校。学校、病院見学、父母の相談、本人の行動観察を行う中で、サポート JOYO・在籍校コーディネーター・医師と共にケース会議を持ち支援の方向性を出した。その結果、他機関につながることができた。	

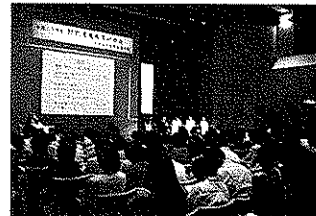
不登校児童の事例

対象児童生徒	小学1年生
主訴	不登校状態の対応や手だてについて
実態	入学後1ヶ月で不登校。学校へ行こうとするが、校門から中に入ることができない。場所や人へのこだわりがある。
支援の経過	山城教育局管外の保護者から電話相談を受けた。在籍校との連携を望まなかったが、面談時、在籍校との連携についての必要性を説明し、保護者から在籍校に連絡された。在籍校から依頼を受け、巡回教育相談・発達検査を実施。結果を基に、本児への効果的な支援について検討し、保護者や在籍校への支援を行う。現在、時々欠席しながらも、一日2、3時間学校で過ごすようになってきている。

研修支援

特別支援研修会の開催 「幼稚園から高等学校まで、250余名の参加」

- 1 日時 平成19年8月3日(金) 13時～16時
 - 2 会場 文化パーク城陽 ふれあいホール
 - 3 対象
 - ・山城教育局管内 幼稚園・小学校・中学校
 - ・山城通学圏の高等学校
 - ・山城地域の公立保育園 等教育関係職員
 - 4 内容
 - ◇基調報告 「特別支援教育元年をむかえて」
 - ◇本校各教育部実践発表 個に応じた指導・支援の追求
 - 【重心教育部】「児童生徒が学校生活をよりよく過ごせるために」
 - 【病弱教育部】「不登校児童生徒への支援について～Aさんの事例から～」
 - 【通学高等部】「社会自立に向けての支援について～B君の事例から～」
 - ◇パネルディスカッション
 - 「特別支援教育にかかわる課題をさぐって」
 - ～最近の児童生徒の様子から見えてくるもの～
- 〈コーディネーター〉 サポート JOYO 連携協力員 精神科医 有賀やよい先生
 〈アドバイザー〉 サポート JOYO 連携協力員 小児科医 徳永 修先生



ホームページ

城陽養護学校地域支援部

サポートJOYO

さぽーとじょうよう

はじめに

保護者からの相談

学校からの相談

懇談会

サポートJOYOだより・添削

連絡先・情報提供

子どもたちの成長や、発達、教育、就労、医療、医療的ケアに関するご質問は多くありますが、城陽養護学校では、特別支援学校のセンター機能の一環として、地区の学校や保護者の方からの相談を受けたり、校内研修への参加や、研修講演開催などを行います。

平成18年4月より、学校教育部に「地域支援課員」が配置され、従来の城陽養護学校特別支援学校として、特別支援教育に特化する地域のセンター機能を果たすことになりました。本校でも、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等に在籍する子どもたちや、その保護者、関係者に対して様々なサポートを行っています。専門スタッフが様々な相談にお答えいたします。このホームページをご覧になり、本校地域支援部、お気軽にご相談いただけますようお願いいたします。

城陽養護学校地域支援部「サポートJOYO」

学校の場所
電話0774-53-7100
HPトップへ↑

サポートJOYO

城陽養護学校地域支援部だより

第1号

発行日：平成18年10月

発行部数：50部

発行先：保護者、関係者

発行場所：城陽養護学校

発行責任者：地域支援部長

発行担当：地域支援課員

発行経路：郵送

発行費用：印刷代、郵送料

発行内容：学校教育部の活動、地域支援部の活動、保護者の声、関係者の声、学校生活の様子、卒業生の声、就職支援の様子、生活支援の様子、卒業生の声、就職支援の様子、生活支援の様子

発行の目的：学校教育部の活動、地域支援部の活動、保護者の声、関係者の声、学校生活の様子、卒業生の声、就職支援の様子、生活支援の様子を広く知らせ、関係者との連携を図る。

発行の意義：学校教育部の活動、地域支援部の活動、保護者の声、関係者の声、学校生活の様子、卒業生の声、就職支援の様子、生活支援の様子を広く知らせ、関係者との連携を図る。

発行の期待：学校教育部の活動、地域支援部の活動、保護者の声、関係者の声、学校生活の様子、卒業生の声、就職支援の様子、生活支援の様子を広く知らせ、関係者との連携を図る。

3 広域な地域と連携した「サポートJOYO」へ

これまでの成果と課題

「サポートJOYO」の組織体制を作り、教育相談や支援活動を進める中で、本校の教育や地域支援についての理解を広げることができ、同時に、本校に対する地域からのニーズをうけとめ、検討を進めることができました。

これからの課題としては、巡回相談チームの活用などの相談システムを充実することや、地域からのニーズに応えるべく、専門性の向上を目指して研修や研究を進めること、そして、地域との連携や協力のあり方について検討することなどをあげています。

今後の具体的な方向性

☆発達障害のある中学生への進路開拓、進路指導
☆知的障害のある青少年への就労支援、自立支援

①三教育部の教育実践を生かした相談支援の充実

- ・医療との連携の継続と充実
- ・病気や肥満、不登校に関わる相談支援
- ・重度心身障害児の教育や生活についての相談支援
- ・進路・就労についての相談支援

②専門性を生かし、ニーズに応える教育相談の実施

- ・巡回相談チームや校内外の人材の活用
『相談の輪の広がり』
- ・具体的な支援や手立てによる継続的な相談
『相談の質の深まり』

③府全域への情報発信

- ・日常の実践と、地域からのニーズとのつながりを捉えた、情報提供
- ・研修会やホームページなどでの実践や研究の発表・紹介

④在校生に対する教育相談や支援活動の充実

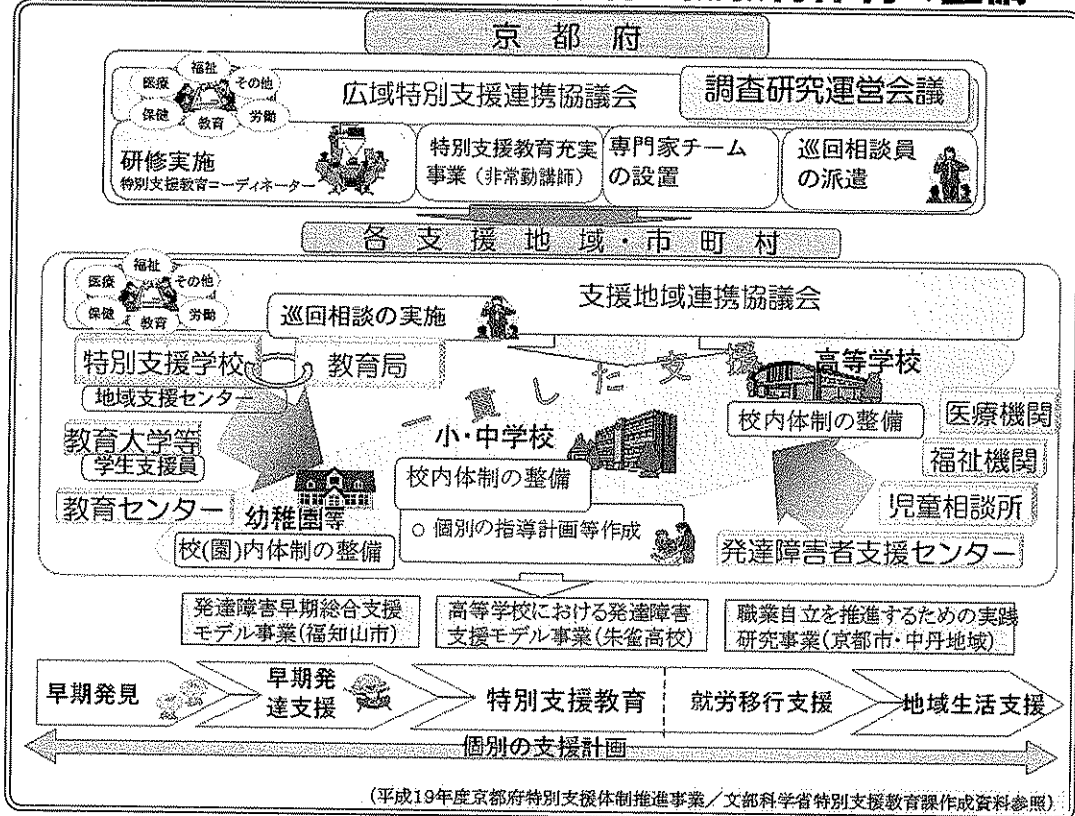
- ・入学相談、転出・入相談、進路相談、就労支援など
- ・教育相談、地域生活支援

卒業生のアフターケア、就労支援、生活支援もより丁寧に

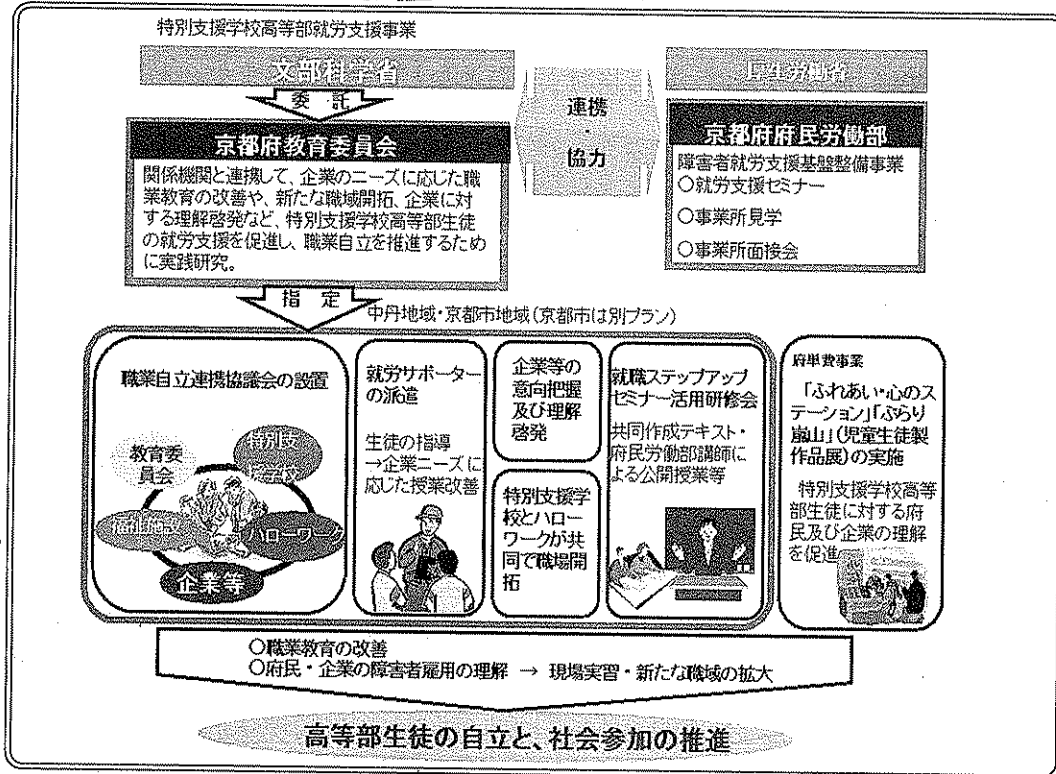
⑤広域な支援システム（地域ネットワーク）への参画

城陽養護学校の専門性を生かし、広域な地域との連携をもとにして、今後もお一層、「サポートJOYO」の活動を模索し、充実していきます。

生涯を視野に入れた京都府の特別支援教育体制の整備



職業自立におけた取組

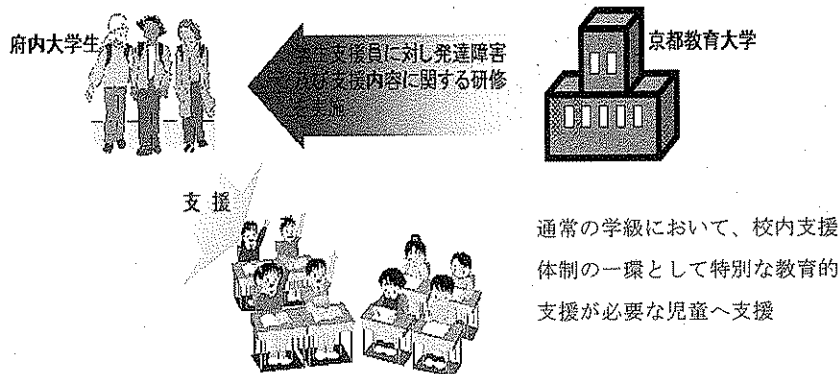


第2部

実践から見る工夫や配慮

京都府教育委員会では、生涯にわたる支援を視野に入れて、特別支援教育体制推進事業に基づく学校や市町村等での体制づくりや教職員の専門性向上、「学生支援員」・府の特別支援教育充実事業による「非常勤講師」・市町村の「支援員」等の活用など、有効な支援体制を確立するために学校のできる工夫や配慮を広げようと、様々な取組みを進めています。

宇治市立岡屋小学校において、通常の学級で学ぶ発達障害の子どもを支援する方策のモデルとして、学生支援員の活用に取り組みました。(計57日)



ポイント

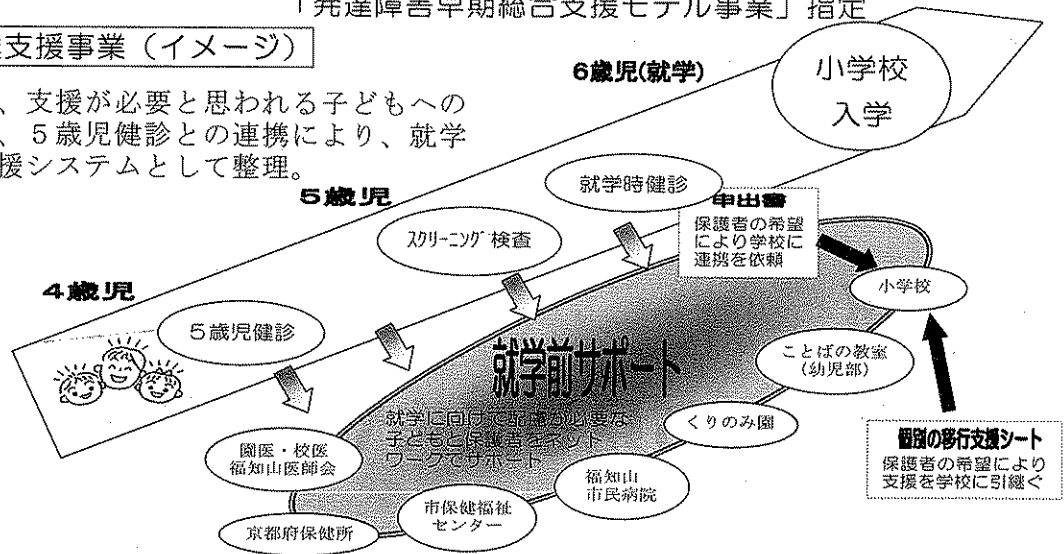
- 学生支援員の派遣を契機に校内支援体制の充実が図れ、実際に支援を行うことで、新たに見えてくる実態や有効な支援策を探る手がかりが見つかった。(記録が大切)
- 校内委員会と学生支援員との意見交流の機会を設定し、成果や課題を共有することが必要である。
- 通常の学級において、支援が必要な児童への指導・支援とともに、特別支援教育の視点を加味した、わかりやすい授業を行うための工夫改善が必要である。
- 個別に取り出して支援する内容が明らかになってきた児童があり、「どのような支援形態が可能か」など、学校として総合的な検討が求められる。
- 学生支援員等を有効に活用するためには、支援員をコーディネートするコーディネーターの役割が大切である。

就学前の発達支援事業

「発達障害早期総合支援モデル事業」指定

就学前発達支援事業（イメージ）

発達障害等、支援が必要と思われる子どもへの早期支援を、5歳児健診との連携により、就学に向けた支援システムとして整理。



福知山市では、発達障害などで支援の必要な子どもを早期発見し、早期支援することを目標に保健・福祉・医療・教育の連携により早期からの支援事業を実施した。

5歳児健診を受けていない子ども（平成20年度就学予定児の約80%）に就学前のスクリーニング検査を実施し、早期発見された子どもを支援する場として、幼児の通級指導教室（「ことばの教室幼児部」）を設置した。

また、幼児部を含む全8教室（幼1・小6・中1）の通級指導教室の初回相談を合同で実施することにより、初回相談の効率をアップ、担当者の交流・研修機会を確保した。この取組により余剰の指導時間と力量を手に入れた通級指導教室の担当者は、市の巡回チーム（特別支援連携チーム）として園・学校への指導にあたった。

さらに「園巡回」（5歳児健診事後フォロー事業）の担当保健師とともに参加し、今後就学に向けてどのような配慮・支援が必要であるかの指導・助言を行った。

1 早期発見の場

保健・福祉・医療との連携により、4歳（年中）で5歳児健診、5歳（年長）で就学時スクリーニング検査を実施、友達との関係が作りにくいなど支援が必要だと思われる子どもを早期発見、早期支援につなぐようにした。

《実施場所》在籍保育園・幼稚園（5歳児健診・就学時スクリーニング検査とも）

在籍園を会場とすることで、①集団の中での行動観察ができる。②必要に応じて園での支援方法について指導・助言ができるというメリットがある。

◆スクリーニング検査について◆

- (1) 検査者：通級指導教室担当者
- (2) 実施時期：就学前の5月～9月上旬
- (3) 内容：担任との事前カンファレンス → 個別検査（全7項目） → 行動観察 → 事後カンファレンス

- (4) 実施結果 全就学予定児の76%（約650人）に実施。
支援不要 53% 経過観察 25% 要支援（18.5%） 既支援 3.5%

※5歳児健診における「集団が苦手な子」又は「管理中」約21%の結果とほぼ合致

2 早期支援の場

スクリーニング検査の結果何らかの支援が必要と思われる子どもについて、保護者にことばの教室幼児部初回相談を紹介、継続支援が必要な場合保護者に通級を勧めた。

保健・福祉・医療・教育による連携の中で、次年度に向け5歳児健診事業からつづく就学前の支援を、保護者支援・園支援・個別支援の3つの支援からなる就学前サポートとして整理し、ことばの教室幼児部は就学前障害児通園療育センター（「くりのみ園」）での指導とあわせて個別支援を行う場として位置付けた。

◆ことばの教室幼児部の概要◆

(1) 設置・・・ 1教室（小学校の通級指導教室に併設）

(2) 通級幼児数・・・ 54名（要支援85名の内）

(3) 園との連携・・・

ア 担当者が通級児の在籍園を訪問し、園での行動観察を行うとともに、連絡ノートの活用により、情報の共有を図りながら指導を実施。

イ 入学予定校につなげておくべき配慮・支援について個別の移行支援シートの活用など、保護者とともにその情報を伝えるよう依頼。

3 就学への移行ツール

「申出書」：就学時健診の案内とともに全保護者に配布。保護者の意思により就学予定校あて提出。

「個別の移行支援シート（試案）」：

保護者が在籍園や医療機関などに対し、子どもの現状や就学後に必要となる配慮・支援についての記入を依頼、保護者がシートを小学校へ提出。

4 成果と課題

発達障害早期総合支援モデル事業の指定を受け、発達障害などのある子どもへの早期支援を保健・福祉・医療・教育の関係機関の連携により実施していく中で、それまで母子保健と教育という“点”でしかかかわっていなかった取組が、一つの“線”として支援の必要な子どもと保護者に対して行える体制が整ってきた。

しかし、今年度試行錯誤の中で“線”としてつながったこのシステムの枠組が、実際の程度“面”として機能するかは来年度の事業実施の中での確認となり、更に検討・調整が必要になってくると思われる。特に「個別の移行支援シート」についてはまだ試案の段階で、今年度はモデル的使用であり、来年度完成させる予定である。

また、無認可園在籍児・未就園児などの子どもをどのような形でフォローしていくのかについても、今後の課題である。

受け入れ側の学校についても、今年度から特別支援教育コーディネーターを複数体制にし、教務主任や教頭などの外部連携や校内委員会の開催を工夫し、特別支援教育体制の充実を図ってきた。今後さらに特別支援教育を必要とする子どもへのかかわり方・校内体制の在り方などについての研修を実施し、教職員の意識のレベルアップを図っていくことが必要である。



就学前から小学校への就学に向けて

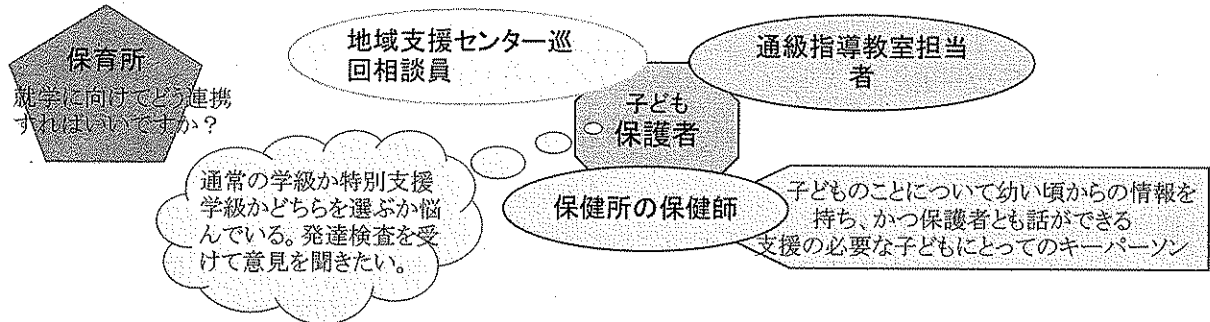
早期発見・早期対応が5歳児モデル検診事業との連携で進みつつあります。
幼稚園や保育所において、具体的にどのような支援ができるか考え、保護者の気持ちを汲みながら共に子どもの支援を行うことが重要です。

将来につながる早期対応の大切さ

特別支援学校・通級指導教室・保健所の連携

〔事例より〕

特別支援学校の地域支援センターでは就学前の支援、継続した巡回相談支援も行っています。巡回教育相談では通級指導教室担当者と特別支援学校の巡回相談員が共同で行います。通級指導教室担当者が身近な相談者として日常的な相談に応じ、継続した支援に繋いでいます。また、就学前の支援では保健師との連携を重視しています。保育所からの就学に関する相談も増えていますが、その際保健師が中心になって保護者や保育所と連絡を取り、巡回相談の実施に繋いでいます。



早い時期からこのような連携をとることにより、保護者が就学についてじっくり考えることができ、就学先を決めるにあたっての大きな支えになります。

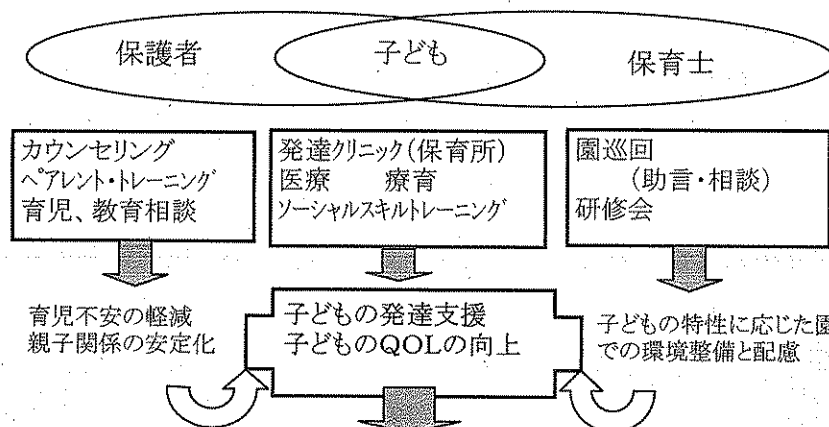
保育所・幼稚園から依頼を受けて実施した発達検査の結果について、保護者や保育所・幼稚園に伝え、発達課題を一緒に考えます。そして就学前に受けた相談を、就学先にどうつなげていくかが課題となるため、就学先の小学校との連絡会に巡回相談員として同席することもあります。

5歳児検診後の支援の流れ

市町村での支援

〔中丹西保健所 発達障害児早期発見

早期療育研修会資料より〕



検査結果を生活や就学後の学習に生かす

就学前の対応が、小学校就学後の適応力にも大きな影響を与えます。特に、行動上の課題や対人関係については、将来的に介助や加配がなくても本人がコントロールできるための手立てや支援方法であることを確認しましょう。

検査結果から次のことが考えられました。今後予想されることとそのことへの手立てを保護者と話し合います。

- 1 言語指示は明確に、一つ一つのフレーズは短くわかりやすくする。複雑な言語指示はわかりにくいので、絵や文字で説明を補足するとわかりやすい。
- 2 概念形成に弱さがあるので、新しい学習に取り組むときは丁寧に繰り返し教える必要がある。学習内容によっては、パターン的な考え方を教えることも一つの方法である。
- 3 物事を「つながり」や「関係」でとらえる難しさがあるが、興味のある事柄なら理解されやすく、知識となって積み上げていきやすい。

そのため

個別対応開始時に、時期を含めた目標を設定し、そのための手立てを検討し、園全体で子どもへの対応方針を共通認識する必要があります。

小学校へ

また、保護者の了解の上、就学先の小学校へも報告書を送りました。受け取った小学校では、早急に校内委員会等で適切な支援を検討します。



Q 加配として幼稚園で子どもにかかわっていますが、子どもへの支援として気を付けることや、上手な付き方はどんなものでしょうか。



A 子どもの成長の視点

一対一対応が、子どもの成長に効果があるかどうかを検証し、指導を行う必要があります。指導開始時には一対一が適切でも、二人や三人で関われるよう、導く時期や方法を常に考え、時には同じような性格を有する仲間との活動も取り入れてみましょう。就学に向けて、いかに自分の手がなくても一人でできるか見守りへの移行が重要です。

保護者の願いへの対応

保護者の願い(短期:個別対応、長期:集団、社会で生活する力の育成)の聞き取り、願いに対する必要な支援の提案と、行う手立ての目的を説明し、理解を得ましょう。

園内での共通理解

集団の中で遊び、生活できる力を伸ばすために、適切な支援方法を常に検証しましょう。前後の状況を観察することにより、子ども自身が気づき行える方法を工夫しましょう。

将来的にも加配が声をかけ続けられるわけではないので、自分でできる力を育成しましょう。

通常の学級での学習上の配慮

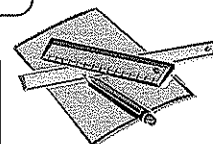
別課題や特別な手立て(文字の拡大、計算機利用、ふりがな配慮、独自の機器仕様など)をしたとき「どうしてAちゃんだけ、そんなことしてもらえるの? ずるくない?」というクラスメートに

個別の手立てが「ずるい」わけではないことの理解を目的に、いくつかの例をあげて全体指導を行った。児童への理解教育の前に、教員の事前研修を実施。

[事例より]

視力が悪い人に「しっかり見れば見えるよ」といっても無理なことがある。そのとき眼鏡をかけた後、前の方の席に座ったりすることはずるいことかな。

それぞれ苦手なこと(ドジなこと)がなかったかな。それは少し気を付けたり、練習したりしてうまくいくこともあるけれど、苦手なままのこともあるのではないかな。



通常の学級内での支援例

	全体指導	要支援児への指導	評価
導入	授業時間全体の流れ・見通しを黒板等に明記 全体把握	目線の確認 一斉指導	
演習 作業 ドリル学習等	作業内容説明・手順を黒板に明記 質問しやすい環境設定 課題	同一課題又は別課題	

Q みんなと違うことをさせるのに抵抗がある保護者が多いのですが

A たいていの場合、保護者も子ども本人も、自分だけ違うことはしたくないと思われるでしょう。まず、その気持ちを受け止め、できる範囲の支援から始めましょう。みんなと異なる課題や方法を用いるには、本人や保護者のニーズとともに、周りの人も含めて、様々な学習の仕方があっていいのだという理解が大切です。

Q クラスの他の児童に障害名等を伝えるべきかどうか

A 障害名を理由に説明することは、本人の受け止めやクラスメイトの対応に影響を与える可能性が高いため、慎重を期する必要があります。障害名や診断名よりも、具体的に困っている状況を伝え、なぜ支援が必要なのかを説明したり、視力矯正のための眼鏡仕様を例にあげたり、誰にでも必要に応じて適した方法や、道具があることを説明することが有効だと考えられます。

同じ診断名でも、特徴はそれぞれ異なります。ある子どもに適した対応が他の子どもに同じ効果があるとは限りませんので、診断名での説明は誤った対応を招く恐れが非常に大きいです。

大切なのは、その子どもが何に困っているのかを把握し、それに適した対応を行うことです。



通級指導教室を活用した学習上の支援

中学生になると、障害による特性からくる困難に加えて、原因はわからないながらもうまくいかないことや、周りとのストレスなどから二次障害であるパニックや突然の暴力、あるいは極端な自信喪失などの形で表面化してくるケースが見られます。また、基礎学力の定着も将来的に大きな課題となります。

[事例から]

通級指導教室において、落ち着いて物事に取り組む姿勢
優しさや寛容さの大切さの理解を指導目的に指導

アセスメント

知的レベルは平均的
自他共に厳格で自分の失敗や、他人のからかいが
受け流せず、パニックや暴言・暴力につながる。

判断仮説

完璧を求める余り理想と現実のギャップにいら
つく
ADHDがありイライラが行動に直結

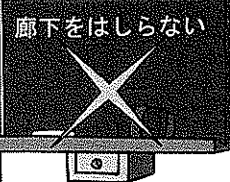
指導仮説

通級指導教室で優しさや寛容さの大切さを理解させる。落ち着いて物事に対処できる姿勢を身につけ
させる。ソーシャルスキルトレーニングを実施し、適切な対応方法を学習させる。

指導は単純明快な言葉、キーワードで覚えさせる

通常の学級では他の生徒に本人の障害特性を理解させる必要がある

必要に応じて医療機関と連携する



指導・支援の方法

医療機関

診察に同行し学校で
の様子を情報提供
→注意事項等の確
認

学習支援

教科学習支援の中で落ち着いて物事に取り組む姿勢を身につけさ
せる。

教育相談

本人の不応行動を教材にし、ワークシートへの記入により、場面に
応じた適切な対応方法を冷静に考えさせ理解させた。



パニックの回数が徐々に減った。
他人への対応方法が理解でき、生活上のトラブルがほとんどなくなった。

Q 情報の保護・管理・引き継ぎで気を付けることは多いと思いますが、
個人情報のやりとりで保護者からどのように了解をとればいいのでしょうか

A 本人・保護者にその作成の意義を十分理解できるよう説明します。
同時に個人情報の保護を確保するため管理上配慮している点や、使用方法等について
保護者会や懇談の場で丁寧に説明し、不安を除くことも必要でしょう。
担任の気づきを保護者に伝え、保護者と本人のニーズから支援を始めることが大切です。

中学生のLDケース＝相談機能を有効活用、支援を進める

中学校入学直後

入学式では特に目立った点はなかったが、まもなく気になる様子が見られるようになった。

担任・
保護者の
気づき

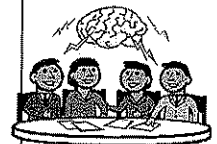
- ・授業中意欲がみられず、手遊びをしているか机に伏せている
- ・書くことが特に苦手で、板書を写さない。しようとしなない。作文が書けない
- ・クラブ活動は休まずがんばっている。
- ・学級ではおとなしく目立たないが、学習状況を見ていると、今後3年間の学習指導が心配される。

常時の連携で
安心できる
コーディネーター



校内委員会
での検討

- アセスメントシートにまとめる（生育歴、教育歴の中で整理）
- <幼児期の様子>
- ・ことばが出てくるのが遅く保健所の相談を受けていた。
 - ・就学前に早期療育を受け、就学の時には通常の学級に入学。
- <小学校での様子>
- ・運動が大好きで友達も多かった。
 - ・1年生の時読み書きが少し遅いと思われていたが、担任の配慮と家庭で時間をかけて宿題をすることでこなしてきた。
 - ・学習の様子から、担任・保護者で市の教育相談を受け「LDではないか」と言われ、通級指導を受けることとした。
 - ・成績は伸びにくい、学級の友達とうまくつきあえることから、通級指導教室へ行く必要性を感じず、担任の支援で学んできた。
- <本人の思い>
- 「小学校では、後で担任の先生に聞けたけど、中学では教科ごとに先生が変わるので、さっきの授業のことが聞けないまま次の授業がある。わからないことが積み重なっていやになる。」
- 「英語の単語や、画数の多い漢字が覚えられない。」
- 「プリントの文字が多く、問題文を読むだけで疲れてしまう。」
- 「わからないことが増えて不安だ。」



◆特別支援学校 地域支援センターの巡回相談を活用しよう！

地域支援センターの
巡回相談

- 発達検査の実施 認知の特性とそれに応じた支援の検討
- ◆支援プランの必要性
- 府専門家チームを活用し、アドバイスを受けることにしよう！！

Plan

～実践～ **学級で** 板書やノートはポイントだけを示し、書ける量を調節して示す。
教科書やプリントにルビをふる。
指示や指示はことばだけでなく視覚的な支援も使う。

Do

個別で ひらがな、カタカナ、漢字の読み書きのアセスメントを行い、
本人と理解の手だてを各教科で確認していく。
本人の興味の強いものを題材にして、文字をなぞる、大きい
文字で書くなどして学習する。

府専門家チ
ームの活用

- 判断と具体的支援について更に検討
- ・ 出口から考えられるトップダウンでの学習目標を設定
→ 通常の学級での学習に生かせる方法を個別の指導場面で見
つけ、教科担任に知らせる。
 - ・ 教科学習の場面での情報から有効な記憶法を見定める
→ どのように書いているか、読んでいるかに注目する。
ex. 歴史の単語をエピソードで記憶するなど
- ◆ 個別の指導計画及び個別の教育支援計画の見直し

Check

～実践を重ねる～

卒業までの学習をどう組み立てるかを検討し、できる限り在籍学級での教材
を使い、進路実現に間に合うよう、学習内容を取捨選択。

LD についての検査を重ねるだけでなく、教科学習の場で得意と苦手を見つけ、
学習方法を探っていく。

* 本人の変化 *

熱心に関わる担任やコーディネーターの姿勢に、やる気を取り戻しつつある。
本人なりに、学びたい、わかりたい気持ちが伝わってくる。

Action



第
2
部

校内委員会
で経過の検討

- ☆まず、ここまでの成果をみんなで確認し、本人の喜びを教員も共有。
- LDへの支援を日常の授業にどう生かすことができるか。
 - ◆ 市町の通級指導教室担当者に協力を求めることにしよう！

再Plan

通級指導教
室担当者の
巡回相談

- 日常の教科指導に生かせること。具体案の提示
- 読み書きのアセスメントの実施にも協力
- 高校進学をイメージし、学習内容の取捨選択に助言・協力

～更なる実践～

コーディネーターが担当する教科でまず実践し、他の教科にも
応用を広げる。



再Do

特別でない「特別支援教育」 ～高等学校での取組～

高等学校での支援は中学校から継続した支援を行うこともあれば、入学してはじめて対応を求められることもあります。

発達障害がありながら、周りの理解や支援がない中がんばってきた生徒などは、心理的に限界に近づいている場合や、入学はしたものの、高校での学習に対応できずに落ち込むことがあります。

こうした生徒に対し生活指導、教育相談を行う際には、発達障害の視点を含めることも有効です。

朱雀高等学校(文部科学省高等学校における発達障害モデル事業指定校)の取組やスクールカウンセラーによる支援の状況などを紹介します。

特別でない「特別支援教育」＝朱雀高校の取組＝

発達障害への気付き 「変わった子」から「気になる子」へ

数年前から「LD」かと疑われる生徒がいた時や「変わった子」として認識されながら、特に手立てがないまま原級留置も経験した生徒に発達障害の疑いが認められた時に、「発達障害」に関する研修会を実施。その視点で対応した結果、生徒の学校生活がかなりスムーズになった。

この経験から教職員研修を企画実施。
テーマ「普通科高校で必要な発達障害への視点」

「変わった子」
＝個性のレベル・個人の問題との認識

「気になる子」
＝何らかの援助や指導が必要との認識

教職員が複数の目で「どんな言動が気になるか」を集約し、
「どんな対応が必要か」を探り、できることから実践へ

特別でない特別支援教育とは

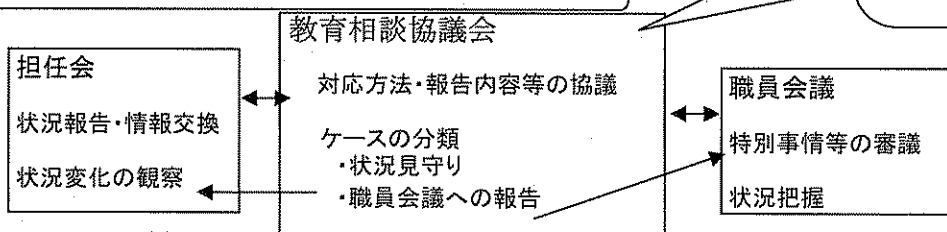
教師は生徒の発する様々なシグナルに気付き、その課題に応じた対策を講じるが、発達障害の生徒も、「気になる生徒」としてまず「意識」され、その抱えている課題の性質や行動特性に応じた対応を行う。

「発達障害探し(レッテル貼り)」が目的ではない

特別でない特別支援教育

担任やコーディネーター役に、おまかせにならないよう、どの生徒も「複数の眼で見守ろう、対応しよう」との体制づくりが大事！

気になる生徒への対応の流れ



教育相談協議会

身体や心の発達に障害やつまずきを持つ生徒をはじめとして「気になる」生徒を的確に把握し、対象生徒の教育相談及び指導方法を、月1回程度検討する。

進級や卒業条件となる出欠状況について、職員会議での「特別事情の認定」の判定に先立つ審査を行うことが大きな役割だったが、徐々に個々の生徒の事情の理解や対応の協議に重点を移してきている。

その他の高等学校における取組

基礎学力習得に主眼をおいた課題設定

中学・高校と学年があがるにつれて学習成績の比重は増し、努力の仕方がわからない、努力しても結果につながらないという状況の中、自信を失って落ち込むこともよくあります。

中には、変わってる子と見られ、いじめにつながっている例もある。

入学までを基準とした学習など

プリント学習等の課題に向かうだけで、中学校の課程の大部分を過ぎた場合、受験を経て入学できても、本当の意味での基礎学習や人と関わる社会性が身につかず、1年1学期は辛うじて乗り切れるが、2学期からの本来の高等学校での学習や生活についていけないことが発生する。

個性に応じた学び方、積み上げ方の習得

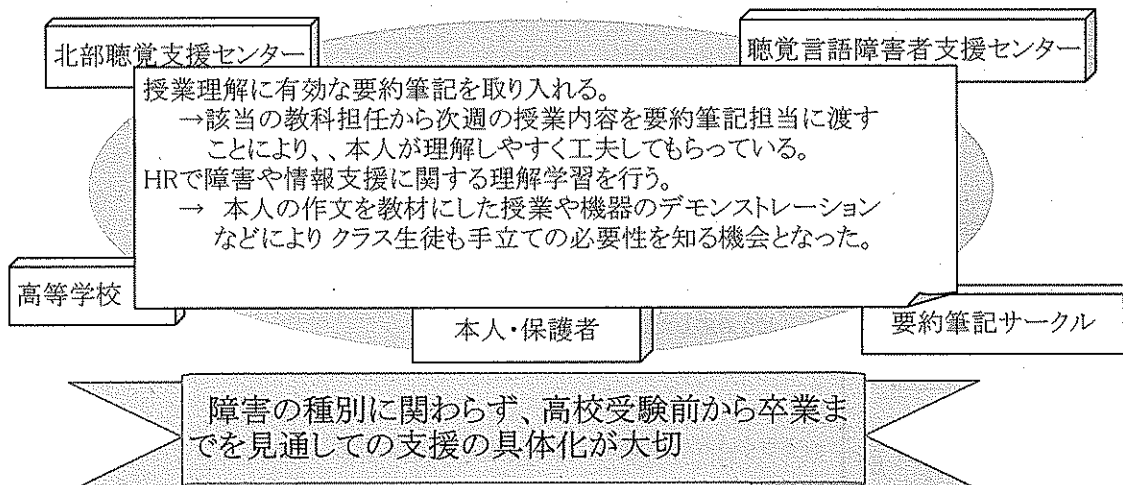
集団の中で指導をすすめ、仲間と共に学び自信をつけていくことが高等学校で学習に向かう力となる。

学校生活上で困ったら相談できる環境づくりも大切なことである。

その他の学習支援

聴覚障害の生徒に対して、学習内容の増加と深まりに応じた情報保障の必要性が明らかとなり、本人・保護者の要望を把握した上で、高校からの要請に基づいて学校連携会議を開催した。

このネットワークにより、具体的な方法等が検討でき、これまでの団体ごとの支援では困難だった「授業場面での情報保障」が実現した。



Q 高校入試にあたってどのような配慮があるのでしょうか。

A その障害の程度に応じて受験上の特例措置が認められますので、あらかじめ中学校から受験する高校へ申し出てください。
早めに相談をしましょう。

*進路の選択にあたっては、受験当日のことだけでなく、入学後の学校生活及び卒業後の進路も視野に入れて判断することが必要になります。

「気になる子」への具体的な対応を勧めるために

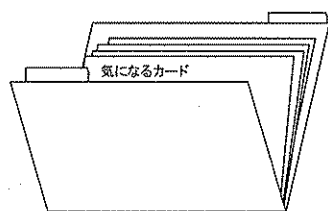
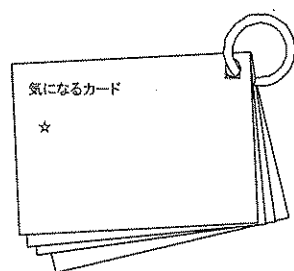
文部科学省「高等学校における発達障害支援モデル事業」での2年目の計画として、「発達障害探し」や「レッテル貼り」にならず、生徒への具体的な対応の参考となる必要な資料として、朱雀高校版「アセスメント票」と「気付きシート」の活用を目指しています。

「アセスメント票」は足りないところに注目するのではなく、良いところを伸ばす視点で項目を配置しています。

他校で使用されるときは、各校の特色に応じて工夫していただければ良いと考えます。

「気付きシート」は気になる子への対応をデータベースとして活用する試みです。

A5版の用紙の表面に、気になったことやエピソードを記載し、裏面に各エピソードに対して対応を効果的だと思われる対応だけでなく、失敗だったと思えたことも書くことが、次の支援に役立つと考えています。



観察眼を養ってもらう意味では、中学校での応用も期待したい。

(表面)	
「気になる」カード	
記入年月日 年 月 日	
(Ⅰ-文・理・Ⅱ) 年生又は 年度卒業生 (男・女)	
☆ 気になったこと・エピソード	
(裏面)	
☆ どう対応したか	
☆ うまくいった、効果的だったと思えた対応の仕方 (方法)	
☆ うまくいかなかった、失敗したと思えた対応の仕方 (方法)	
☆ 今、振り返れば「見過ごしていた」とか「こうしたらよかった」と思えること	

通番() 氏名() (男・女) 生年月日 年 月 日 (才)

情報(アセスメント) I (できるだけ詳しく記入してください) 記入者 作成日 年 月 日

<p>A 本人の良いところ</p>
<p>B 気になること・困っていること (記入例: 困ったり気になったりしているのは誰ですか? 塾生担任・本人・同僚の生徒等) ①学校での様子 【授業中】(例: すぐ喋る・板書が写せない 等) ⇒困ったり気になったりしているのは誰ですか? _____ 【休憩時間】(例: 独りで行動 等) ⇒困ったり気になったりしているのは誰ですか? _____ 【放課後】(部活動 _____ 部・入部せず) ⇒困ったり気になったりしているのは誰ですか? _____ ②話し方の特徴 (例: 要に標準語 等) ③睡眠に関する状況 (例: 眠れない・朝、起きられても起きられない 等) ⇒困ったり気になったりしているのは誰ですか? _____ ④その他 (例: 遅刻したら教室に入らない・登校したら途中で早退などはしない・教室変更等に対応できない 等)</p>
<p>C 学業成績 (上位 中位 下位) ①よくできる教科 () ②不認定が心配な教科 () ③学力が低い場合、つまづきの原因と考えられること (例: 単語が嫌い、「理解」に時間がかかる 等)</p>
<p>D 提出物等 (例: 殆ど提出しない・自分が納得したもののみ提出 等)</p>
<p>E 本人との面接で得た情報</p>
<p>F その他 (A～E)に記入できなかったこと 例: カバンの中がぐちゃぐちゃ 等)</p>

通番() 氏名()

情報(アセスメント) II (記入できるところだけ記入してください)

<p>A 家族の状況 (家族からの情報もあれば記入)</p>
<p>B 生育歴</p>
<p>C 中学校からの報告</p>
<p>情報(アセスメント) III (もし、データがあれば記入又は貼付してください) A 相談機関・医療機関からの情報</p>
<p>B 諸検査の結果</p>
<p>情報(アセスメント) IV (情報(アセスメント) I～IIIに記入できなかったことがあれば、記入してください)</p>

スクールカウンセラーの視点から～高等学校での支援の試み～

京都府教育委員会スクールカウンセラー 森 和子

スクールカウンセラー（以下SCとする）として出会う生徒の背景に発達障害を疑うことがあります。生徒の思いを聴き、問題の解消または軽減と一緒に考えていくSCとしての基本姿勢は定型発達の生徒と変わりませんが、多くの生徒に出会い、うまくいったケース、そうでないケースを経験する中で、このような生徒へのかかわりには、①発達特性を考慮した工夫が必要であること、②保護者や教員との連携が相当重要であることを学びました。

カウンセリングの中では本人の抱えて来た学習面での困難さ、友人関係の持ちにくさ、自分自身のあり方や今後の社会生活に対する不安や自信のなさなどがいろいろと語られます。ただ、最初のうちは自分の悩みがうまく言葉にならないことがあり、回数を重ねて会ううちに本人が長年抱えてきた苦しさは少しずつ話されるようになっていきます。また、趣味や得意な事柄に関する本人独特の楽しい世界の話や将来の夢、未来の自分の理想像などが語られることもあります。改めてこういう生徒たちの話をゆっくりと聴くことの大切さを実感しています。

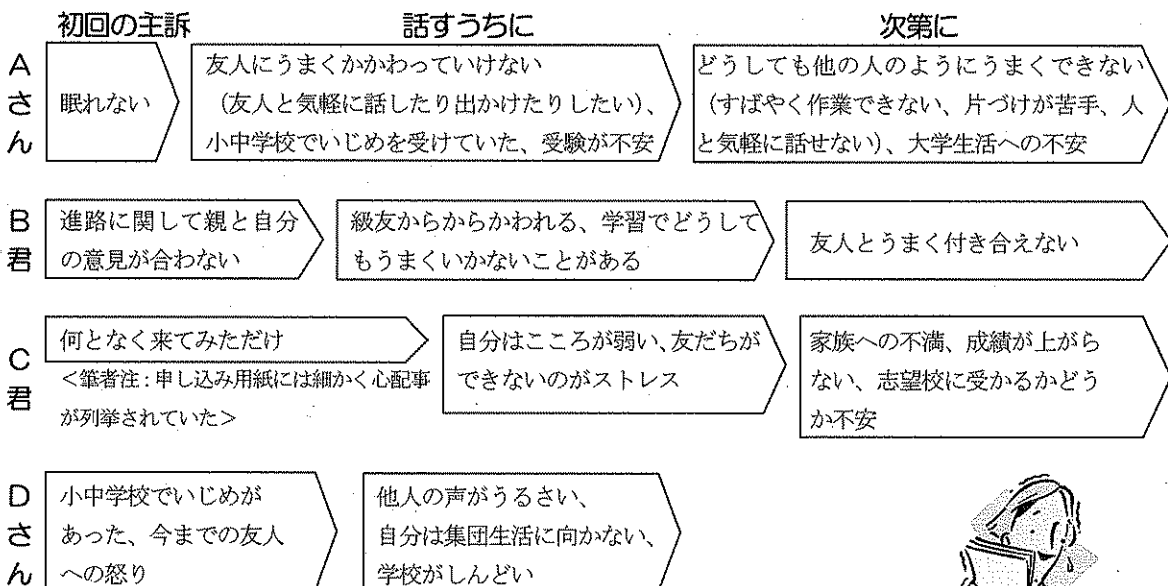
保護者面接の中では、学習面や生活上での困難さや我が子の理解しにくい何とも不思議な感じは語られますが、我が子の長年の苦しみには気づいておられないことが多いようです。本人が困っているように思えない、との話が出ることもあります。この点については、自分の思いや考えなどをうまく言葉で伝えられないという本人の発達特性に因るところが大きいかもしれません。

一方、教員も学校生活で見られる生徒の行動の裏にある真の思いを「どうしたら理解できるのか」ということに一番苦慮し、日々、試行錯誤を重ねながら生徒の教育に当たっておられるように思います。

私自身、生徒の話聴いていても、すどんと収まらない場合もあるのですが、話される言葉の奥にある生徒の思いを少しでも多く汲み取り、生徒と保護者や教員との「ずれ」をできるだけ少なくしたり、双方の仲立ちをしたりすることがSCとしての仕事ではないかと考えるようになってきました。

生徒の言葉から ～生徒はどのように困っているか～

*これらの生徒の事例は、私が出会った何人もの生徒の事例を組み合わせているいろいろなタイプの生徒のイメージを作成したものであることを最初にお断りしておきます。



最初から自分の問題を「困っていること」として話す生徒もいます。一方で、話の回数を重ねるうちに少しずつそれが意識できるようになる生徒、これまでは誰にも話せなかった自分の興味のある話を次々に話し続ける生徒、何でもない日常生活での質問をする生徒などもあり、本当にさまざまな「話し方」があります。例えばB君はクラスの女子たちのうわさ話を耳にしてとても心配し、自分はどのような態度を取ったらよいかと真剣な表情で相談を持ちかけてきました。このようなごく普通の話を家族や友人との間でもほとんど経験していない生徒も少なくありません。

カウンセリングの中での工夫

定型発達の生徒とは違った話の聴き方が必要ではないかと考えています。

①何でもない普通の話の特にていねいに聴く

内面の話になりにくい場合は、無理に「気持ち」を引き出さないように特に気をつけます。生活の中で体験したことを話してもらううちに自身の気持ちが少しずつ明らかになり、また困り事が意識されていくこともあります。その子の持つ独特の世界の雰囲気と一緒に浸ることも大切です。コミュニケーションの経験が少ないので、良い練習の機会とも考えて話をともに楽しみます。

②話を整理しながら聴く

語彙が少ない生徒、独特な言葉の使い方をする生徒、口数が少なく話が前に進まない生徒などは、話の真意がとらえにくいことがあります。話をたびたび遮らないように留意しながらも、その場その場で質問や聞き返し、言葉の言い換えなどをしながら話の交通整理をするようにします。

③一緒に考えながら、こういう方法はどうかと提案していく。具体的な事柄の話にする

生徒自身が今後の方向などを考えて行ければいいのですが、その力が少ない場合には、いくつかの方法を提案し、そこからの選択として話し合います。具体的な説明でわかりやすくします。

④一回一回の話を完結したものと考えた方がいいこともある

続けて会っていても、これまでの話が生徒の中に蓄積されていないように感じられることがあります。このようなときは、一回一回の話が完結しているものとして聴く方がいいようです。その生徒の中でこれまでの自分の話が一続きのものとして自然につながったときには、以前に出た話題をSCから持ち出して深めることができるようになります。



保護者や教員との連携

①生徒の思いを伝える

生徒が直接多くを話せていない場合がよくあるので、それを理解してもらえるようにSCが通訳の役目をする必要があります。ただ、生徒の気持ちを尊重することが大切で、本人がSCと保護者や教員との話し合いを拒む場合には慎重に対処します。

②生徒の問題が解決するための協力を求める

生徒自身が自分の問題を考え、解決にあたる力がうまく育っていないことが多いようです。生徒にさまざまな力がついて問題軽減の方向に少しでも向かえるための具体的な援助を毎日の生活の中でしてもらえるように、SCが（生徒も交えて）保護者や教員と話し合います。

生徒の現実の生活が少しずつでも変わっていくような実際的な援助を周囲の人がすることで生徒自身の行動が変化していき、そこから生徒の自信や意欲が生まれると思います。

ネットワークの鍵をにぎるのは管理職

校長（園長）は、特別支援教育実施の責任者として、自らが特別支援教育に関する認識を深めるとともに、リーダーシップを発揮しつつ、体制整備等を行い、組織として十分機能するよう教職員を指導することが重要です。

また、校長は、特別支援教育に関する学校経営が特別な支援を要する子どもの将来に大きな影響を及ぼすことを深く自覚し、常に認識を新たにして取り組んでいくことが重要です。

〔特別支援教育の推進について（文部科学省初等中等教育局長通知）平19.4.1〕

学校経営上の留意点

学校経営上、校長が念頭におくべき事項には次のような内容がありますが、教頭や特別支援教育コーディネーターをはじめ校内全体で取り組んでいくこととなります。

- 教師一人による支援から学校全体での支援への意識の向上（意識改革）
- 学級担任や障害のある子ども本人を組織として支えるために必要な校内支援組織の構築（組織改革）
- 個々の子どもの特性を理解し対応する教員の指導力の向上（資質向上）
- 各教科・領域の指導計画作成に当たっての配慮事項の検討と具体化（指導改善）
- すべての子どもにとって「わかる」「できる」を実感できる教育環境の整備（教育環境の整備）
- 特別支援教育についての子どもや保護者への理解促進（理解推進）
- 子どもの安全確保と対応方針の確立（安全確保）
- 外部の専門機関等との連携の推進（地域連携）

校内支援体制の構築

様々な支援を必要とする子どもたちは、どの学校、どの学級にもいます。

発達障害の子どもがいじめや児童虐待の被害を受けている場合や、周囲との人間関係がうまく構築されない、学習のつまずきが克服できないといった状況が進み、不登校に至っている場合などにおいては、例えば校内の生徒指導体制との連携を図るなど、総合的に子どもへの対応を図る必要がある場合もあります。学校の状況等によっては、このような総合的な取組を円滑に行えるような体制を組むことも重要でしょう。

校内就学指導の在り方～校内委員会との関連で～

特別支援学校か特別支援学級で学ぶことが望ましいかどうかとの検討ではなく、どのような支援がどの程度必要なのか。そのためにどのような教育形態（学級集団＋α（T・T）か個別・グループでの別室指導・T・T）が効果的なのかを検討し、対応することが重要です。

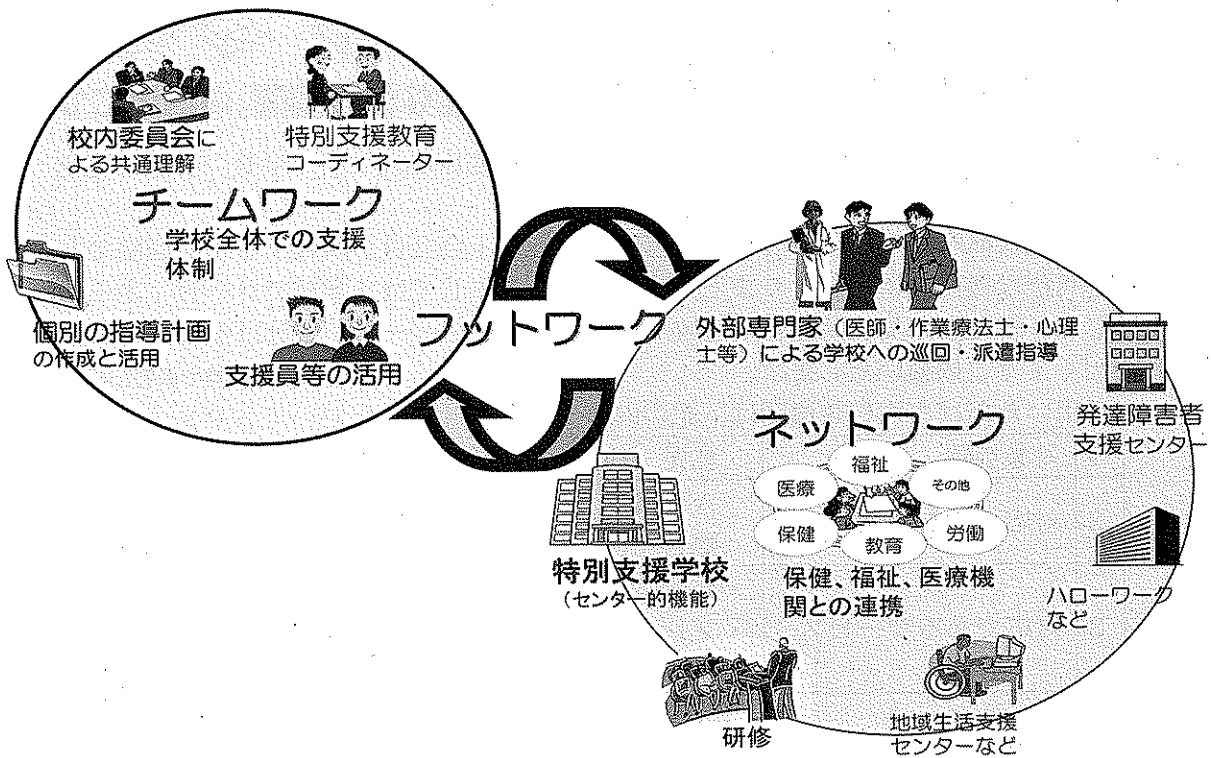
校内支援体制についての保護者や地域への周知

保護者や相談機関と協力して個別の指導計画の作成や、個別の教育支援計画の策定をすすめてみましょう。

〔小・中学校におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドラインより（文部科学省平16.1）〕

第3部

頼れるネットワークをめざして



特別支援教育推進のための「専門家チーム」への協力について

日本児童青年精神医学会

私たちは、従来から自閉症、注意欠陥多動障害（ADHD）など発達障害を中心に、子どもの精神科を専門にしてきた日本児童青年精神医学会と申します。会員数約 3000 名を有し医師をはじめ多くの専門職が参加しております。

当学会では、発達障害への対応については、医療、教育、心理、福祉などさまざまな分野での連携が必要と考えており、教育に関する委員会では、3年にわたって「特別支援教育」に関するシンポジウムを開催し、教育関係者をはじめ多くの参加者と勉強してまいりました。

また、この委員会では少なくとも3年以上当学会員である医師を対象に「専門家チームに關係する医師」の登録を行ってきました。

そして、この度、当学会では各都道府県・市区町村教育委員会の「専門家チーム」への活用にお役立ていただければと考え、趣旨に賛同する登録医師のリストを都道府県教育委員会あてお送りしましたので、ご活用いただければ幸いです。

なお、この件については、文部科学省初等中等局特別支援教育課とも相談していることを申し添えます。

* リストは府教委で保管しておりますので、協力を希望される市町村教育委員会は、府教委特別支援教育課へお問い合わせください。



特別支援教育における「発達障害に対応可能な相談機関」の活用について

京都府臨床心理士会 会長 森谷 寛之

今年度、京都府臨床心理士会では京都府臨床心理士会会員が所属する相談機関で発達障害に対応可能な機関の情報をとりまとめました。つきましては各学校でコーディネーターの先生はじめ、諸先生方及び保護者や地域からの情報提供のニーズがあれば学校をとおしご活用いただくようご依頼いたします。

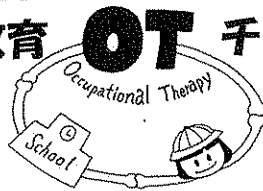
*リストは府教委で保管しております

ご活用いただけます相談機関は下記の内容で紹介させていただいております。

1	対象年齢	乳児 幼児 小学生 中学生 高校生 成人
2	対応可能な領域	ADHD LD 高機能自閉症など 視覚障害 聴覚障害 肢体不自由 病弱 知的障害 その他
3	対応できるサービス	・発達検査 アセスメント ・療育的対応 ・プレイセラピー心理相談 ・親への発達相談心理相談 ・親へのグループワーク ・ケース検討会講師など
4	他のスタッフ	(医師 言語療法士 理学療法士 その他)
5	申し込み方法など	(料金 待機情報などを含む)

なお、特別支援教育元年の今年度は京都府の特別支援教育が各校で着実に進められる中、すでに京都府臨床心理士会所属のスクールカウンセラーが学校の実態に合わせて仕事をさせていただいております。今後とも必要とされる多様なニーズに臨床心理士の立場でお応えできるように資質能力の向上に努める所存でございます。ますますのご支援とご協力をお願いいたします。

京都府作業療法士会 特別支援教育 OT チームです



特別支援教育OTチームとは

米国では多くの作業療法士が学校教育現場に勤務し、先生方と連携をとりながら発達障害がある子どもたちの生活や学びを支えています。しかし、残念ながら日本の教育現場では作業療法（OT）の有用性はあまり知られていません。OTチームは、先生方と子どもたちの「大変さ」や「頑張り」について考え、理解する一つの視点になりたいという思いによって生まれました。OTチームは子どもたちの

- ・学習（漢字が覚えられない、文字のバランスが悪い、板書が難しい、教科書の読み飛ばし、体育が苦手、手先が不器用など）
- ・行動（多動、離席、暴力、注意集中の難しさ、当番活動が苦手、新しい活動が苦手、授業中の姿勢が悪いなど）
- ・対人関係、コミュニケーション（一方的な関わり、周囲の状況を読めないなど）

などの様々な困り感に対してOTチームは先生方と連携し、子どもたちの生活の場である学校で支援を行っていくことを強く望んでいます。

平成19年度の活動

チーム誕生1年目となる平成19年度の、OTチームの主な活動は以下の通りです。

① 学校訪問

学校などから事例検討や校内研修会のご依頼をいただき、作業療法士を派遣しました。その内容についてはチーム内で会議をもち、事例検討の場合は報告書を学校に提出しました。

② 研修会の開催（保育士を含む教育関係者は無料）

先生方を主な対象として特別支援教育研修会を開催しました。162名の参加がありました。

③ パンフレットの作成・無料配付

学校での子どもたちの困り感に作業療法士はどのように考え、どのような支援が学校でできるのかについて、冊子を作成しました。学校、幼稚園、保育園の先生でご要望があれば、無料で配布しています（送料はご負担ください）。

平成20年度の活動予定

平成19年度に引き続き、学校訪問、研修会の開催、パンフレットの増刷、パンフレットを基にした書籍の出版を予定しています。平成20年度は、1回のみ訪問、研修会ではなく、1年間を通し、継続的な連携をしたいと考えています。

OTチームへの訪問依頼方法

作業療法士に相談をしてみたい、子どもの指導や支援を一緒に考えていきたい、校内研修などで作業療法の視点を学習したい、と思われた方は、OTチーム『ot_team_in_kyoto@yahoo.co.jp』に相談内容を明記の上、気軽にご一報下さい。



臨床発達心理士としての支援地域巡回相談への関わり

花園大学 渡辺 実(臨床発達心理士)

臨床発達心理士としての活動は、子どもの相談や支援において単に臨床的な観点だけでなく、子どもの育ちを見つめた発達の視点からの発達相談と支援を重視しています。特に通常学級に在籍する発達障害があると思われる子どもや、学習や集団への不適応を起こしている子どもや保護者、先生方の相談においては、発達検査等からの認知的特性をつかんだ育ちの観点からの相談や支援を心がけています。

例えば、発達障害を抱える子が3年生頃から学校に来られなくなったというお話しをお聞きします。同じように関わっていても子どもは日々成長していきます。3・4年生は学校にも慣れ従順な時期と思われがちですが、発達心理学では3・4年生は「9歳の峠」と言われ、子ども時代の内と外の大きな山を越そうとする時期であり、それだけ支援も必要になります。授業では理科や社会がはじまり、算数でも分数や小数など抽象的思考が求められ学習課題も高度になります。子ども自身も自立を模索し始め、自分一人では自立が難しいのでギャングエイジとして友人と徒党を組み、大人からの自立を計ろうとします。

そのような発達途上の子どもの生活や学習が豊かに行われるための考え方のひとつとして、大人が子どもと共に「問題解決学習」を行っていくことではないかと思っています。一方的に子どもの言動を規定するのではなく、どういう条件や環境があれば子どもが豊かに学校生活を過ごせ、学校はどのような準備ができるのか。子どももどのようなことなら受け入れられ、親はどのようにサポートできるのか。子どもの認知特性や発達状況を踏まえて、与えられた課題の問題解決学習を一緒に行うことではないかと思っています。

関西支部京都地区には約100名の臨床発達心理士が登録されています。発達の視点を持って日々成長していく子どもたちや保護者、先生方の相談にあたっていきたいと思っています。どうぞ御遠慮なく、お声をおかけ下さい。



京都府言語聴覚士会

京都言語聴覚士会会長 三田村 啓子

言語聴覚士(ST)はことば、聴覚、コミュニケーションなどの援助を必要とする方々に専門的サービスを提供し、自分らしい生活をつくりあげることができるように支援する専門職です。摂食・嚥下の支援にも専門的に対応しています。

小児の分野では特別支援教育で着目されているLD、AD/HD、高機能自閉症をはじめ、知的障害、聴力障害、構音障害、肢体不自由その他、コミュニケーションの発達支援を必要とするさまざまな子どもたちに専門的サービスを提供しています。言語聴覚士は療育センター、就学前通園施設、病院、開業、学校などの教育機関、など様々な施設で勤務しています。

言語聴覚士は子どもたちや保護者の方々への直接的な専門支援の提供だけではなく、就学前のアプローチの内容を学校に引継ぎ、就学後は学校へと連絡を取りながら意見交換を行い学校との連携を従来から実施してきました。

乳幼児期から就学前、就学後、青年期、成人期と育っていく子どもたちのライフステージに沿ってコミュニケーションという切り口から支援できるのが言語聴覚士です。ことばとコミュニケ

ーションの発達、認知や対人関係の発達、感覚運動系の成熟や、音声言語の入力系、出力系の発達を基盤にしています。子どもたちは自分の持つ力と社会的状況のやりとりの中でコミュニケーション手段を発達させ、音声言語を獲得し、読み書きの学習を始めます。このいずれかの要因に課題があると「ことば・コミュニケーション」に支援の必要な状況が生じます。

そのような子どもたちに適切な教育的支援を実施するには、コミュニケーションの発達臨床にかかわる言語聴覚士と特別支援教育のシステムとが呼応しあうことが必要です。言語聴覚士が学校現場へ、学校の先生が言語聴覚のセラピーの場面へと、子どもたちの様子を見ながらの意見交換や先生方や保護者の方々にコミュニケーションの発達支援のお話をできればと思います。

ご相談などがありましたら、是非小児分野を担当する言語聴覚士の勤務する最寄りの施設にご一報ください。

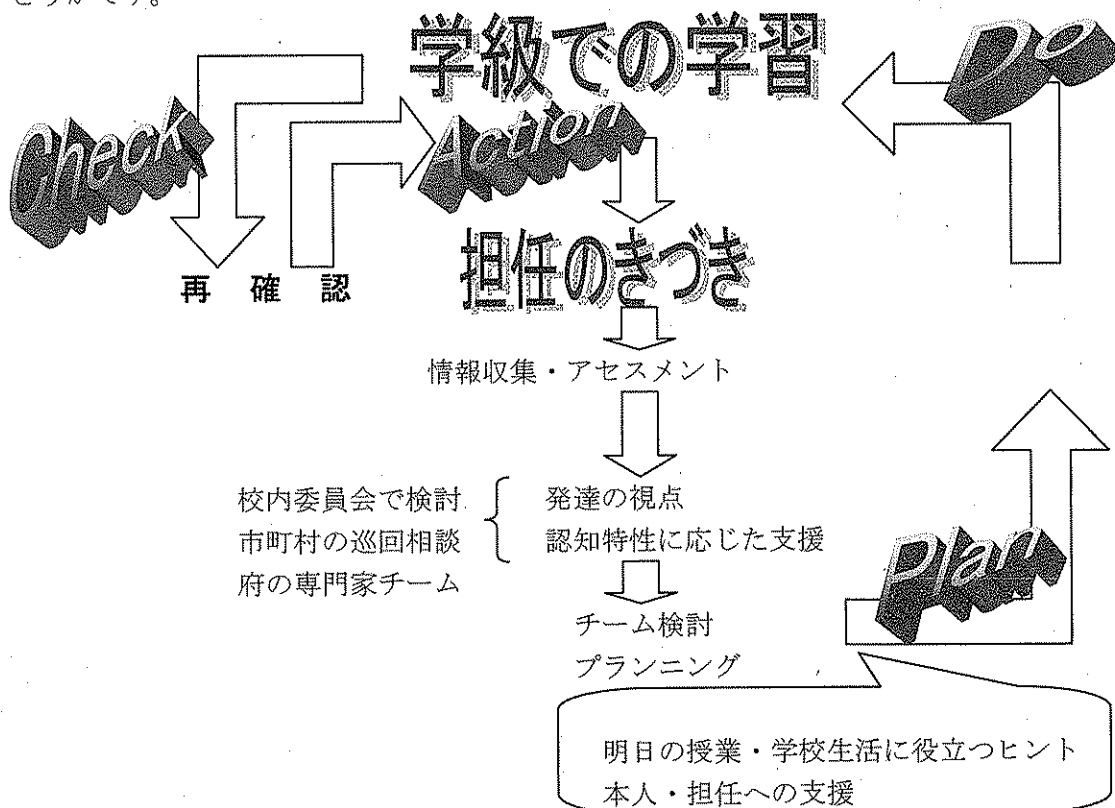
(京都府言語聴覚士会ホームページの施設一覧に詳しい内容が掲載されています。)

特別支援教育のPDCA

関係機関の活用

担任の気づき等をきっかけに、校内委員会での検討や外部の相談支援システムを活用し、一人一人の実態に基づいた個別の指導計画を作成（プランニング）します。

ここで、大切なのは、検討する内容が、明日からの授業や学校生活に役立つものであるかどうか、他機関や検査の紹介にとどまらず、本人や担任への支援であるかどうかです。



専門家チーム会議に参加して～専門家チーム会議での臨床心理士の視点から～

専門家チーム会議委員 臨床心理士 今野芳子

「京都府の特別支援教育の取り組みは全国的にも注目されている。」そんな感想が所属する学会のシンポジウムで出されていました。専門家チームに参加する一員としても、なるほどと思えます。年度ごとに変化するチームの構成と人数、かけられるケースの整理状況、検討後の個別教育支援計画作成への関与など、必ずはっきりとした変化があり先進性を感じます。出されてくるアセスメント票をとおり教育現場の取り組みの充実ぶりと、一方で残されている課題も感じます。

教育職を前歴とする臨床心理士として専門家チームに参加し5年経過しました。この間はチーム内で臨床心理士としてのアイデンティティを模索した期間でもありました。振り返ってみますと臨床心理士としてチームの中でここぞと発言してきたことは二つあります。

一つ目は関係性についてです。何はともあれアセスメント票を作成された先生や学校の実践に役立つ発言をさせていただきたい。だから「相談をされる人の立場に立って」「適切な助言であっても相手の方がどのように受け止められるか」は臨床心理士が大切にする視点です。さらに作成された先生のアセスメント票の中からポジティブな関係性とネガティブな関係性を整理します。先生と子ども、子どもと子ども、先生と保護者、学校と地域、家族関係、また家族は地域に味方があるのか等の関係性を、作成された先生ご自身をとりまく状況を理解する努力をします。

二つ目は総合性です。心理テストの結果と現実の子ども像とにずれはないか、このテストの効用と限界は何かなど、他の専門家が発言されている最中、ものすごい勢いで資料を読み解こうと集中します。さらにネガティブな関係性をしっかり頭におき、ポジティブな面に着目します。「家族のこの関係から将来は明るい」「得意なところは子どもの宝だから、ここから取りかかれる」「地域のスポーツ少年団でのかかわりの良さは生かせる」「中学校進学に向け、ここを生かし、高等学校の進路や大学、就職にここは結び付けられる」のではないかなどです。これを継続する中でネガティブな関係性は変わるかもしれないなど生涯にわたる総合的な視点も大切にしています。

5年間もチームで発言していると上記の視点はチーム全体の常識になりつつあると感じます。二つの視点から特別支援教育が進みつつある学校を見ると、様々な関係性がうまく機能し総合的に検討されているように思います。もちろん他の専門家がペーパーで出される心理テスト全般を見極める素養と、作品等からみえる子どもの心理的特徴の推察などは、関係性や総合性の基礎的素養であり必要となります。

最後になりますが、今や特別支援教育の充実は小学校から中学校へ、そして幼稚園・高等学校へと移りつつあります。学校でのアセスメントは、同一日時在同一場所での専門家チームの検討スタイルでは不可能です。したがって「時間差」をつけた専門家の見立てや発言を総合し、子どもの支援に結びつける人材が一層必要になっています。

「人材」こそが教育を進めるキーであるという当たり前のことを痛感します。学校に入ってみると、経験をつまめた先生方が育ち、若い方が力をつけてこられている姿を見て感動します。今後センター的役割を担う特別支援学校の先生方や関係機関の方々と共に臨床心理士としての視点と技にさらに磨きをかけたいと考えています。



学生支援員の研修について

調査研究運営会議委員 京都教育大学 佐藤克敏

1. 平成19年度における研修内容

- (1) イギリスのアシスタントの仕事例を参考とした支援員に求められること
 - (2) 対象となる児童生徒の記録と評価
 - (3) 現在学生が抱えている悩みに関する相談
- これら3点を中心に実施した。ここでは(1)と(2)の概略について紹介する。

(1) イギリスのアシスタントの仕事例を参考とした支援員に求められること

研修の際に用いたイギリスのアシスタントの仕事例を表1に示した。具体的な支援方法を示しているわけではないが、アシスタントの仕事として子どもたちを指導・支援するだけでなく、担任教師や学校を援助することが重要であることが示されている。

学生にどこまで求めるかという点については、今後検討する必要があると考えられるが、「担任教師を援助する」、「学校を援助する」に見られるような、子どもの学習評価や進歩に関する記録、担任教師や他の専門家との連携、担任教師への定期的な報告、といった内容は、重要なポイントとなる。これらの内容は、教師がこれまでの指導の振り返りを行うことに対して支援するものであり、日々の実践の中で手が回りきらない内容である。この点を学生支援員が補助的にサポートすることによって、担任もしくは特別支援教育コーディネーターが、今後の対応の仕方について検討する資料を得ることができる。学生支援員は、実際に子どもの指導・支援にかかわることも重要であるが、担任や特別支援教育コーディネーターのサポート役としての役割を担うことによって、学校側のより主体的な取り組みにつながれるのではないだろうか。

表1 イギリスのアシスタントの仕事例

<p>1. 子どもを援助する</p> <ol style="list-style-type: none">1) 特別なニーズに関する書類に記述されている概念や用語を理解する。 これにより、実際に援助する子どもの特別なニーズを理解することができる。2) 子どもの特別なニーズに配慮する。 グループや個別的な学習状況で、子どもが効率良く学習することを助けることができる。 例えば、「子どもへの指示を明確にし、その指示内容を子どもに説明する」「子どもが教材や教具を使用できるかを確認する」「必要であれば、子どものやる気を高め、励ます」「言語や行動、読み、スペリング、書き、表現等子どもの苦手な部分を援助する」「生徒がひとつの項目も学習に集中し、達成することを援助する」「担任教師と連絡を取り合って、補足的な学習活動を工夫する」「子どもに関わるスタッフと肯定的な関係を確立させる」「子どもの自己評価を促し、高めるような方法を工夫する」など。 <p>2. 担任教師を援助する</p> <ol style="list-style-type: none">1) 特別なニーズのある子どもに関する適切な教育内容と方法を改善、工夫するために担任教師(必要であれば、他の専門家)を援助する。2) 担任教師や他の専門家と連携し、生徒の進歩や評価を記録する方法を工夫する。3) 子どもの学習評価、進歩について記録を残すことに貢献する。4) 子どもが必要とする援助内容と援助方法を評価することに加わる。5) 担任教師へ子どもの様子について定期的に報告する。 <p>3. 学校を援助する</p> <ol style="list-style-type: none">1) 適切であれば、家庭での養育者をつながりを持ち、学校と家庭の連携を発展させる。2) 求められれば、チームの他のメンバーへ子どもの援助に関して助言したり、お互いに相談し合ったりする。3) 子どもの進歩や評価に貢献する。4) アシスタントの仕事に関連する研修に参加する。5) 学校の諸手続きを知る。
--

(2) 対象となる児童生徒の記録と評価

(1)の内容に関連して、記録用紙の案を示しながら、記録する際に重要となる事柄について講義した。記録する際の重要点は、

- ①印象と事実を分けて書くこと
 - ②子どもの行動についてだけを書くだけでなく、その前後関係を記述すること
 - ③問題となる場面だけでなく、問題が生じなかった場面も記録しておくこと
- など、特に行動問題の場合には、応用行動分析で用いられるABC分析を基に、行動の機能についてアセスメントすることが望ましいと考える。

実際には、記録の多くは学生の想いが詰まったものであり、記録を読みながら、状況を再度整理することが必要となることも多い。学生の記録しやすさも考慮しながら、記録のとり方について指導することが必要である。

表2. 授業観察記録用紙の例1 (教師-子どもの行動の関係)

活動	教員の配慮・支援	子どもの行動と対応
例：書く	板書の時に、全体に指示した後サインを出す	サインを見て板書を始めた。褒める。

表3. 授業観察記録用紙の例2 (気になる行動用)

活動	きっかけ	子どもの行動	周囲の対応と結果

2. 学生支援員における現状と課題—京都教育大学における学生とのミーティングより—

ミーティングに参加した学生は、8名(3回生：5名，4回生：3名)であった。全て小学校で活動した経験のある学生であり、内2名は特別支援学校でも活動していた。8名が一斉授業での特定の児童生徒等の個別の補助を行い、5名は一斉指導でのT.T.としての活動、また2名は別室での個別指導も行っていった。

ミーティング後のアンケートに記述された学生のニーズや疑問は、次のような内容である。

学生が困っていること

- ①気になる子どもへの関わり方や子どもとの接し方
 - ②周囲の子どもを含めた対応(他の子の気が散らない程度に介入する、他の子が疑問に思わないようにするなど)
 - ③授業内での目標の設定(どこまで手助けしていいのか、何を求めるのかなど)
 - ④特別支援コーディネーターの先生や担任の先生との情報交換等の機会が少ない
- ### ボランティアもしくは支援員として疑問に思うこと
- ①役割を与えてほしい
 - ②教師がどのようなボランティアを必要としているのか、役割や意味を知りたい
 - ③ボランティアが入っていない日の様子が知りたい(どのように入るのが効果的なのか、意味がある入り方なのか)

3. まとめ

以上、平成19年度に実施した学生支援員の研修内容と、京都教育大学の学生を集めて行ったミーティングにおいて示された学生のニーズや疑問について簡単に整理した。学生支援員の役割には、実際に児童生徒を指導することと同時に、担任もしくは特別支援教育コーディネーターが、今後の対応の仕方について検討する資料を提供することがあると考えられる。

学生支援員を有効に活用するためには

対象となる子ども、もしくは周囲の子どもも含めた接し方や理解といった基礎的なことだけでなく、次の事柄などが必要となるといえるだろう。

- ①子どもの実態に応じた対応のための情報交換
- ②活動する際の役割の明確化
- ③自身の対応が子どもたちに与えた結果の評価など
- ④学校側との情報交換や連絡・調整

コーディネーターの仕事・個別の指導計画作成のポイント

コーディネーターの1年（例）

月	校内・担任の動き	コーディネーターの動き
4月	・進級、クラス替え、学級開き ・家庭訪問(下旬)	・前年度の内容を新任へ伝達 ・保護者と新しい担任との仲介役をする。 ・新年度の方針、校内体制(*①)の提案
5月	・支援の必要な子の把握 (*②チェックリスト) →アセスメント票の作成	・チェックリストの配布、回収→支援の必要な子の把握(授業参観) →アセスメント票記入 ・校内研の開催→校内委員会にて支援の必要な子への支援内容、体制を組む。(*③個別指導計画作成) →具体的支援の開始
6月	・校内研にて共通理解 →個別指導計画作成(*③)	
7月	・1学期のまとめ・評価 (チェックリストの活用) ・個人懇談	・校内委員会支援のチェックと1学期のまとめ、2学期への方針を立てる。 ・夏の校内研の準備
8月	・校内研修 ・個別の指導計画の見直しと2学期の短期目標を立てる	・校内研修 自主研修
9月	・運動会、体育祭	・校内委員会(個々について、運動会での配慮や支援についても具体的にするとよい)
10月 11月	・文化祭、学習発表会	・校内委員会(支援のチェック) ・来年度の新入生のチェック(就学時検診)
12月	・2学期のまとめ、評価と3学期の目標設定(チェックリスト活用) ・個人懇談	・校内委員会(支援のチェックと2学期のまとめ、3学期への方針を立てる。) ・幼稚園、保育園等訪問計画
1月	・新入生体験入学(~2月)	・校内委員会(支援のチェック) ・幼稚園、保育園、小学校等訪問
2月		・校内委員会(支援のチェック) ・今年度の体制等総括と次年度の方針を立てる。
3月	・年度末総括 ・支援対象児個々のまとめと次年度への引き継ぎ事項をまとめる。	・校内委員会(支援チェック) ・今年度の個々のまとめ、チェックリスト、アセスメント票、個別指導計画の整理と次年度への引き継ぎ事項の整理 ・新入生の保護者、園、学校との懇談、引き継ぎ ・卒業生の個別の教育支援計画(*④)の作成と進学先との懇談、引き継ぎ

前年度中に整理をすませておくと、スタートはスムーズです！また、年間通して、保護者と繋がっておくためにも、最初が肝心です。

いつもアンテナを張り巡らせておくといいですね。1年通して研修です！自分をコーディネーターしてくれるスーパーバイザーを作っておくのもgoodです！

本番に併せて、リハーサルをさせるなど、個々のニーズに併せた支援プログラムを立てておく本人も楽！

支援のチェックは常に！PDCAサイクルで行いましょう！そして、一人で抱え込まないこと。校内体制、関係機関との連携を大切に！

年度末は大切です！クラス替えや担任が替わるなど、次年度に向けてしっかり引き継げるようまとめておきましょう。

*各校(園)の実状にあわせて活動プランを立てましょう。
*校内委員会を校務分掌に位置づけ、特別支援教育コーディネーターが運営の要となります。

【個別の指導計画 通常学級用】〈作成例〉*各校での作成様式を大切に、参考にしてください。

児童・生徒名	年 組 ()	記 載 日	年 月 日
学 校 名		担 任 名	

本人・保護者の 願 望	(例)・自分のことが自分でできるようになってほしい。 ・学習に落ち着いて取り組めるようになってほしい。
----------------	--

学級経営案	*本児童生徒への支援・配慮で学級全体にいかせる内容、学級経営との関連について記入する。 (例)・本児が活躍する場面を作り、周囲の児童の理解につなげていく。 ・事前に次の活動について知らせ、見通しを持って取り組めるようにする。
役割分担	*支援体制の確認。本児童生徒に関わる者が複数いる場合に役割分担を整理し記入する。

専門機関(医療、 ことばの教室 等)からの情報	(例)・医療での診断、投薬について
その他	*他の項目に当てはまらないことで大切と思われる情報、本児童生徒の状況等について記入する。

<生活面、行動面での支援・配慮>

実態	目標	具体的な手立て	結果、手立ての評価
*本人の実態、状況について記入する。 (例)・身の回りの整理整頓ができない。	*できる限り具体的な目標を設定する。 ・使い終わったらすぐに元の場所に片付けるようにする。	*評価できるように具体的な手立てを記入する。 ・きちんとできているか確認をし、できていなければ声掛けをしていく。	*「目標」が適切であったか、「具体的な手立て」の効果はあったか。目標や手立ての変更の必要性等について記入する。 ・声掛けによって気をつけるようになってきたが、定着にはいたっていない。

<学習面での支援・配慮>

教科	単元・領域	実態	目標	具体的な手 立 て	結果、手立ての評価
*支援・配慮が必要な教科について記入する。					

【個別の指導計画 特別支援学級用】

〈作成例〉

*各校での作成様式を大切に、参考にしてください。

()	学校	年	名前	()	担任名	()	記載日	()	年	月	日
-----	----	---	----	-----	-----	-----	-----	-----	---	---	---

〈保護者の願い〉

〈機関からの情報〉

<p>*保護者からの聞き取りにより記入する。丁寧な聞き取りをする。</p>	<p>*心理検査等のアセスメントや医療機関からの情報を記入する。</p>
---------------------------------------	--------------------------------------

〈長期目標〉

(生活・行動面)

*保護者の願い、担任の願い、機関からの情報、以前の個別指導計画等を総合的に判断して長期目標を設定する。

(例)・着替え、排泄等の基本的な生活習慣を身につけることができる。

(学習面)

(例)・ひらがなを読んだり、書いたりすることができる。
・10までの数の一対一対応ができる。

〈短期目標・1学期〉

〈短期目標・2学期〉

〈短期目標・3学期〉

*長期目標を受けて、学期毎に短期目標を設定する。

(例)・長休みと昼休みには必ずトイレに行く。(例)・学習課題に最後まで取り組む。

〈指導計画と評価〉

教科・領域	児童生徒の実態	学期の指導のめあて・目標	指導の手立て	評価
(例) (算数) ・10円玉で50円まで数える		<p>*達成できたか評価可能な具体的な目標を記入する。</p> <p>(例)・10円と50円がわかり、10円で50円を数えることができる。</p>	<p>*手立ての評価ができるように具体的なものを記入する。</p> <p>(例)・お金の模型で10から50までの数え方を練習する。</p>	<p>*めあて・目標が適切であったか、手立てには効果があったか、また本人の変化について記入する。</p> <p>(例)・最初に一緒に練習すると、その後は1人でできる。</p>

個別の指導計画作成例

幼稚園での例



期	幼児の様子	短期目標	具体的な手立て	幼児の育ち・評価
生活面	・登園後の着替えをいやがる。	・登園後すぐに自分で着替えられる。	<ul style="list-style-type: none"> ・着替え表を作成し、できたら自分でシールを貼る。(好きなキャラクターのシールを使用) ・できたら一緒に確認し、ほめる。 ・着替えをする理由をわかりやすく説明する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いやがることなく自分から着替えることが多くなった。 ・遊びたいことがあると夢中になり、気持ちが向かないことがある。 ・スケジュールを示すことで、着替えたら遊べるということが理解できるように。

○ 評価欄で、現在の手立ての効果等を検証し、次の手立ての方向を示したケース

小学校での例



国語 実態	・漢字の書き取りが定着しない。 (部首の左右または上下の位置の間違いがおこりやすい)	長期目標	・正しい表記で漢字を使用することができる。
短期目標 (1学期)	指導の手立て・留意事項		評価
新出漢字が正しく書ける	<ul style="list-style-type: none"> ・部首カードで漢字を構成しながら練習する。 ・左は赤に、右は青に色分けして <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・授業の導入時に、運動あそびを取り入れて、体レベルでも上下左右を意識しやすくする。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・左右、上下等の構成で漢字が成り立っていることがわかるようになった。 ・量的な練習より、視覚化することや操作する方が覚えやすいことに本人も気づき始めている。 <p>(どのような間違い方をするのか更に観察し、特別支援教育コーディネーターと相談する。)</p>	

○ 忘れないうちに「付せん」にメモし、個別の指導計画シートに貼り付けながら実践を進めていったケース

2008/ / 作成

医療・その他

個別支援シート
サポートチーム
()

資料③-3

通常学級

[Empty box]

氏名

[Empty box]

保護者

[Empty box]

〇〇学級(特別支援学級)

[Empty box]

通級指導 サポートルーム

[Empty box]

校内

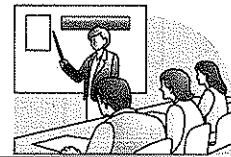
[Empty box]

特別支援教育に関する研修

京都府では、総合教育センターをはじめ、教育局、市町村、各学校等で特別支援教育に関して様々な研修を実施しています。

京都府総合教育センター

昨年度に引き続き、特別支援教育コーディネーターとして必要最低限の知識と技能を習得するための「特別支援教育コーディネーター養成講座」、特別支援教育コーディネーターとしての資質・能力と実践力の向上を図るための「特別支援教育コーディネータスキルアップ講座」、更に専門的性の向上を図る「専門研修講座」等を実施しました。



◎平成19年度実施研修講座

【特別支援教育コーディネーター養成講座（3回講座）】

- | |
|--|
| ①LD、ADHD、高機能自閉症等の認知や行動の特性と教育的支援の在り方 |
| ・講義「LD、ADHD等の理解と支援」、実践発表、演習、研究協議 |
| ②アセスメント |
| ・講義「アセスメントに基づく個別の指導計画の作成とその評価」、演習Ⅰ「実態把握に基づくアセスメント」、演習Ⅱ「個別の指導計画の作成」 |
| ③支援体制 |
| ・講義「京都府における特別支援教育」、研究協議、演習「特別支援教育校内委員会の進め方」 |

※ 平成15年度から本年度までの全講座受講修了者数は、計959名（幼14名、小601名、中203名、高34名、特93名、その他14名）です。人事異動や退職により若干の変動があると思われませんが、1校（園）当たりの修了者数は幼稚園0.3名、小学校2.4名、中学校2.0名、高等学校0.6名、特別支援学校6.2名いることとなります。

【各教育局ごとの「特別支援教育コーディネータースキルアップ研修」】

総合教育センターの「出前講座」として位置付け、地域の課題に応じた研修内容を各教育局が中心となって企画、実施しました。

教育局	特徴と主な内容
乙訓	・子どもや障害理解に係る基礎的研修。校内でのコーディネーターの役割や活動について協議。
山城	・特に、中学校における特別支援教育の充実、コーディネーターの役割について協議。
南丹	・地域全体をコーディネートするための研修に位置付け、参加対象者を絞って実施。
中丹	・特別支援学校と連携した3回連続講座で幼稚園・保育所及び高等学校へ広がり重視。
丹後	・小・中学校の特別支援教育コーディネーターの活動充実のため、各校での取組を交流。

【専門研修講座】

講座名	内容又は講師	会場	
心理検査	心理検査の理解と活用等（WISC-Ⅲを中心に）	総合教育センター、北部研修所	
特別支援教育実践	一人一人の教育的ニーズに応じた教室における具体的指導		
特別支援学校	「自立活動」	各障害の基本的理解と指導	桃山、舞鶴養護
	「自閉症等指導」	自閉症児童生徒の認知や行動特性に応じた指導	
	「学習指導法」	京都教育大学 田中道治教授	京都教育大学
LD、ADHD等の理解とサポート	龍谷大学 友久久雄教授、滋野井一博准教授	龍谷大学	

教室におけるソーシャルスキルトレーニング*	皇學館大学 小谷裕実教授	皇學館大学
自閉症スペクトラムの発達	京都教育大学 佐藤克敏准教授	京都教育大学

特別支援教育を行うための体制整備を進めていく上で、特別支援教育に関する教職員の研修は今までも増して重要になっています。総合教育センターでも、特別支援教育コーディネーター養成講座を継続するなど特別支援教育体制の整備のための研修を充実させるとともに、専門研修の内容を充実させていきたいと考えています。

教育局・地域支援センター（特別支援学校内）

地域のニーズに応じた研修、コーディネーターの実践交流、特別支援教育に関する公開講座など、各教育局や各学校でも研修を企画し実施しています。

また、地域支援センターでは校内研修への講師派遣や教材等の貸し出しなども行っていますので、活用してください。



『ためしてみよう特別支援教育理解度コーナー』

以下の質問に○か×かでお答えください。回答と解説は次のページです。



- ① 自閉症の人達には対人関係の困難さがあるので、指導にあたっては、撫でる・抱きしめる等のスキンシップを十分に行い、対人関係の改善を図ることが大切である。 ○, ×
- ② 自閉症の子どもは、言葉だけではわからなくても、見れば理解できることがあるので、「してはいけない行動」を絵や文字で表し、机の上や教室の壁など目に付くあちこちの場所に貼り、望ましい行動を学習させることが大事である。 ○, ×
- ③ 自閉症の特性は知的障害の特性とは異なるため、知的障害を伴う自閉症の子どもは、知的障害学級に入級することは適切ではなく、情緒障害学級に入級することが望ましい。 ○, ×
- ④ 言葉がでにくくても、絵カードを手渡すことで相手に伝われば、それを受け止めてコミュニケーションの力を育てることが大事である。 ○, ×
- ⑤ 「個別の指導計画」をていねいに作成したので、これをPDCAサイクルで実践するためには、個別指導の時間を設けて、一対一で取り組まねばならない。 ○, ×



特別支援教育理解度チェックコーナー 回答と解説

- 設問① × 自閉症の人達には対人関係の困難さがあるので、指導にあたっては、撫でる・抱きしめる等のスキンシップを充分に行い、対人関係の改善を図ることが大事である。

解説

自閉症の人達の中には、触られることを不快に感じる等感覚的に過敏な場合があるので、スキンシップを行う際には、その程度や予告の必要性などを考慮することが大事です。

また、「スキンシップは良好な対人関係を結ぶための方法なのだ」と理解できないこともあります。相互のコミュニケーションをうまく機能させることやソーシャルスキルトレーニング等、個々の子どもに合わせた対応が大事です。

- 設問② × 自閉症の幼児児童生徒は、言葉だけではわからなくても、見れば理解できることがあるので、「してはいけない行動」を絵や文字で表し、机の上や教室など目に付くあちこちの場所に貼り、望ましい行動を学習させることが大事である。

解説

「～してはいけない」指示だけでは望ましい行動を考えることが難しいです。また、禁止項目ばかりが指示されることで、視覚情報による指示自体に嫌悪感を示しかねません。学習すべき行動の中でも、今優先的に取り組む行動について、望ましい行動を示すことが大事です。(例えば、「廊下は走らない」ではなく「廊下は右側を歩きましょう」等です。)

- 設問③ × 自閉症の特性は知的障害とは異なるため、知的障害を伴う自閉症の児童生徒は、知的障害学級に入級することは適切ではなく、情緒障害学級に入級することが望ましい。

解説

障害特性が違っていても、知的障害の児童生徒と同じ集団で学ぶことで、教科学習やコミュニケーション、社会性の力が培われることも多いです。個々の教育的ニーズに応じて集団編成することが大切です。

- 設問④ ○ 言葉が出にくくても、絵カードを手渡すことで相手に伝われば、それを受け止めてコミュニケーションの力を育てることが大事である。

解説

コミュニケーションは、言葉を出させることではありません。伝わるのが大切です。自分から伝えること、伝わった経験を積むこと、そのために有効な手段や場面を個々の子どもに応じて設定することが大切です。同時に、子どもの気持ちを受け止める私達自身がコミュニケーション能力を高めることこそ大事でしょう。

- 設問⑤ × 「個別の指導計画」をていねいに作成したので、これをPDCAサイクルで実践するためには、個別指導の時間を設けて、一対一で取り組まねばならない。

解説

「個別の指導計画」は「個別指導の計画」ではありません。ねらいを達成するために必要な集団や学習形態を考えながら取り組みましょう。

「特別支援教育体制推進事業」関係機関 問い合わせ先一覧



《医療・心理・発達関係》

名 称	問い合わせ先	備 考
作業療法士会	ot.team.in.kyoto@yahoo.co.jp	直接お問い合わせいただけます。
日本児童精神医学会	京都府教育庁特別支援教育課 電話075-414-5835	御協力いただける内容が様々です。まず、当課にお問い合わせください。
臨床心理士会		
臨床発達心理士会		
言語聴覚士会		

《発達障害者支援センター》

名 称	問い合わせ先
京都府発達障害者支援センター はばたき	電話 0774-68-0645
発達障害者圏域支援センター	
(丹後圏域)障害者生活支援センター結(ゆい)	電話 0772-22-3915
(中丹圏域)福知山市障害者生活支援センター「青空」	電話 0773-24-4439
(南丹圏域)花ノ木医療福祉センター	電話 0771-23-0701
(乙訓圏域)乙訓ひまわり園地域生活支援センター	電話 075-935-7081
(山城北圏域)障害児(者)地域療育支援センターういる	電話 0774-54-3109
(山城南圏域)障害者生活支援センター「あん」	電話 0774-86-0508
京都市発達障害者支援センター かがやき	電話 075-841-0375

《親の会》

名 称	問い合わせ先
京都府障害児者親の会協議会	電話 075-414-1326
相談専用(京都府障害者相談センター)	電話 075-414-1322
(社)日本自閉症協会京都府支部	電話 075-813-5156 FAX 075-813-5157 メール askyoto@amber.plala.or.jp
京都LD親の会	メール HP: http://www006.upp.so-net.ne.jp/kyotoLDoyanokai/
京都ADHD親の会クローバー	メール kyoto-clover@mbr.nifty.com
ONLY ONEの会 -高機能自閉症・アスペルガー-	FAX 020-4624-7246
症候群及び周辺の発達障害 京都親の会	メール info@only0-kyoto.net

《府立特別支援学校 地域支援センター》

地域支援センター名	学校名	電話番号	所在地
視援教育相談室	盲 学 校	075-492-6733	京都市北区紫野大徳寺町27
京都府北部視覚支援センター	舞鶴分校	0773-75-1094	舞鶴市字南田辺83
京都府聴覚支援センター	聾 学 校	075-461-8121 075-461-8122(FAX)	京都市右京区御室大内4
京都府北部聴覚支援センター	舞鶴分校	0773-75-1094 0773-76-2711(FAX)	舞鶴市字南田辺83
ももやま地域支援センター	桃山養護学校	075-621-4208	京都市伏見区桃山町遠山50
向日が丘相談・支援センター	向日が丘養護学校	075-951-8361	長岡京市井ノ内朝日寺11
サポートJOYO	城陽養護学校	0774-53-7100	城陽市中芦原1-4
南山城相談支援センター	南山城養護学校	0774-72-7255	相楽郡精華町大字山田
府立丹波養護学校地域支援センター	丹波養護学校	0771-42-5185	南丹市八木町柴山坊田118
中丹養護学校教育支援センター	中丹養護学校	0773-32-0011	福知山市大字私市小字打溝8
府立舞鶴養護学校特別支援教育トータルサポートセンター	舞鶴養護学校	0773-78-3133	舞鶴市字堀4-1
丹後地域教育支援センター よさのうみ	与謝の海養護学校	0772-46-2770	与謝郡与謝野町字男山945

平成19年度「特別支援教育体制推進事業」委員名簿

調査研究運営会議

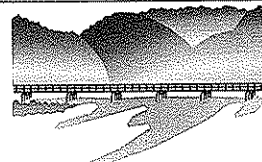
氏名	区分	所属・職名	
竹田 契一	学識経験者	大阪教育大学名誉教授、大阪医科大学 LD センター顧問	
友久 久雄		龍谷大学教授 <委員長>	
佐藤 克敏		京都教育大学准教授	
藤谷 幸彦	教育職員	宇治市立宇治小学校長 <副委員長>	
小出 信晴		京都府立南山城養護学校校長	
篁 雄巳	関係機関	京都府保健福祉部障害者支援室副室長	
青山 芳文	京都府教育委員会	京都府総合教育センター特別支援教育部長	
藤原 敬		乙訓教育局企画教育課長	
村上 浩志		山城教育局企画教育課長	
小笹 正人		南丹教育局企画教育課長	
舛井 満夫		中丹教育局企画教育課長	
岡田 佳之		丹後教育局企画教育課長	
伊家 正規		京都府教育庁指導部学校教育課総括指導主事	
山段 忠正		京都府教育庁指導部高校教育課指導主事	
松本 公雄		京都府教育庁指導部特別支援教育課長	
鋒山 智子		京都府教育庁指導部特別支援教育課指導主事	
川高 寿賀子		京都府教育庁指導部特別支援教育課指導主事	
朝比奈 寛順		京都市教育委員会	京都市教育委員会総合育成支援課首席指導主事

広域特別支援連携協議会

氏名	区分	所属・職名
友久 久雄	大学等	龍谷大学教授
小谷 裕実		皇學館大学教授
池上 直樹	保健・福祉・ 労働部門	京都府保健福祉部障害者支援室長
川村しげる		京都府保健福祉部こども未来室長
土家 篤		京都府府民労働部総合就業支援室長
吉岡 章		京都労働局職業安定部職業対策課長
向井仲和美		京都経営者協会専務理事
大塚 尚武	関係機関	京都府障害児者親の会協議会事務局長
後野 文雄	幼稚園・学校	舞鶴市立白糸中学校長（京都府特別支援学級等設置学校長会）
新司 英子		城陽市立富野幼稚園長（京都府公立幼稚園園長会）
藤谷 幸彦		宇治市立宇治小学校長（京都府小学校校長会）
牧崎 幸夫		宇治市立東宇治中学校長（京都府中学校校長会）
谷野 二郎		京都府立山城高等学校長（京都府立高等学校校長会）
竹岡 裕昭		京都府立盲学校長（京都府立特別支援学校校長会）
石田 肇		市町村教育委員会
田中 秀明	府教育委員会	京都府中丹教育局長（教育局長会）
山口 恭一		京都府総合教育センター所長
松本 公雄		京都府教育庁指導部特別支援教育課長

専門家チーム委員兼巡回相談員

氏名	専門資格	所属・職名
有賀 やよい	医師（精神科医）	（精神科医）
岡田 俊	医師（精神科医）	京都大学附属病院神経科デイケア診療部医師
小谷 裕実	医師（小児科医）	皇學館大学教授
四方 あかね	医師（小児科医）	舞鶴こども療育センター小児科部長
加藤 寿宏	作業療法士	京都大学大学院医科研究科准教授
灘 裕介	作業療法士	花ノ木医療福祉センター作業療法士
今野 芳子	臨床心理士	京都文教短期大学講師
熊本 敬一		NPO法人
尾瀬 順次		乙訓ひまわり園生活支援センターセンター長
河野 照正	社会福祉士	地域療育支援センター「ういる」コーディネーター
樋口 ちづ子		工房グリーンフィールド施設長
荒樋 博利		花の既医療福祉センター相談係長
故金 佳代子		障害者生活支援センター結（ゆい）相談員
小川 ひとみ	特別支援教育士	向日市立第6向陽小学校教諭
片山 加代子	特別支援教育士	長岡京市立長岡第七小学校教諭
安井 加代子	特別支援教育士SV、臨床発達心理士、特免2	宇治市立宇治小学校教諭
岡野 康子	臨床発達心理士、特別支援教育士	宇治市立平盛小学校教諭
堀 栄真	特別支援教育士、特免1	南丹市立園部小学校教諭
奥村 康枝	特別支援教育士SV	福知山市立昭和小学校教諭
森岡 伸一	特別支援教育士	舞鶴市立倉梯小学校教諭
九鬼 崇	特別支援教育士	京丹後市立峰山小学校教諭
土井 豊	特別支援教育士、特免2	与謝野町立三河内小学校教諭
青山 芳文	特別支援教育士SV、特免1	京都府総合教育センター特別支援教育部長
名内 美恵子	学校心理士、臨床発達心理士、特別支援教育士、特免2	京都府総合教育センター特別支援教育部研究主事
山本 雅哉	臨床心理士、学校心理士、特別支援教育士	京都府総合教育センター特別支援教育部研究主事
土井 恵二	歩行訓練士	京都府立盲学校教諭 地域支援コーディネーター
浅奥 秀子		京都府立盲学校舞鶴分校教諭 地域支援コーディネーター
細矢 義伸	特免1、特免1、自立（聴）	京都府立豊学校教諭 地域支援コーディネーター
芦田 雅哉		京都府立豊学校舞鶴分校教諭 地域支援コーディネーター
玉村 総枝	学校心理士、特専	京都府立桃山養護学校教諭 地域支援コーディネーター
和田 由紀子		京都府立向日が丘養護学校教諭 地域支援コーディネーター
村田 尚美	特別支援教育士、特免2	京都府立城陽養護学校教諭 地域支援コーディネーター
杉山 美加		京都府立南山城養護学校教諭 地域支援コーディネーター
高野 芳子	特免2、学校心理士、特別支援教育士	京都府立丹波養護学校教諭 地域支援コーディネーター
南田 高典	特免	京都府立中丹養護学校教諭 地域支援コーディネーター
荒木 淳子	特別支援教育士、言語聴覚士	京都府立舞鶴養護学校教諭 地域支援コーディネーター
中西 満壽美	特免2	京都府立与謝の海養護学校教諭 地域支援コーディネーター
峰山 智子	特別支援教育士SV、臨床発達心理士、養免2	京都府教育庁指導部特別支援教育課指導主事
川高 寿賀子	特免2、臨床発達心理士	京都府教育庁指導部特別支援教育課指導主事



支援地域巡回相談員

◆乙訓教育局(向日が丘養護学校相談支援チーム活用)

氏名	専門資格等	所属・職名
服部 春生	医師(小児科、小児神経科)	向日が丘養護学校校医
郷間 英世	医師(小児神経科)	奈良教育大学教育学部・教授
西村 信一	医師(精神神経科)	向日が丘養護学校校医
才村 泰生	医師(精神神経科)	長岡病院・地域連携推進室長
加藤 寿宏	作業療法士	京都大学大学院・准教授
田中 道治		京都教育大学教育学部・教授
渡辺 実	臨床発達心理士	花園大学社会福祉学部・准教授
高木 恵子	臨床発達心理士	洛西愛育園・園長
河原 隆司		乙訓福祉圏域GM
尾瀬 順次		乙訓ひまわり園地域生活支援センター・センター長
清水 里美	臨床心理士	長岡京市教育支援センター・教育相談員
西野 美穂		長岡京市社会福祉協議会・コーディネーター(大山崎町・長岡京市担当)
盛永 俊弘	学校心理士	乙訓教育局・総括指導主事
北村 忠彦		乙訓教育局・指導主事
藤井 久雄		向日市教育委員会・指導主事
小森 信幸		長岡京市教育委員会・指導主事
中尾 和子		大山崎町教育委員会・指導主事
小川 ひとみ		向日市立第6向陽小学校(通級担当) 市特別支援教育コーディネーター
片山 加代子		長岡京市立長岡第七小学校(通級担当) 市特別支援教育コーディネーター
尾関 清		大山崎町立大山崎中学校・町特別支援教育コーディネーター
土永 勝		向日市立勝山中学校(通級担当)
貴田 由理		長岡京市立長岡第三中学校(通級担当)
長藤 登		向日が丘養護学校・副校長 地域支援センター長
安福 陽一		向日が丘養護学校・教諭(地域支援相談部) 地域支援コーディネーター
森山 正博		向日が丘養護学校・教諭(就修学相談部) 地域支援コーディネーター
和田 由起子		向日が丘養護学校・教諭(地域支援相談部) 地域支援コーディネーター
後藤 研也		向日が丘養護学校・教諭(地域支援相談部)
棚田 光枝		向日が丘養護学校・教諭(地域支援相談部)
大石 ゆかり		向日が丘養護学校・教諭(地域支援相談部)
吉村 吟子	臨床発達心理士、言語聴覚士、特別支援教育士	向日が丘養護学校・教諭(地域支援相談部)
藤澤 和子	言語聴覚士、臨床発達心理士	向日が丘養護学校・教諭(地域支援相談部)
梶原 尚子	言語聴覚士、臨床発達心理士	向日が丘養護学校・教諭(地域支援相談部)
堀部 好一		向日が丘養護学校・教諭(地域支援相談部)
山内 聖二	特別支援教育士、言語聴覚士、学校心理士	向日が丘養護学校・教諭(地域支援相談部)
野畑 光代		向日が丘養護学校・教諭(地域支援相談部)
広瀬 隆彦		向日が丘養護学校・教諭(地域支援相談部)
真殿 尊子		向日が丘養護学校・講師(地域支援相談部)

◆山城教育局北部(宇治・八幡)(桃山養護学校相談支援チーム活用)

氏名	専門資格等	所属・職名
渡辺 実	臨床発達心理士	花園大学社会福祉学部・准教授
安井 加代子	特別支援教育士SV、臨床発達心理士	宇治市立宇治小学校・教諭(通級担当)
赤野 秀実		宇治市立榎島中学校・教諭(通級担当)
上田 敦子		桃山養護学校・教諭(療育)
辻 喜朗		桃山養護学校・教諭(療育)
大東 弘明		桃山養護学校・教諭(療育)
小柳 あゆみ		桃山養護学校・教諭(療育)
玉村 総枝	学校心理士	桃山養護学校・教諭(療育) 地域支援コーディネーター
谷 早苗	臨床発達心理士	桃山養護学校・教諭(療育)
東 明美		桃山養護学校・教諭(運動機能)
大坂 誠		桃山養護学校・教諭(運動機能)
加藤 良恵	言語聴覚士	桃山養護学校・教諭(言語)
納橋 志津子		桃山養護学校・教諭(言語)
小林 綾	作業療法士	宇治武田病院
竹村 隆太	医師(精神科)	竹村診療所・理事長
石川 理	医師(整形外科)	石川整形外科医院・院長、桃山養護学校校医
廣兼 元太	医師(精神科)	廣兼医院・院長、桃山養護学校校医
小谷 裕実	医師(小児科)	皇學館大学社会福祉学部・教授
坂見 由美子		桃山養護学校・養護教諭
神崎 昌美		桃山養護学校・養護教諭
伊戸 貴恵		桃山養護学校・看護師
荒木 穂積		立命館大学大学院応用人間発達研究科・教授
田中 真介	応用心理士	京都大学高等教育研究開発推進センター・准教授
岡野 康子	特別支援教育士、臨床発達心理士	宇治市立平盛小学校・教諭(通級担当)
関口 佳美	特別支援教育士	八幡市立中央小学校・教諭

今泉 祥子	臨床発達心理士、言語聴覚士	桃山養護学校・教諭
森田 薫	臨床発達心理士	佛教大学・講師
伊藤 勝敏		府立桃山学園・園長
西山 治		宇治共同作業所・所長
若山 正治		八幡市・京田辺市・井手町・宇治田原町障害者生活支援センターやまびこ・所長
衣笠 照彦		子ども発達支援センター・所長
戸田 幸彦		かんでんエルハート・参与

◆山城教育局南部(南山城養護学校相談支援チーム活用)

氏名	専門資格等	所属・職名
有賀 やよい	医師(精神科)	府立心身障害者福祉センター附属リハビリテーション病院神経内科・嘱託医
今野 芳子	臨床心理士	京都文教短期大学・講師
東 教子		元南山城養護学校教諭(療育指導専任)
傍島 規子		相楽圏域障害者総合相談支援センター・ゼネラルケアマネージャー
須河 浩一		障害者地域生活支援センターいづみ
佐藤 一代	特別支援教育士	城陽市立寺田南小学校教諭(通級担当)
濱田 美春		城陽市立南城陽中学校・教諭(通級担当)
井関 真理子		木津川市立木津小学校・教諭(通級担当)
宮原 麻美	特別支援教育士	木津川市立木津中学校・教諭
西村 勝彦	特別支援教育士	京田辺市立田辺小学校・教諭(通級担当)
生駒 尚子		久御山町立東角小学校・教諭(通級担当)
山本 たまき		井手町立井手小学校・教諭
一瀬 智		宇治田原町立維孝館中学校・教諭
亀谷 奈津子	特別支援教育士、臨床発達心理士	和束町立和束中学校・教諭
新谷 裕美		精華町立精華台小学校・教諭
河口 弘信		笠置町教育委員会・指導主事
渡部 浩三		南山城養護学校・副校長 地域支援センター長
白柳 拓保		南山城養護学校・教諭(特別支援部・療育指導専任) 地域支援コーディネーター
杉山 美加		南山城養護学校・教諭(特別支援部) 地域支援コーディネーター
奥西 扶美子		南山城養護学校・教諭(特別支援部) 地域支援コーディネーター
梅田 十三雄		南山城養護学校・総括主事
村上 英美子		南山城養護学校・教諭(特別支援部)
篠原 まどか		南山城養護学校・教諭(特別支援部)
南部 えり		南山城養護学校・教諭(特別支援部)
西山 剛司	学校心理士、自閉症スペクトラム支援士	南山城養護学校・教諭(特別支援部)
小角 令子		南山城養護学校・教諭(特別支援部)
春名 史佳		南山城養護学校・教諭(特別支援部・療育指導専任)
鶴谷 園子	学校心理士	南山城養護学校・教諭(特別支援部)
泉澤 榮一		南山城養護学校・教諭(特別支援部)
相馬 裕一	心理検査士 教育カウンセラー 自閉症スペクトラム支援士	南山城養護学校・教諭(特別支援部・療育指導専任)
家田 雅彦		南山城養護学校・教諭(運動機能指導専任)
北森 仁		南山城養護学校・教諭(運動機能指導専任)
安岡 瞳		南山城養護学校・教諭(運動機能指導専任)
宮崎 清隆		南山城養護学校・教諭(運動機能指導専任)
石川 喜美子		南山城養護学校・教諭(運動機能指導専任)
久保 瑞江		南山城養護学校・教諭(言語指導専任)
羽野 真子		南山城養護学校・教諭(療育指導専任)
中熊 玲子		南山城養護学校・教諭(療育指導専任)
北川 雅子		南山城養護学校・教諭(療育指導専任)
柳原 重治		南山城養護学校・教諭(療育指導専任)
玉置 登代		南山城養護学校・教諭(就学相談部)

◆南丹教育局(丹波養護学校相談支援チーム活用)

氏名	専門資格等	所属・職名
小谷 裕実	医師(小児科)	皇學館大学社会福祉学部・教授、花ノ木医療福祉センター
高野 美由紀	医師(小児科)	兵庫教育大学教育学部・講師、花ノ木医療福祉センター
津川 麻子	医師(精神科)	花ノ木医療福祉センター
前林 尚絵	医師(精神科)	花ノ木医療福祉センター
浅野 武男	心理判定員	花ノ木医療福祉センター
泉田 環	心理判定員	花ノ木医療福祉センター
灘 祐介	作業療法士	花ノ木医療福祉センター
板垣 正樹	作業療法士	花ノ木医療福祉センター

高木 恵子	臨床発達心理士、自閉症スペクトラム支援士	洛西愛育園・園長
今野 芳子	臨床心理士	京都文教短期大学・講師
西村 清次		元城陽養護学校長
沼津 雅子		南丹圏域障害者総合相談支援センター 結丹 ゼネラルケアマネジャー
荒樋 博利		花ノ木医療福祉センター コーディネーター
小崎 由美子		児童デイサービス事業つくし園・施設長
木村 恵美子		京都府南丹保健所・保健室健康支援担当副室長
丹治 和美		京都府南丹保健所・保健室健康支援担当主任
山川 秀一		亀岡市立亀岡小学校・教諭(通級担当)
尾関 恵美子		亀岡市立亀岡小学校・教諭(通級担当)
田端 順子		亀岡市立亀岡小学校・教諭(通級担当)
森田 扶美代	特別支援教育士	亀岡市立千代川小学校・教諭(通級担当)
吉田 昌夫		亀岡市立東輝中学校・教諭(通級担当)
森 節子	特別支援教育士	南丹市立園部小学校・教諭(通級担当)
堀 栄真	特別支援教育士	南丹市立園部小学校・教諭(通級担当)
菅生 哲二	特別支援教育士SV	南丹市立官島小学校・教諭(通級担当)
関 典子	特別支援教育士	南丹市立園部中学校・教諭(通級担当)
小泉 良一		丹波養護学校亀岡分校・副校長
平岡 克也		丹波養護学校・総括主事 地域支援センター長
高野 芳子	特別支援教育士 学校心理士	丹波養護学校・教諭 地域支援コーディネーター
矢澤 治	臨床発達心理士	丹波養護学校・教諭(自立活動部療育担当) 地域支援コーディネーター
藤田 敦子		丹波養護学校・教諭 地域支援コーディネーター
西村 三枝子		丹波養護学校・教諭
岡田 知子		丹波養護学校・教諭(自立活動部療育担当)
小磯 良子		丹波養護学校・教諭(自立活動部療育担当)
岩西 誠二		丹波養護学校・教諭(自立活動部療育担当)
林 尊子		丹波養護学校・教諭(自立活動部療育担当)
岡 綾子		丹波養護学校・教諭(自立活動部療育担当)
野際 裕子	特別支援教育士	丹波養護学校・教諭(自立活動部言語担当)
蔭山 圭子		丹波養護学校・教諭(自立活動部言語担当)
馬場 月美		丹波養護学校・教諭(自立活動部言語担当)
川崎 明德		丹波養護学校・教諭(自立活動部機能訓練担当)
高橋 謙二		丹波養護学校・教諭(自立活動部機能訓練担当)
高橋 美明		丹波養護学校・教諭(自立活動部機能訓練担当)
永田 学		丹波養護学校・教諭(自立活動部機能訓練担当)
石倉 由巳		京都府立丹波養護学校亀岡分校・養護教諭

◆ 中丹教育局(舞鶴市以外)(中丹養護学校相談支援チーム活用)

氏名	専門資格等	所属・職名
全 有耳	医師(小児科)	京都府中丹西保健所・保健室担当係長
谷 康洋	医師(精神科)	福知山もみじヶ丘病院クリニック「まほら」
牧 陽一	医師(整形外科)	牧整形外科医院・院長(学校医)
朝比奈 恭子	臨床心理士	スクールカウンセラー
太田 正巳		皇學館大学社会福祉学部・教授
矢尾 和廣		福知山学園・施設長
岡場 芳紀		福知山児童相談所・相談係長
亀井 博幸		あやべ作業所・施設長
吉岡 圭寿		福知山公共職業安定所・就職促進指導官
淀井 泉		綾部市立綾部小学校・教諭(通級担当)
水嶋 彌生		綾部市立綾部小学校・教諭(通級担当)
塩見 豊		綾部市立綾部小学校・教諭(通級担当)
島田 葵子		綾部市立綾部小学校・教諭(通級担当)
亀井 和博		綾部市立綾部中学校・教諭(通級担当)
足立 節子		福知山市立惇明小学校・教諭(通級担当)
荒木 淑子		福知山市立惇明小学校・教諭(通級担当)
奥村 康枝	特別支援教育士SV	福知山市立昭和小学校・教諭(通級担当)
福井 伊津子		福知山市立昭和小学校・教諭(通級担当)
由良 涉		福知山市立昭和小学校・教諭(通級担当)
片山 邦彦		福知山市立昭和小学校・教諭(通級担当)
西村 竜明		福知山市立南陵中学校・教諭(通級担当)
藤原 優子		中丹養護学校・副校長
尾崎 澄子		中丹養護学校・総括主事 地域支援センター長
井上 悦子	臨床発達心理士	中丹養護学校教諭(教育相談担当) 地域支援コーディネーター
南田 高典		中丹養護学校・教諭(自立活動担当) 地域支援コーディネーター
渡邊 淳夫		中丹養護学校・教諭(自立活動担当) 地域支援コーディネーター
岡本 明生		中丹養護学校・総括主事
碓井 英善		中丹養護学校・総括主事
山中 浩之		中丹養護学校・教諭(自立活動担当)

桐村 裕子		中丹養護学校・教諭(自立活動担当)
由良 真理		中丹養護学校・教諭(自立活動担当)
西垣 博		中丹養護学校・教諭(自立活動担当)
三宅 禎一	特別支援教育士SV	中丹養護学校・教諭(自立活動担当)
片山 千枝子		中丹養護学校・教諭(自立活動担当)
善積 泰元		中丹養護学校・教諭(自立活動担当)
倉ヶ市裕美佳		中丹養護学校・養護教諭
栢分 千晶		中丹養護学校・教諭(進路指導部長)

◆中丹教育局(舞鶴市)(舞鶴養護学校相談支援チーム活用)

氏名	専門資格等	所属・職名
四方 あかね	医師(小児科)	舞鶴こども療育センター・小児科医長
國澤 正寛	医師(精神・神経科)	舞鶴医療センター・臨床研究部長
太田 正己		皇學館大学社会福祉学部・教授
三田村 啓子	言語聴覚士、臨床心理士	京都府言語聴覚士会・会長
塩見 晴紀	心理療法士	舞鶴医療センター
村瀬 敏則	臨床心理士	京都府総合教育センター北部研修所・研究主事兼指導主事
大泉 邦暉		舞鶴障害児通園施設さくらんぼ園・園長
堀江 久美子	保健師	舞鶴市保健福祉部児童・障害福祉課・主査
鈴木 令子		地域生活支援センターみずなぎ・センター長 コーディネーター
桑原 守朗		舞鶴公共職業安定所・所長
山口 幸子		中丹教育局・指導主事
森岡 伸一	特別支援教育士	舞鶴市立倉梯小学校・教諭(通級担当)
羽柴 千秋	特別支援教育士	舞鶴市立倉梯小学校・教諭(通級担当)
田中 幾巳		舞鶴市立倉梯小学校・教諭(通級担当)
中村 羊子	特別支援教育士	舞鶴市立明倫小学校・教諭(通級担当)
米田 典子		舞鶴市立明倫小学校・教諭(通級担当)
村上 恵子	特別支援教育士	舞鶴市立明倫小学校・教諭(通級担当)
津島 徹		舞鶴養護学校・非常勤講師 地域支援センター長
荒木 淳子	特別支援教育士、言語聴覚士	舞鶴養護学校・教諭 地域支援コーディネーター
丸山 肅		舞鶴養護学校・教諭 地域支援コーディネーター
後野 雄一郎		舞鶴養護学校・教諭(自立活動言語指導担当) 地域支援コーディネーター
渡邊 利行		舞鶴養護学校・教諭(自立活動運動発達担当)
山下 浩二		舞鶴養護学校・非常勤講師
蘆田 眞理子		舞鶴養護学校行永分校・教諭
村上 知之		舞鶴養護学校北吸分校・教諭

◆丹後教育局(与謝の海養護学校相談支援チーム活用)

氏名	専門資格等	所属・職名
四方 あかね	医師(小児科)	舞鶴こども療育センター・小児科医長
有賀 やよい	医師(精神科)	府立心身障害者福祉センター附属リハビリテーション病院神経内科・嘱託医
繁成 剛		近畿福祉大学社会福祉学部・教授
沖上 みゆき		障害者生活支援センター結(ゆい)・コーディネーター
磯野 ゆかり		障害者生活支援センターかもめ・主任相談員
平井 英男		峰山公共職業安定所・総括職業指導官
伊藤 信也		京丹後障害者地域生活支援センターもみの木
竹中 龍平		福知山児童相談所・判定指導係長
小牧 千里	特別支援教育士	宮津市立宮津小学校・教諭(通級担当)
糸井 恵子		宮津市立宮津中学校・教諭(通級担当)
九鬼 崇	特別支援教育士	京丹後市立峰山小学校・教諭(通級担当)
村上 富美子		京丹後市立大宮第一小学校・教諭(通級担当)
志水 希代美		京丹後市立網野北小学校・教諭(通級担当)
寺田 政子		京丹後市立間人小学校・教諭(通級担当)
荒木 良子	特別支援教育士	京丹後市立鳥取小学校・教諭(通級担当)
村野 ひろ子		京丹後市立佐濃小学校・教諭(通級担当)
岡田 志朗		伊根町立伊根小学校・教諭(通級担当)
青木 伸代	特別支援教育士	与謝野町立加悦小学校・教諭(通級担当)
田崎 由美子		与謝野町立岩滝小学校・教諭(通級担当)
土井 豊	特別支援教育士	与謝野町立三河内小学校・教諭(通級担当)
今井 俊行		与謝の海養護学校・総括主事 地域支援センター長
中西 満壽美		与謝の海養護学校・教諭 地域支援コーディネーター
伊藤 和子		与謝の海養護学校・教諭 地域支援コーディネーター
渋谷 道典		与謝の海養護学校・教諭 地域支援コーディネーター
芦原 孝野		与謝の海養護学校・教諭
篠原 勇		与謝の海養護学校・教諭

宇治川 博一		与謝の海養護学校・教諭
小長谷 ルミ	言語聴覚士	与謝の海養護学校・教諭
日下部 みはる		与謝の海養護学校・教諭
坂根 斉美		与謝の海養護学校・教諭
松村 平八郎		与謝の海養護学校・教諭
柳田 恵子		与謝の海養護学校・教諭

◆視覚障害(盲学校巡回相談員活用)

氏名	専門資格等	所属・職名
森上 和		盲学校・副校長 地域支援センター長
土井 恵二	歩行訓練士	盲学校・教諭 地域支援コーディネーター
藤井 則之	点字技能師	盲学校・教諭
岸 博実		盲学校・教諭
安井 正明	点字技能師	盲学校・教諭
竹内 百合子		盲学校・教諭
大谷 智子		盲学校・教諭
猪子 照	歩行訓練士	盲学校・教諭

◆視覚障害(盲学校舞鶴分校巡回相談員活用)

氏名	専門資格等	所属・職名
大石 博文		盲学校舞鶴分校・総括主事
浅奥 秀子		盲学校舞鶴分校・教諭 地域支援コーディネーター

◆聴覚障害(聾学校巡回相談チーム活用)

氏名	専門資格等	所属・職名
高田 幸二		聾学校・副校長 地域支援センター長
細矢 義伸		聾学校・教諭 地域支援コーディネーター
佐藤 貞雄		聾学校・総括主事
菅沼 世江		聾学校・総括主事
柴野 佳志子		聾学校・総括主事
酒井 弘		聾学校・総括主事
小宮山 邦枝		聾学校・教諭
米田 恵子		聾学校・教諭
湯朝 貴子		聾学校・教諭
脇中 起余子		聾学校・教諭
水口 修三		聾学校・教諭(通級担当)

◆聴覚障害(聾学校舞鶴分校巡回相談チーム活用)

氏名	専門資格等	所属・職名
芦田 雅哉		聾学校舞鶴分校・教諭 地域支援コーディネーター
飯田 浩之		聾学校舞鶴分校・総括主事
栢分 佳子		聾学校舞鶴分校・総括主事
庄 里美		聾学校舞鶴分校・教諭(教育相談担当)
西垣 志津嘉		聾学校舞鶴分校・教諭(通級担当)

◆病弱(城陽養護学校巡回相談チーム活用)

氏名	専門資格等	所属・職名
宮野前 健	医師(小児科)	南京都病院・副院長
徳永 修	医師(小児科)	南京都病院・小児科医長
有賀 やよい	医師(精神科)	府立心身障害者福祉センター附属リハビリテーション病院神経内科・嘱託医
西田 利昭		南京都病院・療育指導室長
楠本 祥子	臨床心理士	南京都病院・児童指導員
岩見 政勝		城陽養護学校・総括主事 地域支援センター長
村田 尚美	特別支援教育士	城陽養護学校・教諭(地域支援部・通学高等部) 地域支援コーディネーター
森下 洋子		城陽養護学校・教諭(地域支援部・重心教育部)
佐藤 敦		城陽養護学校・教諭(地域支援部・重心教育部)
中上 瑞恵		城陽養護学校・教諭(地域支援部・病弱教育部)
山崎 雅美		城陽養護学校・教諭(地域支援部・病弱教育部)
大森 直也	臨床発達心理士	城陽養護学校・教諭(地域支援部・通学高等部)
坂井 富士子		城陽養護学校・教諭(地域支援部・通学高等部)
福田 悦子	看護師、保健師	城陽養護学校・養護教諭(地域支援部)

1 趣 旨

京都府教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、平成13年度・14年度実施の「学習障害（LD）のある児童生徒に対する指導体制の充実事業」を踏まえ、平成15、16年度にはLDに加えADHD、高機能自閉症等の児童生徒に対する総合的な教育支援体制の整備を図るため、推進地域を指定して「特別支援教育推進体制モデル事業」を実施し、「特別支援連携協議会」の設置、「個別の教育支援計画」の策定のための検討、盲・聾・養護学校から小・中学校等への支援により、小・中学校の通常の学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症等を含めた障害のある児童生徒に対する総合的な教育支援体制の整備を進めた。

さらに平成17年度からは府内全域を推進地域とし、幼稚園から高等学校までの相談支援を中心とした特別支援教育の支援体制整備に取り組んできた。

平成19年度は、これまで実施してきた「特別支援教育体制推進事業」の事業内容を継承するとともに、幼稚園及び高等学校の体制整備を進め、学生支援員の活用、「発達障害早期総合支援モデル事業」、「高等学校における発達障害支援モデル事業」、「職業自立を推進するための実践研究事業」にも取り組み、乳幼児期から成人期の就労に至るまでの一貫した支援体制の整備を図ることとする。

また、障害のある幼児に対する早期支援の重要性に鑑み、保育所も本事業の対象とする。なお、発達障害のある幼児児童生徒（以下「児童等」という。）に対する支援体制の整備に当たっては、発達障害者支援法の趣旨を踏まえ、厚生労働省の「発達障害者支援体制整備事業」と連携協働して実施することとされており、医療、保健、福祉、労働等の関係機関が連携した個別の教育支援計画に基づき乳幼児期から就労に至るまでの一貫した支援体制の整備を目指す。

2 事業の実施

教育委員会は、文部科学省の委嘱を受け、事業を実施する。京都市に係る事業の実施については、京都市教育委員会が別途定める。

(1) 調査研究運営会議の設置

教育委員会は、教育委員会、学校、学識経験者及び関係機関等の関係者からなる調査研究運営会議を設置する。

(2) 特別支援連携協議会の設置

教育委員会は、LD、ADHD、高機能自閉症等の児童等を含め、障害のある児童等に対する支援体制の整備を促進するため、教育、医療、保健、福祉、労働等の関係部局、大学、親の会等の関係者からなる「広域特別支援連携協議会」を設置する。また特別支援学校ごとに設定する支援地域ごとに、教育局と連携し、管内関係部局・機関等の関係者からなる「特別支援連携協議会」を設置し、支援地域内における市町村単位の特別支援教育を推進する。

(3) 幼稚園、小・中学校及び高等学校等におけるLD、ADHD、高機能自閉症等の児童等に対する総合的な支援体制の整備

文部科学省の協力者会議においてとりまとめられた、LD、ADHD、高機能自閉症の定義、判断基準（試案）等を活用して実態の把握に努めるとともに、その他の障害のある児童等も含めた支援を行うため、学校（園）内の体制整備及び関係部局や機関の連携協力による一定の地域におけるLD、ADHD、高機能自閉症等の児童等に対する支援体制の整備を図るため、以下の取組を行う。

ア 推進地域の指定

教育委員会は、LD、ADHD、高機能自閉症等の児童等への支援体制の整備を府内全域において行う。

さらに、以下の事業については特に推進地域を指定する。

- (7) 学生支援員の活用（山城教育局管内）
- (4) 発達障害早期総合支援モデル事業（福知山市）
- (9) 高等学校における発達障害支援モデル事業（府立朱雀高等学校）
- (2) 職業自立を推進するための実践研究事業（中丹地域）

イ 校（園）内委員会の設置

府内のすべての公立の幼稚園、小・中学校、高等学校等においては、児童等の実態把握等を行うために、校（園）長、副校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任、その他必要な者で構成する「校（園）内委員会」を設ける。

ウ 特別支援教育コーディネーターの指名

府内のすべての公立の幼稚園、小・中学校、高等学校等においては、校（園）内委員会での推進役、専門家チーム、関係機関や保護者との連絡調整等を行う「特別支援教育コーディネーター」を指名する。

エ 巡回相談の実施

教育委員会は、LD、ADHD、高機能自閉症等に関する専門的知識・経験を有する者を巡回相談員として委嘱する。

(7) 支援地域巡回相談員は、各教育局と特別支援学校との連携のもとに、依頼に応じて巡回相談チームを編成し、管内の幼稚園、小・中学校、高等学校等を定期的に巡回し、当該学校の教員にLD、ADHD、高機能自閉症等の児童等に対する指導内容・方法等に関する助言等を行う（これらの児童等について個別の指導計画及び個別の教育支援計画が作成される場合には、作成に向けた助言を含む）。あわせて支援地域における機能的・効果的な巡回相談の在り方を検証するものとする。

(4) 京都府巡回相談員は京都市全域を対象に巡回相談を行う。各教育局を通じ、必要に応じて支援地域の巡回相談を支援する。

級指導教室の担当教員による支援について実践的な研究を進める。

オ 専門家チームの設置

教育委員会は、幼稚園、小・中学校、高等学校等からの申し出に応じて、LD、A
DHD、高機能自閉症等か否かなど、発達障害を含む障害の有無に係る判断や望まし
い教育的対応等の助言を行うため、教育委員会の職員、教員、心理学の専門家、医師
等からなる専門家チームを設置する。

カ 個別の指導計画の作成

すべての公立の幼稚園、小・中学校、高等学校等においては、LD、ADHD、高
機能自閉症等を含む障害のある児童等一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指
導が行えるよう、幼稚園、小・中学校、高等学校等における教育課程や指導計画、当
該児童等の「個別の教育支援計画」等を随まえて、より具体的に児童等一人一人の教
育的ニーズに対応した「個別の指導計画」を作成する。

キ 個別の教育支援計画の策定

府内すべての公立の幼稚園、小・中学校、高等学校等においては、長期的な視点に
立ってLD、ADHD、高機能自閉症等を含めた障害のある児童等一人一人のニー
ズを的確に把握して、個別の指導計画を作成するとともに、教育、医療、保健、福祉、
労働等の関係機関の連携による適切な教育的支援を効果的に行うことができるよう、
教育的支援の目標や内容、役割等に関する「個別の教育支援計画」を策定する。

ク 学生支援員を活用した支援

推進地域内の指定校においては、教員志望の学生等を「学生支援員」として学校へ
派遣し、発達障害を含む障害のある児童等の支援に当たらせる。

なお、学生支援員が、障害のある児童等に支援を行うに際しての基礎的な知識を習
得するため、必要に応じて事前に講習会を実施する。

ケ 特別支援教育充実事業の活用

学校における体制整備の充実を進めるため「特別支援教育充実事業」による非常勤
講師の配置を活用し、効果的な校内支援体制の在り方を検証する。

コ 理解・啓発

府内すべての公立の幼稚園、小・中学校、高等学校等は各地域内において、特別支
援教育に対する理解・啓発に努める。

(4) 特別支援学級や通級指導教室の活用

学校教育法や中央教育審議会答申を踏まえ、現行制度の中で、特別支援教室（仮称）
の構想を実現するための先導的な取組を行うこととし、通常の学級に在籍し通級による
指導を受けていない発達障害を含む障害のある児童生徒に対する、特別支援学級及び通

(5) 特別支援学校における特別支援教育の推進

特別支援学校における特別支援教育を推進するため、「特別支援学校・地域等連携推
進事業」を活用し、以下の取組を行う。

ア 「特別支援学校・地域等連携推進事業」

(7) 特別支援教育推進校

すべての府立特別支援学校10校を「特別支援教育推進校」（以下「推進校」という。）
として指定する。

推進校は、これまで蓄積してきた専門的な知識や技能を生かし、地域の特別支援教
育のセンターとしての機能の充実を図るため、具体的に推進地域の幼稚園、小・中学
校、高等学校等への支援を行いながら、その支援方策や連携協力の在り方等について
実践的な研究を行う。

推進校は、併せて、種々の障害種、重複障害にどのように対応していくかなどの研
究を行うものとする。

(4) 地域支援センターの設置

推進校には、センター的機能の推進を明確化するため、「地域支援センター」を設
置する。

(9) 地域支援コーディネーター等の指名

各推進校は、関係機関、保護者、地域の学校等との連絡調整を推進するため、「地
域支援センター長」及び「地域支援コーディネーター」を指名する。その他、各校の
実情に応じて、「特別支援教育コーディネーター」を指名する。

(5) 相談支援チーム（巡回相談チーム）の設置

各推進校は、障害のある児童等に対する望ましい教育的対応について学校等に助言
を行うため、関係機関等と連携し、医師、心理学の専門家、福祉関係者及び高い専門
性を有する学校等（特別支援学校を含む。）の教職員等からなる相談支援チーム（巡
回相談チーム）を設置するものとする。

(4) 教育相談

各推進校は、相談支援チーム（巡回相談チーム）を運営・活用しながら、障害のあ
る児童等、その保護者及び学校等に対して、電話、来校及び巡回等による教育相談を
行うものとする。

(4) 研修支援等

各推進校は、学校等からの要請に応じて研修講師の派遣、教材・教具の貸出し、施
設設備の提供等、必要な支援を行うものとする。

イ 中学校、高等学校及び特別支援学校等においては、発達障害を含む障害のある生徒の就職の支援に関してハローワーク等との連携に特に留意する。

ウ 障害のある子どもに対する早期支援の重要性に鑑み、上記関連事業関係部局と調整の上、保育所も本事業の対象にする。

3 事業の実施期間

事業の実施期間は、平成19年度とする。

4 連絡会議

教育委員会は、事業推進のため、各教育局担当指導主事、地域支援コーディネーター等による連絡会議を必要に応じて開催する。

5 経 費

文部科学省から交付された経費を、本事業費に充てる。

6 事業実施状況調査

本事業の実施状況及び経理処理状況について調査を行う。

7 事業報告等

教育委員会は、本事業終了後、事業の実施状況及び経理処理状況をとりまとめの上、文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長に提出するものとする。

8 その他

下記の法令、通知等の内容にも十分留意し、効果的な事業の実施に努めること。

・ 「発達障害者支援法」(平成16年12月10日法律167号)

・ 文部科学省関係局長連名通知「発達障害のある児童生徒等への支援について(通知)」(平成17年4月1日付け17文科初第211号)

・ 「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」(平成17年12月8日中央教育審議会答申)

・ 「学校教育法施行規則の一部改正等について(通知)」(平成18年3月31日付け17文科初第1177号)

・ 「特別支援教育の推進のための学校教育法等の一部改正について(通知)」(平成18年7月18日付け18文科初第446号)

(4) 個別の指導計画の作成

各推進校は、障害のある児童等一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導が行えるよう、学校における教育課程や指導計画、当該児童等の「個別の教育支援計画」等を踏まえて、より具体的に児童等一人一人の教育的ニーズに対応した「個別の指導計画」を作成する。また、地域の学校等の「個別の指導計画」の作成を積極的に支援するものとする。

(4) 個別の教育支援計画の策定

各推進校は、長期的な視点に立って障害のある児童等一人一人のニーズを的確に把握し、教育、医療、保健、福祉、労働等の関係機関との連携による適切な教育的支援を効果的に行うことができるよう、教育的支援の目標や内容、役割等に関する「個別の教育支援計画」を策定し、その充実のために、適宜の評価を踏まえた計画の見直しなどにも取り組む。また、地域の学校等の「個別の教育支援計画」の作成を積極的に支援するものとする。

イ 職業自立を推進するための実践研究事業の実施

中丹養護学校及び舞鶴養護学校においては、労働関係機関、企業等と連携し、障害のある生徒の就労を支援し、職業自立を促進するための実践研究を行う。

(6) 特別支援教育コーディネーターの養成研修

教育委員会は、コーディネーター養成研修を京都府総合教育センターの講座として実施する。その他、支援地域ごとの研修についても積極的に進める。

(7) 一般教員の特別支援教育に関する研修

各地域の実情に応じた一般教員の特別支援教育に関する研修プログラムの具体的内容について、調査研究運営会議で検討を行い、各教育局を中心にその研修を実施する。研修の実施に際しては、国・私立学校関係者も受講できるように配慮する。

(8) 関連事業との連携

ア 本事業の実施に当たっては、厚生労働省の実施する「発達障害者支援体制整備事業」と連携協働して行うこととする。

(7) 調査研究運営会議の委員に当該事業の担当部局の参画を得る。

(4) 広域特別支援連携協議会の設置に当たっては、当該事業における「発達障害者支援体制整備検討委員会」と密接な連携を図る。

(4) 支援地域における特別支援連携協議会については、障害保健福祉圏域等を考慮して設置し、連携して事業実施にあたる。



19 文科初第 125 号
平成 19 年 4 月 1 日

各都道府県教育委員会教育長 殿
各指定都市教育委員会教育長 殿
各都道府県知事 殿
附属学校を置く各国立大学法人学長 殿

文部科学省初等中等教育局長
銭谷 眞美

(印影印刷)

特別支援教育の推進について（通知）

文部科学省では、障害のある全ての幼児児童生徒の教育の一層の充実を図るため、学校における特別支援教育を推進しています。

本通知は、本日付けをもって、特別支援教育が法的に位置付けられた改正学校教育法が施行されるに当たり、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「各学校」という。）において行う特別支援教育について、下記により基本的な考え方、留意事項等をまとめて示すものです。

都道府県・指定都市教育委員会にあっては、所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県知事にあっては、所轄の学校及び学校法人に対して、国立大学法人にあっては、附属学校に対して、この通知の内容について周知を図るとともに、各学校において特別支援教育の一層の推進がなされるようご指導願います。

なお、本通知については、連携先の諸部局・機関への周知にもご配慮願います。

記

1. 特別支援教育の理念

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

2. 校長の責務

校長（園長を含む。以下同じ。）は、特別支援教育実施の責任者として、自らが特別支援教育や障害に関する認識を深めるとともに、リーダーシップを発揮しつつ、次に述べる体制の整備等を行い、組織として十分に機能するよう教職員を指導することが重要である。

また、校長は、特別支援教育に関する学校経営が特別な支援を必要とする幼児児童生徒の将来に大きな影響を及ぼすことを深く自覚し、常に認識を新たにして取り組んでいくことが重要である。

3. 特別支援教育を行うための体制の整備及び必要な取組

特別支援教育を実施するため、各学校において次の体制の整備及び取組を行う必要がある。

(1) 特別支援教育に関する校内委員会の設置

各学校においては、校長のリーダーシップの下、全校的な支援体制を確立し、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の実態把握や支援方策の検討等を行うため、校内に特別支援教育に関する委員会を設置すること。

委員会は、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、教務主任、生徒指導主事、通級指導教室担当教員、特別支援学級教員、養護教諭、対象の幼児児童生徒の学級担任、学年主任、その他必要と思われる者などで構成すること。

なお、特別支援学校においては、他の学校の支援も含めた組織的な対応が可能な体制づくりを進めること。

(2) 実態把握

各学校においては、在籍する幼児児童生徒の実態の把握に努め、特別な支援を必要とする幼児児童生徒の存在や状態を確かめること。

さらに、特別な支援が必要と考えられる幼児児童生徒については、特別支援教育コーディネーター等と検討を行った上で、保護者の理解を得ることができるよう慎重に説明を行い、学校や家庭で必要な支援や配慮について、保護者と連携して検討を進めること。その際、実態によっては、医療的な対応が有効な場合もあるので、保護者と十分に話し合うこと。

特に幼稚園、小学校においては、発達障害等の障害は早期発見・早期支援が重要であることに留意し、実態把握や必要な支援を着実に行うこと。

(3) 特別支援教育コーディネーターの指名

各学校の校長は、特別支援教育のコーディネーター的な役割を担う教員を「特別支援教育コーディネーター」に指名し、校務分掌に明確に位置付けること。

特別支援教育コーディネーターは、各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担うこと。

また、校長は、特別支援教育コーディネーターが、学校において組織的に機能するよう努めること。

(4) 関係機関との連携を図った「個別の教育支援計画」の策定と活用

特別支援学校においては、長期的な視点に立ち、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した教育的支援を行うため、医療、福祉、労働等の様々な側面からの取組を含めた「個別の教育支援計画」を活用した効果的な支援を進めること。

また、小・中学校等においても、必要に応じて、「個別の教育支援計画」を策定するなど、関係機関と連携を図った効果的な支援を進めること。

(5) 「個別の指導計画」の作成

特別支援学校においては、幼児児童生徒の障害の重度・重複化、多様化等に対応した教育を一層進めるため、「個別の指導計画」を活用した一層の指導の充実を進めること。

また、小・中学校等においても、必要に応じて、「個別の指導計画」を作成するなど、一人一人に応じた教育を進めること。

(6) 教員の専門性の向上

特別支援教育の推進のためには、教員の特別支援教育に関する専門性の向上が不可欠である。したがって、各学校は、校内での研修を実施したり、教員を校外での研修に参加させたりすることにより専門性の向上に努めること。

また、教員は、一定の研修を修了した後でも、より専門性の高い研修を受講したり、自ら最新の情報を収集したりするなどして、継続的に専門性の向上に努めること。

さらに、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が実施する各種指導者養成研修についても、活用されたいこと。

なお、教育委員会等が主催する研修等の実施に当たっては、国・私立学校関係者や保育所関係者も受講できるようにすることが望ましいこと。

4. 特別支援学校における取組

(1) 特別支援教育のさらなる推進

特別支援学校制度は、障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教育を実施するためのものであり、その趣旨からも、特別支援学校は、これまでの盲学校・聾学校・養護学校における特別支援教育の取組をさらに推進しつつ、様々な障害種に対応することができる体制づくりや、学校間の連携などを一層進めていくことが重要であること。

(2) 地域における特別支援教育のセンター的機能

特別支援学校においては、これまで蓄積してきた専門的な知識や技能を生かし、地域における特別支援教育のセンターとしての機能の充実を図ること。

特に、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校の要請に応じて、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒のための個別の指導計画の作成や個別の教育支援計画の策定などへの援助を含め、その支援に努めること。

また、これらの機関のみならず、保育所をはじめとする保育施設などの他の機関等に対しても、同様に助言又は援助に努めることとされたいこと。

特別支援学校において指名された特別支援教育コーディネーターは、関係機関や

保護者、地域の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び他の特別支援学校並びに保育所等との連絡調整を行うこと。

(3) 特別支援学校教員の専門性の向上

上記のように、特別支援学校は、在籍している幼児児童生徒のみならず、小・中学校等の通常学級に在籍している発達障害を含む障害のある児童生徒等の相談などを受ける可能性も広がると考えられるため、地域における特別支援教育の中核として、様々な障害種についてのより専門的な助言などが期待されていることに留意し、特別支援学校教員の専門性のさらなる向上を図ること。

そのためにも、特別支援学校は、特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有状況の改善、研修の充実に努めること。

さらに、特別支援学校教員は、幼児児童生徒の障害の重複化等に鑑み、複数の特別支援教育領域にわたって免許状を取得することが望ましいこと。

5. 教育委員会等における支援

各学校の設置者である教育委員会、国立大学法人及び学校法人等においては、障害のある幼児児童生徒の状況や学校の実態等を踏まえ、特別支援教育を推進するための基本的な計画を定めるなどして、各学校における支援体制や学校施設設備の整備充実等に努めること。

また、学校関係者、保護者、市民等に対し、特別支援教育に関する正しい理解が広まるよう努めること。

特に、教育委員会においては、各学校の支援体制の整備を促進するため、指導主事等の専門性の向上に努めるとともに、教育、医療、保健、福祉、労働等の関係部局、大学、保護者、NPO等の関係者からなる連携協議会を設置するなど、地域の協力体制の構築を推進すること。

また、教育委員会においては、障害の有無の判断や望ましい教育的対応について専門的な意見等を各学校に提示する、教育委員会の職員、教員、心理学の専門家、医師等から構成される「専門家チーム」の設置や、各学校を巡回して教員等に指導内容や方法に関する指導や助言を行う巡回相談の実施（障害のある幼児児童生徒について個別の指導計画及び個別の教育支援計画に関する助言を含む。）についても、可能な限り行うこと。なお、このことについては、保育所や国・私立幼稚園の求めに応じてこれらが利用できるよう配慮すること。

さらに、特別支援学校の設置者においては、特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有状況の改善に努めること。

6. 保護者からの相談への対応や早期からの連携

各学校及び全ての教員は、保護者からの障害に関する相談などに真摯に対応し、その意見や事情を十分に聴いた上で、当該幼児児童生徒への対応を行うこと。

その際、プライバシーに配慮しつつ、必要に応じて校長や特別支援教育コーディネーター等と連携し、組織的な対応を行うこと。

また、本日施行される「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政

令の整備等に関する政令（平成 19 年政令第 55 号）」において、障害のある児童の就学先の決定に際して保護者の意見聴取を義務付けたこと（学校教育法施行令第 18 条の 2）に鑑み、小学校及び特別支援学校において障害のある児童が入学する際には、早期に保護者と連携し、日常生活の状況や留意事項等を聴取し、当該児童の教育的ニーズの把握に努め、適切に対応すること。

7. 教育活動等を行う際の留意事項等

(1) 障害種別と指導上の留意事項

障害のある幼児児童生徒への支援に当たっては、障害種別の判断も重要であるが、当該幼児児童生徒が示す困難に、より重点を置いた対応を心がけること。

また、医師等による障害の診断がなされている場合でも、教師はその障害の特徴や対応を固定的にとらえることのないよう注意するとともに、その幼児児童生徒のニーズに合わせた指導や支援を検討すること。

(2) 学習上・生活上の配慮及び試験などの評価上の配慮

各学校は、障害のある幼児児童生徒が、円滑に学習や学校生活を行うことができるよう、必要な配慮を行うこと。

また、入学試験やその他試験などの評価を実施する際にも、別室実施、出題方法の工夫、時間の延長、人的な補助など可能な限り配慮を行うこと。

(3) 生徒指導上の留意事項

障害のある幼児児童生徒は、その障害の特性による学習上・生活上の困難を有しているため、周囲の理解と支援が重要であり、生徒指導上も十分な配慮が必要であること。

特に、いじめや不登校などの生徒指導上の諸問題に対しては、表面に現れた現象のみにとらわれず、その背景に障害が関係している可能性があるか否かなど、幼児児童生徒をめぐる状況に十分留意しつつ慎重に対応する必要があること。

そのため、生徒指導担当にあつては、障害についての知識を深めるとともに、特別支援教育コーディネーターをはじめ、養護教諭、スクールカウンセラー等と連携し、当該幼児児童生徒への支援に係る適切な判断や必要な支援を行うことができる体制を平素整えておくことが重要であること。

(4) 交流及び共同学習、障害者理解等

障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習は、障害のある幼児児童生徒の社会性や豊かな人間性を育む上で重要な役割を担っており、また、障害のない幼児児童生徒が、障害のある幼児児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための機会である。

このため、各学校においては、双方の幼児児童生徒の教育的ニーズに対応した内容・方法を十分検討し、早期から組織的、計画的、継続的に実施することなど、一層の効果的な実施に向けた取組を推進されたいこと。

なお、障害のある同級生などの理解についての指導を行う際は、幼児児童生徒の発達段階や、障害のある幼児児童生徒のプライバシー等に十分配慮する必要があること。

(5) 進路指導の充実と就労の支援

障害のある生徒が、将来の進路を主体的に選択することができるよう、生徒の実態や進路希望等を的確に把握し、早い段階からの進路指導の充実を図ること。

また、企業等への就職は、職業的な自立を図る上で有効であることから、労働関係機関等との連携を密にした就労支援を進められたいこと。

(6) 支援員等の活用

障害のある幼児児童生徒の学習上・生活上の支援を行うため、教育委員会の事業等により特別支援教育に関する支援員等の活用が広がっている。

この支援員等の活用に当たっては、校内における活用の方針について十分検討し共通理解のもとに進めるとともに、支援員等が必要な知識なしに幼児児童生徒の支援に当たることのないよう、事前の研修等に配慮すること。

(7) 学校間の連絡

障害のある幼児児童生徒の入学時や卒業時に学校間で連絡会を持つなどして、継続的な支援が実施できるようにすることが望ましいこと。

8. 厚生労働省関係機関等との連携

各学校及び各教育委員会等は、必要に応じ、発達障害者支援センター、児童相談所、保健センター、ハローワーク等、福祉、医療、保健、労働関係機関との連携を図ること。

(お問い合わせ先)

文部科学省初等中等教育局

特別支援教育課(古川、富田、吉原)

電話：03-5253-4111(代表)(内線3192)

03-6734-3192(直通)

参考情報

特別支援教育を推進するために、下記情報を参照されたい。

○ 関係法令・通知等

主な関係法令・通知等は下記のとおりである。

- ・ 「発達障害者支援法」(平成16年12月10日法律167号)
- ・ 「発達障害のある児童生徒等への支援について」(平成17年4月1日付け17文科初第211号文部科学省関係局長連名通知)
- ・ 「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」(平成17年12月8日中央教育審議会答申)
- ・ 「学校教育法施行規則の一部改正等について」(平成18年3月31日付け17文科初第1177号文部科学省初等中等教育局長通知)
- ・ 「学校教育法等の一部を改正する法律」(平成18年6月21日法律第80号)
- ・ 「特別支援教育の推進のための学校教育法等の一部改正について」(平成18年7月18日付け18文科初第446号文部科学事務次官通知)
- ・ 「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令等の整備について」(平成19年3月30日付け18文科初第1290号文部科学事務次官通知)

○ ガイドラインの活用

教育委員会及び学校が、発達障害のある児童生徒への教育支援体制を整備する際には、文部科学省において作成した下記ガイドラインを参照されたい。このガイドラインには、校長、特別支援教育コーディネーター、教員等が具体的に行うべきことについても収録されている。

- ・ 「小・中学校におけるLD(学習障害)、ADHD(注意欠陥/多動性障害)、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン(試案)」
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/16/01/04013002.htm

○ インターネットによる情報

文部科学省及び独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の刊行物やホームページなどで提供する情報についても、下記により適宜参照されたい。

- ・ 文部科学省特別支援教育関係ホームページ：
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main.htm
- ・ 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所ホームページ：
<http://www.nise.go.jp/>
<http://www.nise.go.jp/portal/index.html>

専門家チームや巡回相談等に御協力いただける方等のリストについて

専門家チーム：

市町村教育委員会の専門家チームにも御協力いただける医師のリストが、日本児童青年精神医学会から届いています。

専門家チームへの協力を希望される市町村教育委員会は、京都府教育庁指導部特別支援教育課へお問い合わせください。

具体的な協力内容は各医師と御相談いただくことになります。

専門家チーム、巡回相談、校内研修など：

学校環境の中での具体的支援を含めて御協力いただける専門家のリスト等が、京都府作業療法士会、臨床心理士会、臨床発達心理士会関西支部から届いています。

支援を希望される方は、京都府教育庁指導部特別支援教育課へお問い合わせください。あわせてp64～p67の各関係機関からのメッセージも御覧ください。

京都府教育委員会

京都府特別支援教育体制推進事業調査研究運営会議

特別支援教育発展ガイド

～ 学校、地域、社会全体のネットワークで

一人一人のニーズに応じた支援を ～

平成20年3月

京都府教育委員会

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

TEL：(075) 414-5835 (特別支援教育課)

FAX：(075) 414-5739

執筆協力者：専門家チーム委員、各教育局担当指導主事、

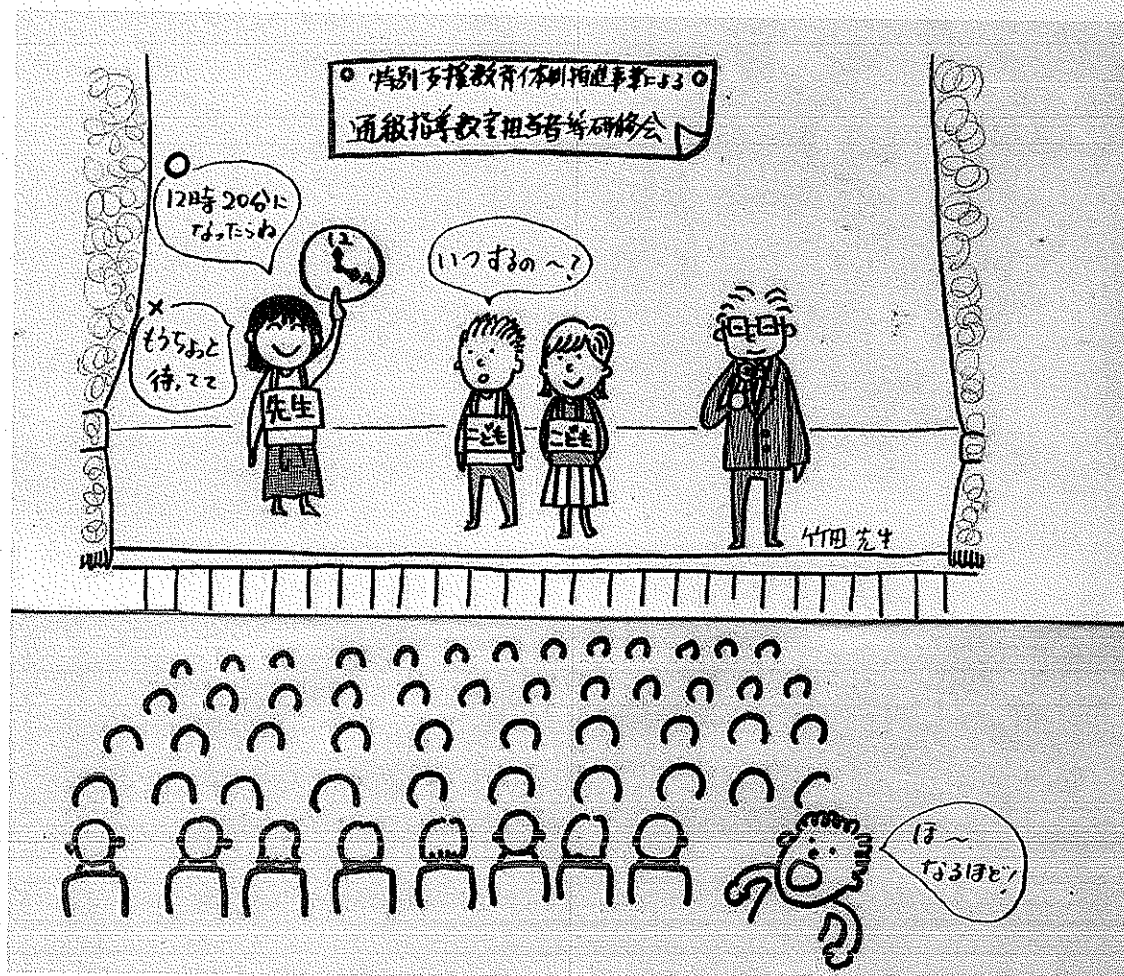
特別支援学校地域支援センター担当者、福知山市教育委員会

関係機関（日本児童精神医学会、京都府作業療法士会、臨床心理士会、

臨床発達心理士会関西支部、京都言語聴覚士会）、京都府教育委員会スクー

ルカウンセラー

資料提供者：朱雀高校、その他協力校、平成19年度現職教育職員長期研修派遣者



《特別支援教育体制推進事業による通級指導教室担当者等研修会》H19.7.17実施
 「発達障害の支援につながるちょっとした関わり方の工夫」
 現役教員(長期派遣研修生)によるロールプレイングと解説
 解説：大阪医科大学LDセンター顧問 竹田契一氏